

公共施設のこれからを考える 基本的な指針

～地域の交流と活動を育み、未来へとつなぐこれからの「拠点づくり」を考えるために～



令和 8 年 3 月

目次

I 総則	11
1 公共施設のこれからを考える基本的な指針策定の背景	11
1-1 国における動向	11
1-2 本市における現状・課題	11
1-3 公共施設のあり方検討の「Re：スタート」	11
1-4 「Re：スタート」の方向性	12
1-5 「Re：スタート」するための重要な考え方	12
2 公共施設のこれからを考える基本的な指針の概要	13
2-1 目的	13
2-2 対象	13
2-2-1 対象施設	13
2-2-2 対象分類	13
2-3 本指針の基本的な考え方	16
2-4 最適化の手法	17
2-5 検討手法	18
2-5-1 個別施設計画	18
2-5-2 地域別実行計画	18
2-6 指針の位置づけ	18
2-7 指針の見直し及び進捗確認について	19
II 公共施設のこれからを考える基本的な指針	20
1 ホール施設	20
1-1 ホール施設における中分類ごとのあり方（財産活用課）	20
1-2 ホール施設の小分類	21
1-2-1 市民会館（市民生活部市民協働課）	21
1-2-2 文化会館（文化スポーツ部文化政策課）	21
1-2-3 勤労者会館【ホール有】（経済部雇用新潟暮らし推進課）	21
1-2-4 生涯学習施設【ホール有】（教育委員会事務局中央公民館、中央図書館）	21
1-3 ホール施設における小分類ごとの再編方針	22
1-3-1 市民会館	22
1-3-2 文化会館	23
1-3-3 勤労者会館【ホール有】	24
1-3-4 生涯学習施設【ホール有】	25
2 コミュニティ系施設	27

2-1 コミュニティ系施設における中分類ごとのあり方（財産活用課）	27
2-2 コミュニティ系施設の小分類	28
2-2-1 コミュニティセンター・コミュニティハウス（市民生活部市民協働課）	28
2-2-2 公民館	29
2-2-2-1 基幹公民館（教育委員会事務局中央公民館）	29
2-2-2-2 地区公民館（教育委員会事務局中央公民館）	29
2-2-2-3 公民館分館（教育委員会事務局中央公民館）	30
2-2-3 地区集会場	30
2-2-3-1 地区集会所等（市民生活部市民協働課）	30
2-2-3-2 農村環境改善センター（農林水産部農村整備・水産振興課）	30
2-2-4 生涯学習施設【ホール無】（教育委員会事務局中央公民館）	31
2-2-5 勤労者会館【ホール無】（経済部雇用・新潟暮らし推進課）	31
2-2-6 市民会館【ホール無】（市民生活部市民協働課）	31
2-3 コミュニティ系施設における小分類ごとの再編方針	32
2-3-1 コミュニティセンター・コミュニティハウス	32
2-3-2 地区公民館	33
2-3-2-1 基幹公民館	33
2-3-2-2 地区公民館	35
2-3-2-3 公民館分館	37
2-3-3 地区集会所	39
2-3-3-1 地区集会場等	39
2-3-3-2 農村環境改善センター	40
2-3-4 生涯学習施設【ホール無】	41
2-3-5 勤労者会館【ホール無】	43
2-3-6 市民会館【ホール無】	44
3 美術館	45
3-1 美術館における中分類ごとのあり方（文化スポーツ部美術館）	45
3-2 美術館の小分類	46
3-2-1 美術館（文化スポーツ部美術館）	46
3-3 美術館における小分類ごとの再編方針	47
3-3-1 美術館	47
4 博物館・資料館	49
4-1 博物館・資料館における中分類ごとのあり方（文化スポーツ部歴史文化課）	49
4-2-1 博物館（文化スポーツ部歴史文化課）	50
4-2-2 資料館（文化スポーツ部歴史文化課、文化スポーツ部文化政策課）	50
4-3 博物館・資料館における小分類ごとの再編方針	51

4-3-1 博物館.....	51
4-3-2 資料館.....	53
5 文化財的施設.....	55
5-1 文化財的施設における中分類ごとのあり方（文化スポーツ部歴史文化課）	55
5-2 文化財的施設の小分類.....	56
5-2-1 文化財的施設（文化スポーツ部歴史文化課）	56
5-3 文化財的施設における小分類ごとの再編方針	57
5-3-1 文化財的施設	57
6 図書館.....	58
6-1 図書館における中分類ごとのあり方（教育委員会事務局中央図書館）	58
6-2 図書館の小分類.....	59
6-2-1 図書館.....	59
6-2-1-1 中央図書館（教育委員会事務局中央図書館）	59
6-2-1-2 中心図書館（教育委員会事務局中央図書館）	59
6-2-1-3 地区図書館（教育委員会事務局中央図書館）	59
6-2-2 地区図書室.....	60
6-2-2-1 地区図書室（教育委員会事務局中央図書館）	60
6-2-2-2 アルザにいがた情報図書室（市民生活部男女共同参画課）	60
6-3 図書館における小分類ごとの再編方針	61
6-3-1 図書館.....	61
6-3-1-1 中央図書館	61
6-3-1-2 中心図書館	62
6-3-1-3 地区図書館	63
6-3-2 地区図書室.....	64
6-3-2-1 地区図書室	64
6-3-2-2 アルザにいがた情報図書室	65
7 スポーツ施設.....	66
7-1 スポーツ施設における中分類ごとのあり方（文化スポーツ部スポーツ振興課） ..66	
7-2 スポーツ施設の小分類.....	67
7-2-1 グラウンド【多目的運動広場】（文化スポーツ部スポーツ振興課）	68
7-2-2 グラウンド【野球・ソフトボール場】（文化スポーツ部スポーツ振興課） ...68	
7-2-3 グラウンド【ゲートボール場】（文化スポーツ部スポーツ振興課）	69
7-2-4 グラウンド【球技場】（文化スポーツ部スポーツ振興課）	69
7-2-5 体育館【スケート場含む】（文化スポーツ部スポーツ振興課）	70
7-2-6 武道場（文化スポーツ部スポーツ振興課）	70
7-2-7 プール（文化スポーツ部スポーツ振興課）	71

7-2-8 競技場（文化スポーツ部スポーツ振興課）	71
7-2-9 トレーニング場（文化スポーツ部スポーツ振興課）	71
7-2-10 庭球場（文化スポーツ部スポーツ振興課）	72
7-3 スポーツ施設における小分類ごとの再編方針	73
7-3-1 グラウンド【多目的運動広場】	73
7-3-2 グラウンド【野球・ソフトボール場】	74
7-3-3 グラウンド【ゲートボール場】	75
7-3-4 グラウンド【球技場】	76
7-3-5 体育館【スケート場含む】	77
7-3-6 武道場	78
7-3-7 プール	79
7-3-8 競技場	80
7-3-9 トレーニング場	81
7-3-10 庭球場	82
8 ひまわりクラブ	83
8-1 ひまわりクラブにおける中分類ごとのあり方（こども未来部こども政策課）	83
8-2 ひまわりクラブの小分類	84
8-2-1 ひまわりクラブ（こども未来部こども政策課）	84
8-3 ひまわりクラブにおける小分類ごとの再編方針	85
8-3-1 ひまわりクラブ	85
9①子育て支援施設【児童館等】	86
9①-1 子育て支援施設【児童館等】における中分類ごとのあり方（こども未来部こども政策課）	86
9①-2 子育て支援施設【児童館等】の小分類	88
9①-2-1 児童館等（こども未来部こども政策課）	88
9①-3 子育て支援施設【児童館等】における小分類ごとの再編方針	89
9①-3-1 児童館等	89
9②子育て支援施設【子育て支援センター等】	91
9②-1 子育て支援施設【子育て支援センター等】における中分類ごとのあり方（こども未来部幼保支援課）	91
9②-2 子育て支援施設【子育て支援センター等】の小分類	92
9②-2-1 子育て支援センター等（こども未来部幼保支援課）	92
9②-3 子育て支援施設【子育て支援センター】における小分類ごとの再編方針	93
9②-3-1 子育て支援センター等	93
10 高齢者福祉施設	94
10-1 高齢者福祉施設における中分類ごとのあり方（福祉部高齢者支援課・南区健康福	

社課・西蒲区健康福祉課)	94
10-2 高齢者福祉施設の小分類	95
10-2-1 老人憩の家（福祉部高齢者支援課）	95
10-2-2 老人福祉センター（福祉部高齢者支援課）	95
10-2-3 その他高齢者福祉施設	96
10-2-3-1 高齢者能力活用センター（南区健康福祉課）	96
10-2-3-2 高齢者生きがいルーム中之口等（西蒲区健康福祉課）	96
10-3 高齢者福祉施設における小分類ごとの再編方針	97
10-3-1 老人憩の家	97
10-3-2 老人福祉センター	99
10-3-3 その他高齢者福祉施設	100
10-3-3-1 高齢者能力活用センター	100
10-3-3-2 高齢者生きがいルーム中之口等	102
11①保健福祉施設【保健福祉センター等】	103
11①-1 保健福祉施設【保健福祉センター等】における中分類ごとのあり方（保健衛生部保健衛生総務課）	103
11①-2 保健福祉施設【保健福祉センター等】の小分類	104
11①-2-1 保健福祉センター、健康センター（保健衛生部保健衛生総務課）	104
11①-3 保健福祉施設【保健福祉センター等】における小分類ごとの再編方針	105
11①-3-1 保健福祉センター、健康センター	105
11②保健福祉施設【社会福祉施設等】	107
11②-1 保健福祉施設【社会福祉施設等】における中分類ごとのあり方（福祉部福祉総務課・障がい福祉課）	107
11②-2 保健福祉施設【社会福祉施設等】の小分類	108
11②-2-1 社会福祉施設等（福祉部総務課）	108
11②-2-2 障がい福祉施設	108
11②-2-2-1 明生園（福祉部障がい福祉課）	108
11②-2-2-2 デイサービスセンター（福祉部障がい福祉課）	108
11②-2-2-3 発達障がい支援センター（福祉部障がい福祉課）	108
11②-2-2-4 児童発達支援センター（こども未来部こども家庭課）	108
11②-3 保健福祉施設【社会福祉施設等】における小分類ごとの再編方針	109
11②-3-1 社会福祉施設等	109
11②-3-2 障がい福祉施設	111
11②-3-2-1 明生園	111
11②-3-2-2 デイサービスセンター	112
11②-3-2-3 発達障がい支援センター	113

11②-3-2-4 児童発達支援センター	114
12 幼稚園	115
12-1 幼稚園における中分類ごとのあり方（教育委員会事務局教育総務課）	115
12-2 幼稚園の小分類	116
12-2-1 幼稚園（教育委員会事務局教育総務課）	116
12-3 幼稚園における小分類ごとの再編方針	117
12-3-1 幼稚園	117
13 保育園	119
13-1 保育園における中分類ごとのあり方（こども未来部幼保運営課・幼保支援課）	119
13-2 保育園の小分類	120
13-2-1 保育園（こども未来部幼保運営課）	120
13-3 保育園における小分類ごとの再編方針	121
13-3-1 保育園	121
14 学校教育施設	123
14-1 学校教育施設における中分類ごとのあり方（教育委員会事務局教育総務課）	123
14-2 学校教育施設の小分類	124
14-2-1 小学校（教育委員会事務局教育総務課）	124
14-2-2 中学校（教育委員会事務局教育総務課）	124
14-2-3 中等教育学校・高等学校（教育委員会事務局教育総務課・学校支援課）	124
14-2-4 特別支援学校（教育委員会事務局教育総務課・特別支援教育課）	124
14-3 学校教育施設における小分類ごとの再編方針	125
14-3-1 小学校	125
14-3-2 中学校	127
14-3-3 中等教育学校・高等学校	129
14-3-4 特別支援学校	130
16 公営住宅	131
16-1 公営住宅における中分類ごとのあり方（建築部住環境政策課）	131
16-2 公営住宅の小分類	132
16-2-1 公営住宅（建築部住環境政策課）	132
16-3 公営住宅における小分類ごとの再編方針	133
16-3-1 公営住宅	133
17 斎場	134
17-1 斎場における中分類ごとのあり方（保健衛生部保健衛生総務課（整備）、保健所環 境衛生課（管理運営））	134
17-2 斎場の小分類	135

17-2-1 斎場（保健衛生部保健衛生総務課、保健所環境衛生課）	135
17-3 斎場における小分類ごとの再編方針	136
17-3-1 斎場.....	136
18 レクリエーション施設	138
18-1 レクリエーション施設における中分類ごとのあり方.....	138
18-2 レクリエーション施設の小分類	139
18-2-1 観光施設.....	139
18-2-1-1 水の公園福島潟（北区産業振興課）	139
18-2-1-2 水族館（文化スポーツ部文化政策課）	139
18-2-1-3 食と花の交流センター等（農林水産部食と花の推進課）	139
18-2-1-4 天寿園（中央区建設課）	139
18-2-1-5 動物ふれあいセンター（保健衛生部保健所環境衛生課）	139
18-2-1-6 石油の里古代館等（秋葉区産業振興課）	139
18-2-1-7 岩室観光施設いわむろや等（西蒲区産業観光課）	140
18-2-2 海辺の森キャンプ場（北区産業振興課）	140
18-3 レクリエーション施設における小分類ごとの再編方針.....	141
18-3-1 観光施設.....	141
18-3-1-1 水の公園福島潟	141
18-3-1-2 水族館.....	143
18-3-1-3 食と花の交流センター等.....	145
18-3-1-4 天寿園.....	147
18-3-1-5 動物ふれあいセンター	148
18-3-1-6 石油の里古代館等.....	149
18-3-1-7 岩室観光施設いわむろや等	150
18-3-2 海辺の森キャンプ場	152
19 保養施設	153
19-1 保養施設における中分類ごとのあり方.....	153
19-2 保養施設の小分類	154
19-2-1 保養施設.....	154
19-2-1-1 小須戸温泉センター（秋葉区産業振興課）	154
19-2-1-2 ふれあい健康センター（環境部循環社会推進課）	154
19-2-1-3 岩室健康増進センター（西蒲区産業観光課）	154
19-3 保養施設における小分類ごとの再編方針.....	155
19-3-1 保養施設.....	155
19-3-1-1 小須戸温泉健康センター	155
19-3-1-2 ふれあい健康センター	156

19-3-1-3 岩室健康増進センター	158
21 その他公共用施設.....	159
21-1 その他公共用施設における中分類ごとのあり方.....	159
21-2 その他公共用施設の小分類.....	160
21-2-1 その他公共用施設.....	160
21-2-1-1 新潟市産業振興センター（経済部商業振興課）	160
21-2-1-2 国際友好会館（観光・国際交流部国際課）	160
21-2-1-3 新潟市芸術創造村・国際青少年センター等（教育委員会事務局中央公民館）	160
21-2-1-4 万代島多目的広場（都市政策部港湾空港課）	160
21-2-1-5 新津地区グリーンセンター（秋葉区産業振興課）	160
21-3 その他公共用施設における小分類ごとの再編方針	161
21-3-1 その他公共用施設.....	161
21-3-1-1 新潟市産業振興センター	161
21-3-1-2 国際友好会館.....	162
21-3-1-3 新潟市芸術創造村・国際交流センター等	163
21-3-1-4 万代島多目的広場.....	165
21-3-1-5 新津グリーンセンター	167
22①教育系施設【教育センター】	168
22①-1 教育系施設【教育センター】における中分類ごとのあり方.....	168
22①-2 教育系施設【教育センター】の小分類.....	169
22①-2-1 教育相談センター・教育相談室（教育委員会事務局学校支援課）	169
22①-2-2 総合教育センター（教育委員会事務局総合教育センター）	169
22①-3 教育系施設【教育センター】における小分類ごとの再編方針	170
22①-3-1 教育相談センター・教育相談室	170
22①-3-2 総合教育センター	172
22②教育系施設【給食センター】	173
22②-1 教育系施設【給食センター】における中分類ごとのあり方（教育委員会事務局保健給食課）	173
22②-2 教育系施設【給食センター】における小分類.....	174
22②-2-1 給食センター（教育委員会事務局保健給食課）	174
22②-3 教育系施設【給食センター】における小分類ごとの再編方針	175
22②-3-1 給食センター.....	175
23 庁舎系施設.....	176
23-1 庁舎系施設における中分類ごとのあり方（総務部総務課）	176
23-2 庁舎系施設の小分類.....	177

23-2-1 本庁舎（総務部総務課）	177
23-2-2 区役所（総務部総務課）	177
23-2-3 出張所（総務部総務課）	177
23-2-4 連絡所（総務部総務課）	178
23-3 庁舎系施設における小分類ごとの再編方針	179
23-3-1 本庁舎	179
23-3-2 区役所	181
23-3-3 出張所	183
23-3-4 連絡所	185
24 その他行政系施設	186
24-1 その他行政系施設における中分類ごとのあり方	186
24-2 その他行政系施設の小分類	187
24-2-1 保健医療施設【新潟市総合保健医療センター】（保健衛生部保健衛生総務課）	187
24-2-2 福祉施設	187
24-2-2-1 児童相談所（児童相談所家庭支援課）	187
24-2-2-2 乳児院はるかぜ（こども未来部こども家庭課）	187
24-2-3 その他行政系施設	187
24-2-3-1 新潟市文書館等（文化スポーツ部歴史文化課）	187
24-2-3-2 食肉衛生検査所（保健衛生部食肉衛生検査所）	187
24-2-3-3 清掃事務所（環境部廃棄物対策課）	187
24-2-3-4 衛生環境研究所（保健衛生部衛生環境研究所）	188
24-2-4 産業研究施設	188
24-2-4-1 新潟市バイオリサーチセンター（経済部産業政策・イノベーション推進 課）	188
24-2-4-2 農業活性化研究センター（農林水産部農業活性化研究センター）	188
24-3 その他行政系施設における小分類ごとの再編方針	189
24-3-1 保健医療施設【新潟市総合保健医療センター】	189
24-3-2 福祉施設	191
24-3-2-1 児童相談所	191
24-3-2-2 乳児院はるかぜ	192
24-3-3 その他行政系施設	193
24-3-3-1 新潟市文書館等	193
24-3-3-2 食肉衛生検査所	194
24-3-3-3 清掃事務所	195
24-3-3-4 衛生環境研究所	196

24-3-4 産業研究施設	197
24-3-4-1 新潟市バイオリサーチセンター	197
24-3-4-2 農業活性化研究センター	198

I 総則

1 公共施設のこれからを考える基本的な指針策定の背景

1-1 国における動向

我が国では、戦後以降の人口増加を背景に昭和 50 年代に多くのインフラが整備されてきました。こうした状況を踏まえ、国では次の①、②の視点から、平成 25 年に「インフラ長寿命化基本計画」を策定しました。

- ①安全で強靱なインフラシステムの構築により国民の安全・安心を確保
- ②厳しい財政状況下において人口減少や少子高齢化が進展する将来を見据え、中長期的な維持管理・更新などにかかるトータルコストの縮減や予算の平準化を図る

1-2 本市における現状・課題

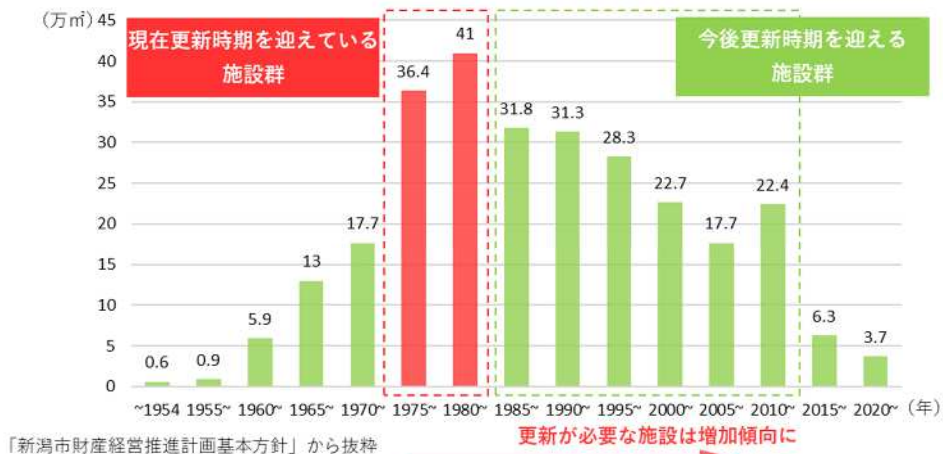
国の方針を踏まえて、平成 27 年度に「基本計画編」、「公共施設マネジメント編」、「インフラマネジメント編」からなる「財産経営推進計画」を策定し、地域における「公共施設のあり方」などを検討するために、市内 55 の中学校区単位ごとに「地域別実行計画」の策定を進めています。

しかし、長引いたコロナ禍・令和 6 年能登半島地震等により、地域の皆さまとの対話が叶わなかったことや、施設の「再編」という言葉が持つマイナスイメージにより、地域での議論が思うように進まず、令和 7 年 9 月時点では、地域別実行計画の策定が 8 地域にとどまっている状況です。

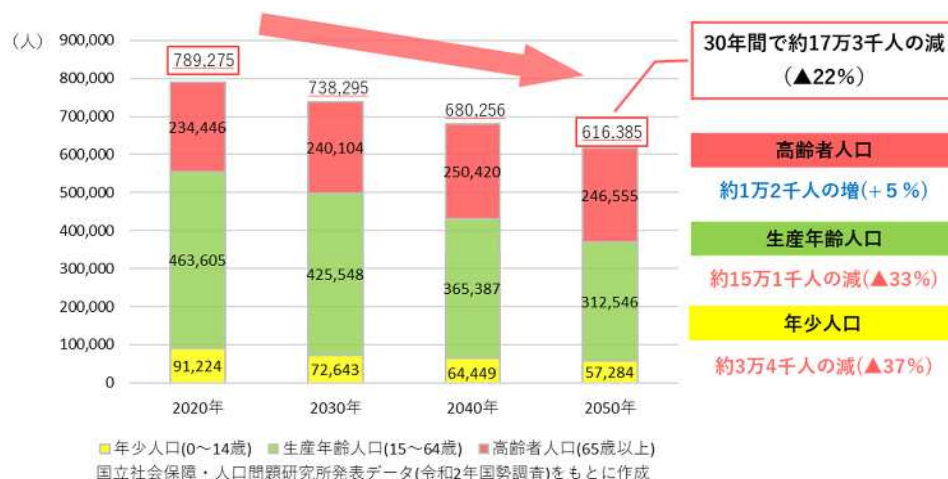
1-3 公共施設のあり方検討の「Re：スタート」

公共施設を「質（サービス）」・「量（面積）」・「コスト」の面で最適化を進め、将来の新潟市民へ健全な状態で継承していくため、公共施設のあり方検討を「Re：スタート」する必要があります。

図表 1-1 建築年別にみた公共施設の整備状況



図表 1-2 本市の将来推計人口



1-4 「Re：スタート」の方向性

次の「3つの『Re』」の視点に基づき、地域の皆さまと公共施設の課題を共有し、検討することで、新たに生み出していくメリットについても、丁寧に説明していきます。

図表 2 3つの「Re」



1-5 「Re：スタート」するための重要な考え方

● 全市一斉の地域との対話

公共施設のあり方を検討することは、今後の施策の方向性を決める上で不可欠なものです。

市民の皆さまに向けて、現状・問題点と併せて、質・量・コストの面で施設をより効果的に利用するために必要な考え方や取組など、全市一斉に丁寧に説明していきます。

● 全職員による検討の実施

市内に存在する公共施設は多岐にわたっており、それぞれの制度を所管する所属もまた多岐にわたることから、施設に関わる全ての部・区が連携して検討を進めていきます。

2 公共施設のこれからを考える基本的な指針の概要

2-1 目的

公共施設のこれからを考える基本的な指針（以下「本指針」という。）は、市内 55 の地域での公共施設の最適化を進める「アクションプラン」となる地域別実行計画の策定を進めるにあたり、施設種類に応じた「3 つの『Re』」の視点から施設の今後のあり方（再編の方向性）を整理したものです。

また、「1-5「Re：スタート」するための重要な考え方」に挙げた「全職員による検討の実施」を実現するため、一つ一つの施設のあり方を検討する「制度所管所属」を明らかにするものです。

2-2 対象

2-2-1 対象施設

原則として、本市の公共施設の保有状況をはじめ、利用やコスト、老朽化などの現状と課題をありのまま示すことを目的に、毎年公表している「財産白書」に掲載する施設を対象とします。

なお、本指針では令和 7 年 9 月末時点に存在する施設を対象としています。

【参考：財産白書対象施設について】

- ・施設用途による分類は、総務省の用途分類に準拠
- ・企業会計、消防、清掃施設などは個別の検討が必要なため、対象外
- ・単独小規模な施設などは一部調査対象外
- ・令和 6 年度財産白書対象施設（令和 5 年度末時点）は 915 施設

2-2-2 対象分類

「財産白書」に応じた「大・中・小分類」の他、制度所管所属を明確にするため、本指針独自の「細分類」を加え、次のとおり整理しました。

図表 3 本指針の対象施設

大分類	中分類		小分類	細分類
公共用施設	1	ホール施設	市民会館	
			文化会館	
			勤労者会館【ホール有】	
			生涯学習施設【ホール有】	
	2	コミュニティ系施設	コミュニティセンター・コミュニティハウス	
公民館			基幹公民館	

公 共 用 施 設	2	コミュニティ系 施設	公民館	地区公民館
				公民館分館
			地区集会場	地区集会所等
				農村環境改善センター
			生涯学習施設【ホール無】	
			勤労者会館【ホール無】	
	市民会館【ホール無】			
	3	美術館	美術館	
	4	博物館・資料館	博物館	
			資料館	
	5	文化財的施設	文化財的施設	
	6	図書館	図書館	中央図書館
				中心図書館
				地区図書館
			地区図書室	地区図書室
			アルザにいがた情報図書室	
	7	スポーツ施設	グラウンド【多目的広場】	
			グラウンド【野球・ソフトボール場】	
			グラウンド【ゲートボール場】	
			グラウンド【球技場】	
			体育館【スケート場含む】	
			武道場	
			プール	
			競技場	
			トレーニング場	
			庭球場	
	8	ひまわりクラブ	ひまわりクラブ	
9①	子育て支援施設 【児童館等】	児童館等		
9②	子育て支援施設 【子育て支援 センター等】	子育て支援センター等		
10	高齢者福祉施設	老人憩の家		
		老人福祉センター		
		その他高齢福祉施設	白根高齢者能力活用センター	
			高齢者生きがいルーム中之口等	

公 共 用 施 設	11①	保健福祉施設 【保健福祉 センター等】	保健福祉センター、健康センタ ー	
	11②	保健福祉施設 【社会福祉 施設等】	社会福祉施設等	
			障がい福祉施設	明生園
				デイサービスセンター
				発達障がい支援センター
			児童発達支援センター	
	12	幼稚園	幼稚園	
	13	保育園	保育園	
	14	学校教育施設	小学校	
			中学校	
			中等教育学校・高等学校	
			特別支援学校	
	15	公設デイサービスセンター ※対象施設無しのため、「Ⅱ公共施設のこれからを考える基本的な指針」無し		
	16	公営住宅	公営住宅	
	17	斎場	斎場	
	18	レクリエーショ ン施設	観光施設	水の公園福島潟
				水族館
				食と花の交流センター等
				天寿園
				動物ふれあいセンター
				石油の里古代館等
岩室観光施設いわむろや等				
海辺の森キャンプ場				
19	保養施設	保養施設	小須戸温泉センター	
			ふれあい健康センター	
			岩室健康増進センター	
20	老人ホーム ※対象施設無しのため、「Ⅱ公共施設のこれからを考える基本的な指針」無し			
21	その他公共用施 設	その他公共用施設	新潟市産業振興センター	
			国際友好会館	
			新潟市芸術創造村・国際青少 年センター	
			万代島多目的広場	
			新津地区グリーンセンター	

公 用 施 設	22①	教育系施設	教育相談センター・教育相談室	
		【教育センター】	総合教育センター	
	22②	教育系施設	給食センター	
		【給食センター】		
	23	庁舎系施設	本庁舎	
			区役所	
			出張所	
			連絡所	
	24	その他行政系施設	保健医療施設	
			福祉施設	児童相談所
				乳児院はるかぜ
			その他行政系施設	新潟市文書館等
				食肉衛生検査所
				清掃事務所
衛生環境研究所				
産業研究施設			新潟市バイオリサーチセンター	
	農業活性化研究センター			

2-3 本指針の基本的な考え方

施設によりサービス利用圏域が異なることに着目し、全市を対象とした施設を「圏域Ⅰ」、区又は複数区を対象とした施設を「圏域Ⅱ」、地域、中学校区を対象とした施設を「圏域Ⅲ」とします。

※圏域ごとの公共施設の配置は図表4のとおりです。

この「圏域」に応じ、「2-2-2 対象分類」に規定する分類ごとにその特性を分析し、施設再編の方向性を定めるものとします。

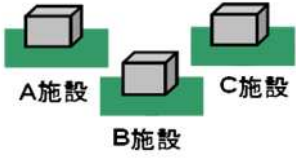
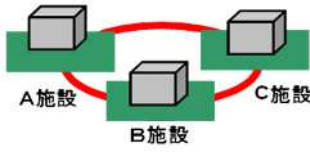
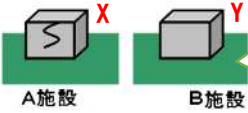
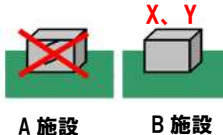
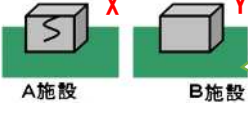
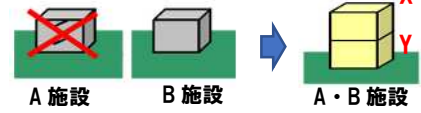
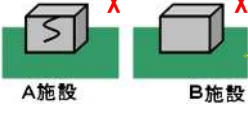
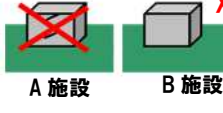
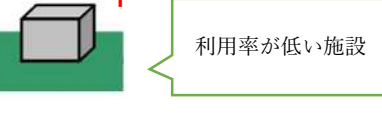
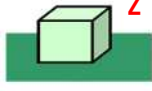
図表4 公共施設マネジメント編に規定する圏域ごとの「全市共通の方針」

圏域	方針
Ⅰ（全市域）	施設種類ごとに原則1施設を前提とし、検討を進める
Ⅱ（区又は複数区）	施設種類ごとに圏域内での集約化、複合化の検討を進める
Ⅲ（地域、中学校区）	地域別実行計画の策定を通じ地域と検討を進める ○誰もが利用できる地域密着型施設は将来的には中学校区で原則1か所を目指しつつ、圏域の広さや施設利用率、人口等を勘案し、集約化、複合化を図る ○特定目的の施設は誰もが利用できる地域密着型施設との集約化、複合化を目指す

2-4 最適化の手法

本指針に基づく最適化の手法及び係る用語の意義などは下図のとおりとなります。

図表5 今後の方向性の考え方（施設最適化の手法）

手法	現状	手法実施後
継続・運用上の工夫	 <p>A施設 B施設 C施設</p> <p>機能重複した施設が複数あり、各施設ごとに管理</p>	 <p>A施設 B施設 C施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸室管理や窓口1本化 ・運用効率化（営業時間短縮）
多機能化	 <p>A施設 B施設</p> <p>異なるサービスを提供</p> <p>A：老朽度高い。提供サービス X B：老朽度低い。提供サービス Y</p>	 <p>A施設 B施設</p> <p>A施設を廃止し、B施設でX、Yサービス提供</p>
複合化	 <p>A施設 B施設</p> <p>異なるサービスを提供</p> <p>A：老朽度高い。提供サービス X B：老朽度低い。提供サービス Y</p>	 <p>A施設 B施設 A・B施設</p> <p>A施設を廃止し、B施設の余裕スペースを活用してA施設を運営 A施設はXサービス、B施設はYサービスを提供</p>
集約化	 <p>A施設 B施設</p> <p>同種のサービスを提供</p> <p>A：老朽度高い。提供サービス X B：老朽度低い。提供サービス X</p>	 <p>A施設 B施設</p> <p>A施設を廃止し、B施設でXサービス提供</p>
用途転用	 <p>提供サービス Y</p> <p>利用率が低い施設</p>	 <p>利用率の低いサービス提供を改め、需要の高いサービスZを提供</p>

2-5 検討手法

2-5-1 個別施設計画

平成 25 年 11 月に国が策定した「インフラ長寿命化基本計画」では、各施設の特長や維持管理・更新等に係る取組状況を踏まえ、メンテナンスサイクルの核となる「個別施設計画」をできるだけ早期に策定し、これに基づき戦略的な維持管理・更新を推進することとしています。

本市では、公共施設に関する個別施設計画として下記の計画を策定しています。

図表 6 個別施設計画例

- | |
|---|
| <p>①地域別実行計画（55 の地域ごとに順次策定）
対象：主に圏域Ⅲ施設</p> <p>②公共建築物保全計画（平成 28 年度策定）
対象：下記を除く財産白書対象施設及び母子生活支援施設</p> <ul style="list-style-type: none">a. 文化財的施設b. 幼稚園c. 学校教育施設d. 市営住宅e. 延面積 500 m²未満の対象施設 <p>③市営住宅長寿命化計画（平成 27 年度策定）
対象：市営住宅</p> <p>④学校施設長寿命化計画（平成 27 年度策定）
対象：学校教育施設</p> <p>⑤新潟市個別施設計画（令和 2 年度策定）
対象：②～④対象外施設及び①の未策定地域における施設</p> |
|---|

2-5-2 地域別実行計画

市内を 55 の中学校区を基本とした地域に区分し、当該地域における公共施設の将来のあり方を地域住民と協働して検討し、策定する計画です。

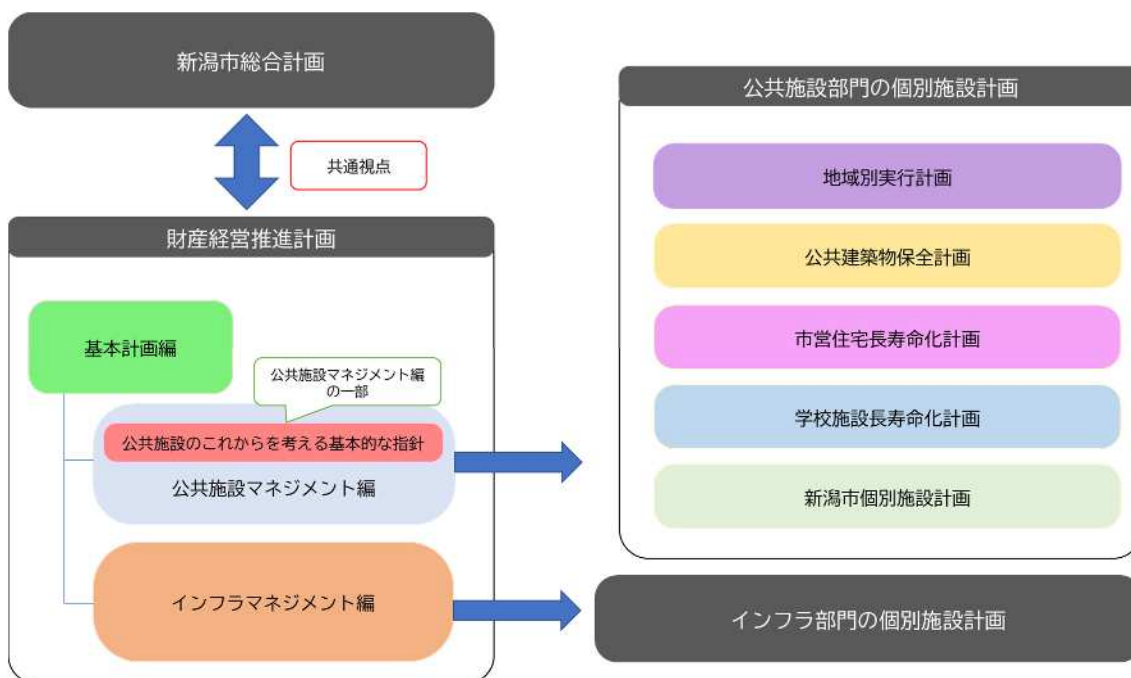
圏域ごとの「全市共通の方針」及び本指針等を踏まえながら、計画策定にあっては、人口や利用需要の変化、地域特性などを加味して進めることとしています。

2-6 指針の位置づけ

本指針は「財産経営推進計画」の「公共施設マネジメント編」の一部として令和 2 年 3 月に策定した「公共施設の種類ごとの配置方針」を基に、令和 7 年 5 月の「財産経営推進本部会議」での市長訓示を踏まえ、「3 つの Re の視点」や「全職員による検討の実施」といった趣旨を新たに内含し、令和 8 年 3 月に名称を改める形で改訂しました。

本指針の計画上の性質は「公共施設の種類ごとの配置方針」を引継ぎ、「公共施設マネジメント編」の一部とします。

図表 7 本指針計画体系



2-7 指針の見直し及び進捗確認について

本指針に基づいた公共施設のあり方検討の進捗は財産経営推進本部会議等により定期的に確認するとともに、各公共施設の分類ごとに適宜見直しを行うものとします。

II 公共施設のこれからを考える基本的な指針

1 ホール施設

1-1 ホール施設における中分類ごとのあり方（財産活用課）

- 築年数の浅い施設が多くありますが、老朽化が進むことや利用率の低い施設もあることから、新たな施設整備は行わず、利用状況を踏まえた集約化を検討します。
- 圏域Ⅰについて、機能が類似する県民会館が市内に立地していることを踏まえ、現在の2施設を1施設に集約します。
- 圏域Ⅱについて、立地する区別に利用率合計を算出し、100%未満の場合は1施設に、100%超の場合は2施設に、区ごとに集約します。
- 複合施設のホール機能（室）を廃止する場合、施設が存続する間は、コミュニティ系施設などへの用途転用を検討します。

	継続	多機能化・複合化	集約化
圏域Ⅰ	○	-	◎
圏域Ⅱ	○	○	◎
圏域Ⅲ	該当なし	該当なし	該当なし

【凡例】◎：優先検討 ○：検討 -：考慮しない

(1) 継続

- ・ 新たな利活用方法の検討
- ・ 市共催事業に関する使用料減免の厳格化・統一化の検討

(2) 多機能化・複合化

- ・ 親施設として多機能化・複合化

(3) 集約化

- ・ 圏域内での集約化

1-2 ホール施設の小分類

1-2-1 市民会館（市民生活部市民協働課）

区	圏域		
	I	II	III
東区		東区プラザ	
中央区		市民プラザ、万代市民会館	
西区		西新潟市民会館、黒埼市民会館	

1-2-2 文化会館（文化スポーツ部文化政策課）

区	圏域		
	I	II	III
北区		北区文化会館	
中央区	新潟市民芸術文化会館	音楽文化会館	
江南区		江南区文化会館	
秋葉区		秋葉区文化会館	
西蒲区		巻文化会館	

1-2-3 勤労者会館【ホール有】（経済部雇用新潟暮らし推進課）

区	圏域		
	I	II	III
中央区	新潟勤労者総合福祉センター		

1-2-4 生涯学習施設【ホール有】（教育委員会事務局中央公民館、中央図書館）

区	圏域		
	I	II	III
南区		白根学習館（白根地区公民館）	
西蒲区		西川多目的ホール	

1-3 ホール施設における小分類ごとの再編方針

1-3-1 市民会館

(1) 現状と課題

- ・ホール室の利用率は、各施設 20%台から 70%台まで、ばらつきがあります。
- ・長寿命化した場合の目標使用年数 80 年に対し、比較的、築年数の浅い施設もあります。ホール機能を有する施設の特性として、建物の本体だけではなく、舞台設備など高額な附帯設備の修繕・更新も必要です。また、その更新期間は建物より短い期間となります。
- ・既に、複合化された施設は、ホール機能を廃止しても他の機能が存続するため、ホールのある部屋を多目的に利用できる貸室にするなどの検討が必要です。
- ・ホール機能の特徴として、市が実施する市民向け事業など、使用料の減免対象となる利用が多く、本来の収支状況が見えにくくなっていることから、コストに係る施設評価方法に課題があります。

(2) 施設の今後のあり方（再編の方向性）

ア. Re：活用（質）の視点

- ・施設における「ホール機能」の役割を、概ね、市民の交流の場の提供と整理し、圏域内の施設の親施設として、多機能化、複合化を図ります。

イ. Re：デザイン（量）の視点

- ・利用率の低い施設は、他施設への集約化を検討します。

ウ. Re：セット（コスト）の視点

- ・稼働率及び使用料収入の向上のため、より利用者のニーズに沿う貸館の展開など、会館の新たな利活用方法を検討します。

(3) 再編を検討するきっかけ

- ・建物の長寿命化工事及び附帯設備の入れ替えなど、施設価値を向上させる修繕・改修・更新を行う際、制度所管課・施設所管課を中心に多機能化・複合化・集約化をすることを検討します。

(4) その他留意事項など

- ・市共催事業に関する使用料減免の厳格化・統一化の検討が必要です。
- ・補助金、交付金、起債を充て建設し償還中の施設は、補助金返還等が生じるため用途変更や処分するときには十分な注意が必要です。

1-3-2 文化会館

(1) 現状と課題

- ・施設利用率（ホール以外の貸室含む）は、ほとんどの施設が50%前後となっていますが、巻文化会館のみ10%前後となっています。
- ・各施設で貸室管理を行っており、施設間の情報連携など運営面での工夫が必要です。長寿命化した場合の目標年数80年に対し、築30年未満の施設が半数以上ではありますが、老朽度の高い施設もあり、今後修繕にかかる費用が増大することが見込まれます。
- ・ホール機能を有する施設の特性として、建物本体だけでなく、舞台設備など付帯設備の修繕・更新も必要となり、維持管理費や更新費用に多額の費用が生じます。
- ・既に多機能化・複合化された施設は、ホール機能を廃止しても他の機能が存続するため、それらの機能も含めた検討が必要です。

(2) 施設の今後のあり方（再編の方向性）

ア. Re：活用（質）の視点

- ・各施設の貸室管理の集約化など運用上の工夫を行うことで、利用者の利便性の向上や幅広いニーズに対応した貸館の取組などを検討します。

イ. Re：デザイン（量）の視点

- ・既に多機能化・複合化されている施設もありますが、ホールの規模や利用状況、立地等を加味し、さらに圏域内での集約が図れるか検討します。

ウ. Re：セット（コスト）の視点

- ・未利用時間帯・未利用店舗スペースの有効活用や利用率の低い部屋の多目的利用を検討するなど収益を増やす取組を検討します。

(3) 再編を検討するきっかけ

- ・建物の長寿命化工事及び付帯設備の入れ替えなど、施設価値を向上させる修繕・改修・更新を行う際、制度所管課・施設所管課を中心に多機能化・複合化・集約化することを検討します。

(4) その他留意事項など

- ・市共催事業に関する使用料減免の厳格化・統一化の検討が必要です。
- ・補助金、交付金、起債を充て建設し償還中の施設は、補助金返還等が生じるため用途変更や処分する際には十分な注意が必要です。

1-3-3 勤労者会館【ホール有】

(1) 現状と課題

- ・ホール室の利用率は40%弱にとどまっています。
- ・ホール機能を有する施設の特性として、建物の本体だけではなく、舞台装置など高額な附帯設備の修繕・更新も必要です。また、その更新期間は建物より短い期間になります。
- ・築30年を超えていることから、館内設備の監視システム自体が古くなり、更新できなくなっているため、今後、新しいシステムを導入する場合には高額な費用が必要となります。

(2) 施設の今後のあり方（再編の方向性）

ア. Re：活用（質）の視点

- ・多機能施設であることから、ホール機能や貸室機能以外にフィットネスジムの機能があるため、機能別に丁寧な検討を進めます。

イ. Re：デザイン（量）の視点

- ・ホールの利用状況、立地等を加味し、ホール機能の廃止と圏域内での集約化を検討します。

ウ. Re：セット（コスト）の視点

- ・活用期間中においては、附帯設備を含めて、必要最小限の修繕を実施します。

(3) 再編を検討するきっかけ

- ・ホール機能及び貸室機能については、圏域内での集約により、現在の指定管理期間を目途とした廃止を検討します。フィットネスジム機能については、廃止時期について利用者等との丁寧な検討を進めます。

(4) その他留意事項など

- ・市名義共催による使用料免除の厳格化を図ります。

1-3-4 生涯学習施設【ホール有】

(1) 現状と課題

- ・白根学習館のホール室の利用率は 50%前後、西川多目的ホールは 15%前後となっています。
- ・既に複合化された施設であり、ホール機能を廃止しても他の機能が存続するため、それらの機能も含めた検討が必要です。
- ・現在築 20～25 年ですが、今後徐々に修繕に係る費用が増えることが見込まれます。
- ・ホール機能を有する施設の特性として、建物の本体だけではなく、舞台設備など高額な附帯設備の修繕・更新も必要です。また、その更新期間は建物より短い期間となります。

(2) 施設の今後のあり方（再編の方向性）

ア. Re：活用（質）の視点

- ・西川多目的ホールについては、新たな利活用方法も含めて検討します。

イ. Re：デザイン（量）の視点

- ・白根学習館の施設の目的、ホール室の利用者とその用途を整理し、ホール室が持つべき機能について検討を行い、オーバースペックな機能については、ホールとして必要最低限の機能に絞り込むなど、効率化を図ります。
- ・西川多目的ホールのホール機能は圏域内での集約化も含め、利用者のニーズに沿う新たな利活用方法も検討します。

ウ. Re：セット（コスト）の視点

- ・白根学習館は、時間帯別や曜日別の利用状況を調査し、閉館日の増加、開館時間の短縮について検討するほか、地域や学校との連携・協働の推進など公民館事業への影響についても十分に考慮し、指定管理者制度への移行を検討していきます。その際、地域のコミュニティ系施設との貸室管理の集約や、地区館の状況を踏まえた適正配置による基幹公民館への職員の集約化も含めて検討します。
- ・西川多目的ホールは、利用者のニーズに沿う新たな利活用方法も検討します。

(3) 再編を検討するきっかけ

- ・建物の長寿命化工事及び附帯設備の入れ替えなど、施設価値を向上させる修繕・改修・更新を行う際、制度所管課・施設所管課を中心に多機能化・複合化・集約化をすることを検討します。

(4) その他留意事項など

- ・市共催事業に関する使用料減免の厳格化・統一化の検討が必要です。

2 コミュニティ系施設

2-1 コミュニティ系施設における中分類ごとのあり方（財産活用課）

- 設置目的に違いはありますが、いずれも地域密着型の施設であり、小規模諸室を貸すことが行政目的を果たす手段の一つとなっているなど、機能が類似しています。
- 利用状況や設置に至った経緯、地域ニーズ等を考慮し、地域と合意形成を図りながら、原則として地域ごとに1施設への再編を検討します。
- 一部の地域住民に利用が限定されている施設は、利用実態に合わせ、自治会等への貸付や譲渡などを検討します。
- 体育館機能を持つ施設について、圏域Ⅱ又はⅢの類似施設との整合を検討します。
- 用途が限定されている専用室について、他の用途での活用も検討します。

	継続	多機能化・複合化	集約化
圏域Ⅰ	○	◎	-
圏域Ⅱ	○	◎	◎
圏域Ⅲ	○	◎	◎

【凡例】◎：優先検討 ○：検討 -：考慮しない

(1) 継続

- ・公平にサービスを提供する仕組みを整備
- ・一部施設は自治会等への貸付や譲渡を検討

(2) 多機能化・複合化

- ・多世代交流可能な地域活動拠点施設として、多機能化・複合化

(3) 集約化

- ・圏域内集約化
- ・地域内集約化

2-2 コミュニティ系施設の小分類

2-2-1 コミュニティセンター・コミュニティハウス（市民生活部市民協働課）

区	圏域		
	I	II	III
北区			北地区コミュニティセンター、葛塚コミュニティセンター、木崎コミュニティセンター、岡方コミュニティセンター、早通コミュニティセンター、長浦コミュニティセンター
東区			木戸コミュニティセンター、シルバーピア石山、中地区コミュニティセンター、山の下まちづくりセンター、大形まちづくりセンター、石山南まちづくりセンター、はなみずきコミュニティハウス、東石山コミュニティハウス、下山コミュニティハウス
中央区			北部総合コミュニティセンター、駅南コミュニティセンター、東新潟コミュニティセンター、関屋コミュニティハウス、白山コミュニティハウス、白新コミュニティハウス、寄居コミュニティハウス、二葉コミュニティハウス、二葉コミュニティハウス分館、上山コミュニティハウス、山潟コミュニティハウス
江南区			曾野木コミュニティセンター、小杉地区コミュニティセンター、二本木地区コミュニティセンター、亀田地区コミュニティセンター
秋葉区			新津本町地域交流コミュニティセンター、荻川コミュニティセンター、新関コミュニティセンター、小合地区コミュニティセンター、金津地区コミュニティセンター、小須戸まちづくりセンター
南区			茨曾根地域生活センター、庄瀬地域生活センター、新飯田地域生活センター、小林地域生活センター、白根地域生活センター、臼井地域生活センター、根岸地域生活センター、大郷地域生活センター、大通地域生活センター、鷺巻地域生活センター
西区			西コミュニティセンター、内野まちづくりセンター、坂井輪コミュニティセンター、青山コミュニティハウス、五十嵐コミュニティハウス

西蒲区		西川地域コミュニティセンター、 潟東地域コミュニティセンター、 中之口地区コミュニティセンター、 角田地区コミュニティセンター、 松野尾地域コミュニティセンター
-----	--	--

2-2-2 公民館

2-2-2-1 基幹公民館（教育委員会事務局中央公民館）

区	圏域		
	I	II	III
北区		豊栄地区公民館、豊栄地区公民館（工作室）	
東区		中地区公民館	
中央区		中央公民館	
江南区		亀田地区公民館	
秋葉区		新津地区公民館	
南区		白根地区公民館	
西区		坂井輪地区公民館	
西蒲区		巻地区公民館	

灰色ハイライトの施設：財産白書では他種別の施設として計上

2-2-2-2 地区公民館（教育委員会事務局中央公民館）

区	圏域		
	I	II	III
北区			北地区公民館
東区			石山地区公民館
中央区			関屋地区公民館、鳥屋野地区公民館、東地区公民館
江南区			曾野木地区公民館、横越地区公民館
秋葉区			小須戸地区公民館
南区			味方地区公民館、月潟地区公民館
西区			西地区公民館、小針青山公民館、黒埼地区公民館
西蒲区			岩室地区公民館、中之口地区公民館、西川地区公民館、 潟東地区公民館

灰色ハイライトの施設：財産白書では他種別の施設として計上

2-2-2-3 公民館分館（教育委員会事務局中央公民館）

区	圏域		
	I	II	III
北区			南浜公民館、濁川公民館
東区			木戸公民館
江南区			両川公民館
南区			七穂公民館、西白根公民館、味方公民館
西区			赤塚公民館、中野小屋公民館、黒埼南部公民館、 黒埼北部公民館
西蒲区			間瀬公民館、巻ふるさと会館、巻やすらぎ会館、漆山公民館、 峰岡公民館

2-2-3 地区集会場

2-2-3-1 地区集会所等（市民生活部市民協働課）

区	圏域		
	I	II	III
東区			臨空船江会館
江南区			<u>丸山集会所</u> 、 <u>西野集会所</u> 、 <u>蔵岡集会所</u> 、 <u>茗荷谷集会所</u> 、 亀田駅前地域交流センター
秋葉区			小須戸地区ふれあい会館
西蒲区			岩室すこやかセンター、 <u>貝柄地区集会所</u> 、 <u>ほたるの里交流館</u>

※波下線（ ）は条例がなく、特定の自治会の自治会館として活用されている。

2-2-3-2 農村環境改善センター（農林水産部農村整備・水産振興課）

区	圏域		
	I	II	III
江南区			大江山農村環境改善センター、横越農村環境改善センター、 木津地域研修センター
秋葉区			鎌倉地域研修センター、新保地域研修センター
南区			月潟農村環境改善センター
西区			黒埼農村環境改善センター
西蒲区			岩室農村環境改善センター、巻農村環境改善センター

2-2-4 生涯学習施設【ホール無】（教育委員会事務局中央公民館）

区	圏域		
	I	II	III
中央区	生涯学習センター（中央公民館）		
秋葉区			新津地域学園
西蒲区			西川学習館（西川地区公民館）、 潟東ゆう学館

2-2-5 勤労者会館【ホール無】（経済部雇用・新潟暮らし推進課）

区	圏域		
	I	II	III
江南区			横越地区勤労者総合福祉センター
秋葉区			新津地区勤労青少年ホーム
南区			白根地区勤労者福祉センター、味方地区千日運動施設

2-2-6 市民会館【ホール無】（市民生活部市民協働課）

区	圏域		
	I	II	III
江南区			亀田市民会館

2-3 コミュニティ系施設における小分類ごとの再編方針

2-3-1 コミュニティセンター・コミュニティハウス

(1) 現状と課題

- ・コミュニティセンター・コミュニティハウスは、市内に 56 施設あり、コミュニティ活動の中心的施設として設置された、貸館機能を持つ施設です。多くのコミュニティセンター・コミュニティハウスが、地域コミュニティ協議会の活動場所や事務所として利用されています。
- ・施設の形態については、既に複合化を果たしている施設もありますが、一般的に小規模な単独施設が多く、こうしたコミュニティ系施設が同一地域内に複数所在している場合もあり、多機能化・複合化を進める必要があります。

(2) 施設の今後のあり方（再編の方向性）

ア. Re：活用（質）の視点

- ・多世代交流が可能な地域活動拠点施設として、多機能化・複合化または他施設への集約化を検討します。
- ・効率的な活用のため、学習スペースやこどもの居場所などの利用用途を、地域のニーズに合わせ、検討していきます。

イ. Re：デザイン（量）の視点

- ・施設の更新の際、利用率や人口減少に合わせて、施設規模を検討します。
- ・多目的ルームなどの広い部屋は、効率的に利用できるように検討します。

ウ. Re：セット（コスト）の視点

- ・利用状況に合わせて、休館日や開館時間の変更を検討し、利用率の向上を図るとともに運営経費の見直しに取り組みます。

(3) 再編を検討するきっかけ

- ・再編の検討に当たっては、施設の老朽化の状況や利用実態に合わせ、人口規模や圏域面積、施設利用状況など地域の実情に配慮しつつ、地域別実行計画の策定を通して利用者及び地域住民等との合意を図りながら進めます。

(4) その他留意事項など

- ・施設の集約後の管理運営については経営改善の視点で検討します。

2-3-2 地区公民館

2-3-2-1 基幹公民館

(1) 現状と課題

- ・公民館は社会教育法に規定されている社会教育機関で、地域の社会教育活動の拠点です。基幹公民館は「社会教育事業の実施」「貸館機能」「区内の地区公民館を統括」する役割を有しています。
- ・施設の築年数は8施設中4施設が築40年を超えており、今後修繕に係る費用が増えることが見込まれます。
- ・施設の形態については、図書館や文化会館等と併設しており、既に複合化を果たしています。

(2) 施設の今後のあり方（再編の方向性）

ア. Re：活用（質）の視点

- ・さらなる集約化・複合化については地域性を念頭に置き、施設の老朽化の状況、近隣の類似・代替施設の有無、利用状況、運営コストなどで判断していきます。

イ. Re：デザイン（量）の視点

- ・利用率の低い部屋については、学習スペースやこどもの居場所としての利用など、地域のニーズに合わせ、利用用途を検討していきます。また、保育室等の専用室についても、多用途化を検討していきます。

ウ. Re：セット（コスト）の視点

- ・時間帯別や曜日別の利用状況を調査し、閉館日の増加、開館時間の短縮について検討するほか、地域や学校との連携・協働の推進など公民館事業への影響についても十分に考慮し、指定管理者制度への移行についても検討していきます。その際、地域のコミュニティ系施設との貸室管理の集約や、地区館の状況を踏まえた適正配置による基幹公民館への職員の集約化も含めて検討します。

(3) 再編を検討するきっかけ

- ・施設の再編については、老朽化の状況や利用の実態を把握するとともに、市内の同一機能施設との機能・役割分担を考慮しながら、各所管課と協議し再編の考え方を整理します。
- ・施設の更新時期等を目安に、市民の皆さまからご意見を聞きながら、再編に着手します。

(4) その他留意事項など

- 地域のコミュニティ系施設と集約することになった場合の管理運営については、経営改善の視点で検討します。あわせて、地域や学校との連携・協働の推進など、公民館事業への影響についても十分に考慮し、地区館の状況を踏まえた適正配置による基幹公民館への職員の集約化を検討します。

2-3-2-2 地区公民館

(1) 現状と課題

- ・公民館は社会教育法に規定されている社会教育機関で、地域の社会教育活動の拠点です。地区公民館は「社会教育事業の実施」「貸館機能」を有しています。
- ・施設の築年数は17施設中10施設が築40年を超えており、今後修繕に係る費用が増えることが見込まれます。
- ・10室程度の貸し部屋を有する中規模な施設で、図書館と併設している施設もあります。コミュニティ系施設が同一地域内に所在している施設もあり、多機能化・複合化を進める必要があります。

(2) 施設の今後のあり方（再編の方向性）

ア. Re：活用（質）の視点

- ・集約化・複合化については地域性を念頭に置き、施設の老朽化の状況、近隣の類似・代替施設の有無、利用状況、運営コストなどで判断していきます。

イ. Re：デザイン（量）の視点

- ・利用率の低い部屋については、学習スペースやこどもの居場所としての利用など、地域のニーズに合わせ、利用用途を検討していきます。また、保育室等の専用室についても、多用途化を検討していきます。

ウ. Re：セット（コスト）の視点

- ・時間帯別や曜日別の利用状況を調査し、閉館日の増加、開館時間の短縮について検討するほか、地域や学校との連携・協働の推進など公民館事業への影響についても十分に考慮し、指定管理者制度への移行についても検討していきます。その際、地域のコミュニティ系施設との貸室管理の集約や、地区館の状況を踏まえた適正配置による基幹公民館への職員の集約化も含めて検討します。

(3) 再編を検討するきっかけ

- ・公共施設再編計画の地域別実行計画の実施に併せ、他のコミュニティ系施設と調整を図りながら、今後の方向性について集約化や再編等を検討します。
- ・再編の検討に当たっては、施設の老朽化の状況や利用実態に合わせ、人口規模や圏域面積、施設利用状況など地域の実情に配慮しつつ、地域別実行計画の策定を通して利用者及び地域住民等との合意を図りながら進めます。

(4) その他留意事項など

- ・地域のコミュニティ系施設と集約することになった場合の管理運営については、

経営改善の視点で検討します。あわせて、地域や学校との連携・協働の推進など、公民館事業への影響についても十分に考慮し、地区館の状況を踏まえた適正配置による基幹公民館への職員の集約化を検討します。

2-3-2-3 公民館分館

(1) 現状と課題

- ・公民館は社会教育法に規定されている社会教育機関で、地域の社会教育活動の拠点です。地区公民館の分館はより身近な社会教育施設として設置された「貸館機能」を有する建物です。
- ・公民館職員は常駐しておらず、窓口対応は連絡所職員や地域コミュニティ協議会など地域住民、シルバー人材センター等が行っています。
- ・利用者数が少なく、利用率の低い施設があります。
- ・施設の築年数は16施設中10施設が築40年を超えており、今後修繕に係る費用が増えることが見込まれます。
- ・4室程度の貸し部屋を有する小規模な施設で、連絡所と併設する施設もあります。コミュニティ系施設が同一地域内に所在しており、他施設との集約化を進める必要があります。

(2) 施設の今後のあり方（再編の方向性）

ア. Re：活用（質）の視点

- ・集約化の整理が進むまでの間、他の利用方法や利用率を上げることが出来るかなどの検討を行います。

イ. Re：デザイン（量）の視点

- ・集約化の整理が進むまでの間、利用率の低い部屋については、学習スペースやこどもの居場所としての利用など、地域のニーズに合わせ、利用用途を検討していきます。

ウ. Re：セット（コスト）の視点

- ・委託管理を行っている施設については、実態に合わせた開館時間にするなど見直しを行います。
- ・特定の自治会の集会所として利用されるなど、一部の地域住民に利用が限定されている施設については、利用実態に合わせ、自治会等への貸付や譲渡などについて検討します。

(3) 再編を検討するきっかけ

- ・公共施設再編計画の地域別実行計画の実施に併せ、他のコミュニティ系施設と調整を図りながら、今後の方向性について集約化や再編等を検討します。
- ・再編の検討に当たっては、施設の老朽化の状況や利用実態に合わせ、人口規模

や圏域面積、施設利用状況など地域の実情に配慮しつつ、地域別実行計画の策定を通して利用者及び地域住民等との合意を図りながら進めます。

(4) その他留意事項など

- ・該当なし

2-3-3 地区集会所

2-3-3-1 地区集会場等

(1) 現状と課題

- ・市内に 10 施設あり、統一した制度はなく、個別の条例等で管理されています。

(2) 施設の今後のあり方（再編の方向性）

ア. Re：活用（質）の視点

- ・多世代交流可能な地域活動拠点施設として、多機能化・複合化または他施設への集約化を検討します。
- ・効率的な活用のため、学習スペースやこどもの居場所などの利用など、地域のニーズに合わせ、利用用途を検討していきます。

イ. Re：デザイン（量）の視点

- ・施設の更新の際、利用率や人口減少に合わせて、施設規模を検討します。
- ・多目的ルームなどの広い部屋は、効率的に利用できるように検討します。
- ・体育館を有する施設は近隣のスポーツ施設と併せて必要性を整理します。

ウ. Re：セット（コスト）の視点

- ・利用状況に合わせて、休館日や開館時間の変更を検討し、利用率の向上を図るとともに運営経費の見直しに取り組みます。
- ・特定の自治会の集会所として利用されるなど、一部の地域住民に利用が限定されている施設については、利用実態に合わせ、自治会等への貸付や譲渡などについて検討します。

(3) 再編を検討するきっかけ

- ・再編の検討に当たっては、施設の老朽化の状況や利用実態に合わせ、人口規模や圏域面積、施設利用状況など地域の実情に配慮しつつ、地域別実行計画の策定を通して利用者及び地域住民等との合意を図りながら進めます。

(4) その他留意事項など

- ・該当なし

2-3-3-2 農村環境改善センター

(1) 現状と課題

- ・農村集落の生活環境の改善を目的とした貸館機能を持つ施設で、使用料は農村環境改善センターが有料、地域研修センターが無料となっています。
- ・農村環境改善センターの貸室の利用率は、平均 25%程度ですが、多目的ホールについては、利用率が平均 60%程度と比較的高い状況です。
- ・地域研修センターの利用率は、平均 3%程度と低い状況です。

(2) 施設の今後のあり方（再編の方向性）

ア. Re：活用（質）の視点

- ・多世代交流可能な地域活動拠点施設として、多機能化・複合化または他施設への集約化を検討します。

イ. Re：デザイン（量）の視点

- ・施設の更新の際、利用率や人口減少に合わせて、施設規模を検討します。
- ・体育館を有する施設は近隣のスポーツ施設と併せて必要性を整理します。

ウ. Re：セット（コスト）の視点

- ・多機能化、複合化、集約化等により維持管理費の削減を図っていきます。
- ・特定の自治会の集会所として利用されるなど、一部の地域住民に利用が限定されている施設については、利用実態に合わせ、自治会等への貸付や譲渡などについて検討します。

(3) 再編を検討するきっかけ

- ・再編の検討に当たっては、施設の老朽化の状況や利用実態に合わせ、人口規模や圏域面積、施設利用状況など地域の実情に配慮しつつ、地域別実行計画の策定を通して利用者及び地域住民等との合意を図りながら進めます。

(4) その他留意事項など

- ・見直し後の施設機能などを踏まえ、適切な施設分類について検討します。

2-3-4 生涯学習施設【ホール無】

(1) 現状と課題

- ・生涯学習施設は、市民の生涯にわたる学習活動や地域の文化活動を支援している施設で、基幹公民館と複合化しており、「生涯学習の推進」と「貸館機能」を有しています。
- ・公民館や図書館等と複合化されており、地域の拠点として利用されています。
- ・施設の築年数は新津地域学園が築 60 年近く、西川学習館も築 40 年を超えており、今後修繕に係る費用が増えることが見込まれます。

(2) 施設の今後のあり方（再編の方向性）

ア. Re：活用（質）の視点

- ・さらなる集約化・複合化については地域性を念頭に置き、施設の老朽化の状況、近隣の類似・代替施設の有無、利用状況、運営コストなどで判断していきます。

イ. Re：デザイン（量）の視点

- ・利用率の低い部屋については、学習スペースやこどもの居場所としての利用など、地域のニーズに合わせ、利用用途を検討していきます。また、保育室等の専用室についても、多用途化を検討していきます。生涯学習センターには軽運動室が設置されており、近隣のスポーツ施設と併せて必要性を整理します。

ウ. Re：セット（コスト）の視点

- ・時間帯別や曜日別の利用状況を調査し、閉館日の増加、開館時間の短縮について検討するほか、地域や学校との連携・協働の推進など公民館事業への影響についても十分に考慮し、指定管理者制度への移行についても検討していきます。その際、地域のコミュニティ系施設との貸室管理の集約や、地区館の状況を踏まえた適正配置による基幹公民館への職員の集約化も含めて検討します。

(3) 再編を検討するきっかけ

- ・生涯学習センターの再編については、老朽化の状況や利用の実態を把握するとともに、市内の同一機能の施設との機能・役割分担を考慮しながら、市として再編の考え方を整理します。
- ・施設の更新時期等を目安に、市民の皆さまからご意見を聞きながら、他のコミュニティ系施設と調整を図りながら、今後の方向性について集約化や再編等を検討します。
- ・再編の検討に当たっては、人口規模や圏域面積、施設利用状況など地域の実情に配慮しつつ、地域別実行計画の策定を通して利用者及び地域住民等との合意

を図りながら進めていきます。

(4) その他留意事項など

- ・該当なし

2-3-5 勤労者会館【ホール無】

(1) 現状と課題

- ・4つの該当施設のうち、2つの施設の使用料が無料となっています。
- ・実態としては幅広い年齢層の地域住民が利用しており、他のコミュニティ系施設と同様に小規模諸室を貸すことが行政目的を果たす手段の一つとなっています。
- ・施設の利用率にはばらつきがあるものの、いずれの施設にも小規模の体育館があり、体育館や音楽室については、同施設の貸室と比べると、比較的の高い利用状況となっています。

(2) 施設の今後のあり方（再編の方向性）

ア. Re：活用（質）の視点

- ・多世代交流可能な地域活動拠点施設として、多機能化・複合化または他施設への集約化を検討します。

イ. Re：デザイン（量）の視点

- ・利用が少ない部屋は使用せず維持管理費を削減する、または、利用目的が限られる部屋を多目的に使うことが出来るかなどを検討します。
- ・施設の更新の際、利用率や人口減少に合わせて、施設規模を検討します。
- ・体育館を有する施設は近隣のスポーツ施設と併せて必要性を整理します。

ウ. Re：セット（コスト）の視点

- ・利用状況に合わせて、休館日や開館時間の変更を検討し、利用率の向上を図ります。

(3) 再編を検討するきっかけ

- ・2つの施設が既に長寿命化工事を検討する築40年を経過していることから、今後、老朽化に伴う修繕工事等の必要性とその規模やコストの検討に合わせて、制度所管課と施設所管課で連携しながら再編についての検討を進めます。
- ・再編の検討に当たっては、施設の老朽化の状況や利用実態に合わせ、人口規模や圏域面積、施設利用状況などの地域の実情に配慮しつつ、地域別実行計画の策定を通して利用者等との合意を図りながら進めます。

(4) その他留意事項など

- ・該当なし

2-3-6 市民会館【ホール無】

(1) 現状と課題

- ・市内に1施設しかなく、個別の条例で管理されています。
- ・1975年に供用開始され、築50年が経過しています。

(2) 施設の今後のあり方（再編の方向性）

ア. Re：活用（質）の視点

- ・多世代交流可能な地域活動拠点施設として、多機能化・複合化または他施設への集約化を検討します。
- ・効率的な活用のため、学習スペースやこどもの居場所などの利用など、地域のニーズに合わせ、利用用途を検討していきます。

イ. Re：デザイン（量）の視点

- ・施設の更新の際、利用率や人口減少に合わせて、施設規模を検討します。

ウ. Re：セット（コスト）の視点

- ・利用状況に合わせて、休館日や開館時間の変更を検討し、利用率の向上を図るとともに運営経費の見直しに取り組みます。

(3) 再編を検討するきっかけ

- ・再編の検討に当たっては、施設の老朽化の状況や利用実態に合わせ、人口規模や圏域面積、施設利用状況など地域の実情に配慮しつつ、地域別実行計画の策定を通して利用者及び地域住民等との合意を図りながら進めます。

(4) その他留意事項など

- ・該当なし

3 美術館

3-1 美術館における中分類ごとのあり方（文化スポーツ部美術館）

●新潟市美術館と新津美術館は施設を維持し、より効率的な運営や経営を進めます。

	継続	多機能化・複合化	集約化
圏域Ⅰ	○	-	-
圏域Ⅱ	該当なし	該当なし	該当なし
圏域Ⅲ	該当なし	該当なし	該当なし

【凡例】◎：優先検討 ○：検討 -：考慮しない

(1) 継続

- ・効率的な運営や相互協力体制を進め、両館を維持

(2) 多機能化・複合化

- ・該当なし

(3) 集約化

- ・該当なし

3-2 美術館の小分類

3-2-1 美術館（文化スポーツ部美術館）

区	圏域		
	I	II	III
中央区	新潟市美術館		
秋葉区	新津美術館		

3-3 美術館における小分類ごとの再編方針

3-3-1 美術館

(1) 現状と課題

- ・新潟市美術館は、本市出身の近代建築の巨匠・前川國男が、幼少期を過ごした新潟の堀や柳、砂丘をデザインに取り入れながら西大畑公園とともに一体的に設計した貴重な建築作品です。令和7年は開館40周年にあたり、建築作品の意匠保全・長寿命化、美術館としての機能向上を図るため、令和6～7年度に大規模改修工事を実施しました。
- ・新津美術館は、令和7年で開館28年が経過し、建物や設備の老朽化が進んでいることから、令和7年度に一部改修工事を実施しています。
- ・特殊性のある大規模施設であるため経常的経費（施設の維持管理費）が嵩むとともに、定期的な大規模改修の経費の確保も課題です。
- ・美術館の役割の一つに美術作品の収集・保存があります。収集方針に基づき収集を進めていますが、将来的に年々増える所蔵品の保管に必要な収蔵庫のスペース不足が見込まれます。

(2) 施設の今後のあり方（再編の方向性）

ア. Re：活用（質）の視点

- ・両館それぞれの特徴を活かした館運営を推進します。
- ・新潟市美術館は市中心部に隣接し、新津美術館は周辺に集客施設と大規模な駐車場を有する豊かな自然環境の中に立地しています。こうした立地条件を活かし、新潟市美術館はファイン・アート（絵画、彫刻、版画などの伝統的美術分野）を軸とした文化創造の発信拠点として、新津美術館は国内外の美術や地域の文化資源の紹介に加え、マンガやアニメなど親しみやすい展覧会により幅広い層が訪れる文化施設として、市民の多様なニーズに応じていきます。
- ・収蔵品を活用した相互での展示やデジタルアーカイブ化を進めます。

イ. Re：デザイン（量）の視点

- ・両館の立地条件を考慮し、展覧会の内容や規模の棲み分けを行うなど、両館の特徴を最大限発揮できるような運営に努めます。
- ・将来的に収蔵庫のスペース不足を解消するため、美術館と親和性のある他の博物館等での収蔵など、他施設との連携を検討していきます。

ウ. Re：セット（コスト）の視点

- ・両館での柔軟な職員配置や融通性のある予算執行等により、情報共有、事業調整（展覧会等）、繁忙期の相互協力等を進めます。

- ・文化観光の推進に向けて来館者対応の多言語化を進めます。
- ・開館時間の変更など効率的な経営を検討します。
- ・老朽化対策（定期的な改修と都度の修繕）に合わせて省エネ化を推進し、トータルコストの削減を図ります。
- ・県立万代島美術館との連携や市民ニーズの把握などにより展覧会の企画内容を調整するとともに、市民満足度の向上を図ります。

(3) 再編を検討するきっかけ

- ・該当なし

(4) その他留意事項など

- ・社会教育施設として、美術鑑賞や美術館利用の機会につなげるため、学校との連携や市民向け講座、ワークショップの開催など、教育普及活動や生涯学習の推進に努めます。

4 博物館・資料館

4-1 博物館・資料館における中分類ごとのあり方（文化スポーツ部歴史文化課）

- 歴史博物館は当面、建物を改修しながら現状を維持し、北区郷土博物館は更新を迎える頃にビュー福島潟エリアへ機能移転します。
- 利用圏域が地域や区内に限られるような施設は、地域との合意形成を図りながら、地域の実情に合わせた再編を進めます。
- 資料館の一部は公民館、図書館などの親和性の高い施設との統合による多機能化を検討します。
- 史跡等の現地ガイドランス的な役割を果たしている施設は現状を維持します。
- 収蔵品の増大を招かないよう、民具収集のあり方や寄贈時の条件について検討し、保管のあり方についても整理・検討します。

	継続	多機能化・複合化	集約化
圏域Ⅰ	◎	○	-
圏域Ⅱ	◎	○	-
圏域Ⅲ	○	◎	○

【凡例】 ◎：優先検討 ○：検討 -：考慮しない

(1) 継続

- ・歴史博物館は現状を維持
- ・民具等収集のあり方、効率的な保管方法の整理・運用

(2) 多機能化・複合化

- ・圏域内での多機能化・複合化

(3) 集約化

- ・圏域Ⅲのうち西蒲区においては集約化を検討

4-2-1 博物館（文化スポーツ部歴史文化課）

区	圏域		
	I	II	III
北区		北区郷土博物館	
中央区	歴史博物館		

4-2-2 資料館（文化スポーツ部歴史文化課、文化スポーツ部文化政策課）

区	圏域		
	I	II	III
中央区	新潟市マンガの家、 新潟市マンガ・アニメ情 報館、會津八一記念館		
江南区		江南区郷土資料館	
秋葉区		新津鉄道資料館、 史跡古津八幡山弥生の 丘展示館、 石油の世界館	
南区		しろね大凧と歴史の館	曾我・平澤記念館
西蒲区			岩室民俗史料館、 潟東樋口記念美術館、 潟東樋口記念美術館 受付棟、 潟東歴史民俗資料館、 中之口先人館、 角田山自然館、 巻郷土資料館

4-3 博物館・資料館における小分類ごとの再編方針

4-3-1 博物館

(1) 現状と課題

- ・博物館は博物館法により登録及び指定要件の規定があり、館長や学芸員の必置、開館日数（登録博物館は年間 150 日以上、指定博物館は年間 100 日以上の開館）、などの要件が定められています。
- ・収蔵品が過度に増えないように、一定の基準を設け収集しています。一方で、これまで寄贈を受けた収蔵品は、保存を前提としており、数を減らすことには課題があります。収蔵スペースを確保するため、歴史博物館敷地内の旧新潟税関庁舎や石庫の一部を収蔵庫として使用しており、当該施設の活用に影響が出ています。
- ・北区郷土博物館については、建設から 45 年が経過し、施設の老朽化が進んでいます。

(2) 施設の今後のあり方（再編の方向性）

ア. Re：活用（質）の視点

- ・歴史博物館は市全体の歴史資料を収集保存し調査研究する市内唯一の機関であるため、継続し存続させていきます。

イ. Re：デザイン（量）の視点

- ・収蔵品の保存のため、現在、歴史博物館の敷地内の施設の一部を収蔵庫として使用しており、当該施設の活用に支障が出ている状況です。収蔵品の整理と並行して市内施設の余剰施設での収蔵について検討していきます。

ウ. Re：セット（コスト）の視点

- ・北区郷土博物館は施設維持管理費の観点から、ビュー福島潟エリアへ機能移転し複合化を図ります。

(3) 再編を検討するきっかけ

- ・北区郷土博物館は現状施設の更新を迎える令和 22 年頃、施設の改築等を行わずビュー福島潟エリアへ機能移転し複合化を図ります。

(4) その他留意事項など

- ・平成 29 年度に策定した葛塚地域実行計画において、北区郷土博物館は、将来的にビュー福島潟エリア（ビュー福島潟、郷土資料収蔵庫）へ機能移転し、多機能化・複合化する方針を定めました。

- ・デジタルアーカイブ化を推進し、市民が時間や場所を問わず資料にアクセスできる環境の整備を図るとともに、収蔵スペースの削減や資料の劣化防止など管理コストの低減に取り組めます。

4-3-2 資料館

(1) 現状と課題

- ・年々収蔵品が増え続けていることから、収蔵の増大を招かないよう、寄贈時の条件について検討するとともに、収蔵庫・収蔵スペースの集約化、効率化を進める必要があります。
- ・圏域Ⅲ施設には、老朽化が進んだ施設が点在しています。

(2) 施設の今後のあり方（再編の方向性）

ア. Re：活用（質）の視点

- ・西蒲区内の施設は、設置目的や所蔵品が類似するものがあります。これらについては、所蔵品の整理、規模や活用方法についての精査をしたうえで、西蒲区全体で再編・統廃合を検討します。

イ. Re：デザイン（量）の視点

- ・圏域Ⅱ施設は圏域の歴史的背景をテーマに持ち、地域のガイダンス的な役割を果たしている施設です。史跡など、その場所に存在することが設置の目的となっている施設については、存続を前提とします。その他の施設については、圏域内での複合化や集約化を検討します。
- ・曾我・平澤記念館は、顕彰施設であるため、老朽化のタイミングに合わせ、地域の声を聞きながら圏域内での複合化や再編・統廃合を検討します。
- ・西蒲区内の施設は、設置目的や所蔵品が類似するものがあります。これらについては、所蔵品の整理、規模や活用方法についての精査をしたうえで、西蒲区全体で再編・統廃合を検討します。

ウ. Re：セット（コスト）の視点

- ・施設の管理運営の効率化や、来館者が少ない時間帯の開館時間の短縮を検討する等、管理運営費の削減を目指します。
- ・未利用時間帯・未利用スペースの有効活用を検討する等、収益を増やす取組みを検討します。
- ・曾我・平澤記念館は、隣接する文化的施設と予算や運営の合理化を図りながら、隣接施設の大規模改修後に一体的な指定管理者制度導入など運営の合理化を進めます。
- ・西蒲区内の施設は高コスト・低使用施設もあり、建築から 50 年以上が経過し老朽化が進んだ施設については、圏域内での複合化や再編・統廃合を検討します。

(3) 再編を検討するきっかけ

- ・圏域Ⅱ施設は、設置目的と設置場所が結びついており、移転や統合が限定される施設は存続を前提とし、設置場所が限定されない施設については、施設の老朽化などのタイミングで圏域内での複合化や集約化を検討します。なお、圏域内で施設の再編が進む場合は、それに合わせて検討します。
- ・曾我・平澤記念館は、隣接する文化的施設と予算や運営の合理化を図りながら、隣接施設の大規模改修後に一体的な指定管理者制度導入など運営の合理化を進めるとともに、顕彰施設であるため、老朽化のタイミングに合わせ、地域の声を聞きながら圏域内での複合化や再編・統廃合を検討します。
- ・西蒲区内の施設は、多くの施設で老朽化が進んでいることから、今後、区内で最初に実施する地域別実行計画策定を検討するタイミングに合わせて、区全体の資料館のあり方について、利用実態を考慮しながら地域との合意などの意見集約を行ったうえで複合化や集約などを検討します。

(4) その他留意事項など

- ・西蒲区内の施設は、地域別実行計画の策定に合わせて、設置目的や所蔵品が類似する施設について整理し、規模や活用方法について検討していく必要があります。
- ・地域アイデンティティのよりどころとなっている施設であり、各資料館のある地域の学校では、資料館を地域学習の場として圏域の歴史・文化を次世代に伝える社会教育施設としての役割を担っています。このため、一般的な公共施設ように利用率をもって施設存続の測定単位とすることは適切ではありませんが、施設の管理運営面で、高コスト化を招くことがないように、老朽化した施設の複合化や統廃合、資料寄贈の条件の適格化などを検討し、効率的な管理・運営について検討していく必要があります。
- ・デジタルアーカイブ化を推進し、市民が時間や場所を問わず資料にアクセスできる環境の整備を図るとともに、収蔵スペースの削減や資料の劣化防止など管理コストの低減に取り組めます。

5 文化財的施設

5-1 文化財的施設における中分類ごとのあり方（文化スポーツ部歴史文化課）

- 市民文化向上や地域活性化、郷土愛醸成に寄与する施設として適切に保存・活用。
- 指定管理制度への移行や観覧料の見直しを検討します。

	継続	多機能化・複合化	集約化
圏域Ⅰ	-	-	-
圏域Ⅱ	圏域設定なし		
圏域Ⅲ			

【凡例】◎：優先検討 ○：検討 -：考慮しない

(1) 継続

- ・ 施設は適切に保存・活用
- ・ 指定管理者制度への移行や観覧料の見直し

(2) 多機能化・複合化

- ・ 該当なし

(3) 集約化

- ・ 該当なし

5-2 文化財的施設の小分類

5-2-1 文化財的施設（文化スポーツ部歴史文化課）

区	圏域（文化的施設は圏域指定なし）		
	I	II	III
中央区	旧齋藤家別邸（国指定名勝（庭園））、旧小澤家住宅（市指定有形文化財）、 燕喜館（国登録文化財）、旧日本銀行新潟支店長役宅		
南区	旧笹川家住宅（国指定重要文化財）		
西蒲区	澤将監の館（市指定有形文化財）、 篠原幸三郎家住宅（市指定有形民俗文化財）		

5-3 文化財的施設における小分類ごとの再編方針

5-3-1 文化財的施設

(1) 現状と課題

- ・文化財保護法、新潟市文化財保護条例等で指定・登録された施設、またはそれに準じた施設であるため、適切に保存する責務があります。
- ・継続・保存の可否判断は、指定・登録の検討段階で既になされていることが前提ですので、将来にわたり現在の状態を維持し保存していきます。

(2) 施設の今後のあり方（再編の方向性）

ア. Re：活用（質）の視点

- ・各施設の歴史や物語、地域とのつながりを掘り下げ、施設のもつ魅力を最大限に引き出す企画や展開を推進します。

イ. Re：デザイン（量）の視点

- ・該当なし

ウ. Re：セット（コスト）の視点

- ・直営施設については、指定管理制度への移行を検討します。
- ・施設の管理運営の効率化や、来館者が少ない時間帯の開館時間の短縮を検討する等、管理運営費の削減を目指します。

(3) 再編を検討するきっかけ

- ・該当なし

(4) その他留意事項など

- ・活用面では、まちづくりとの連携やインバウンドを含めた観光面での活用が期待されており、特色ある区づくり事業や民間と連携したイベント等を開催し、PRを強化する等で施設の利用需要喚起につなげます。
- ・単に歴史的建造物として市が直営で管理していく形態から、民間活力を利用した運営形態の検討を進め、維持管理のための費用の確保に努めていく必要があります。

6 図書館

6-1 図書館における中分類ごとのあり方（教育委員会事務局中央図書館）

- 中央図書館と各区中心図書館、地区図書館、地区図書室の各機能を果たせるよう施設配置や運営のあり方を検討します。
- 利用の少ない地区図書館の運営方法を検討します。
- 利用の少ない地区図書室は、廃止または地域移管等を検討します。

	継続	多機能化・複合化	集約化
圏域Ⅰ	○	○	-
圏域Ⅱ	○	○	-
圏域Ⅲ	○	○	-

【凡例】◎：優先検討 ○：検討 -：考慮しない

(1) 継続

- ・各図書館の役割設定
- ・利用の少ない図書館、図書室の運営等の検討や代替サービスによる機能補完

(2) 多機能化・複合化

- ・親和性の高い生涯学習施設や地域の拠点施設等へ多機能化・複合化

(3) 集約化

- ・該当なし

6-2 図書館の小分類

6-2-1 図書館

6-2-1-1 中央図書館（教育委員会事務局中央図書館）

区	圏域		
	I	II	III
中央区	中央図書館（東区、中央区の中心図書館を兼ねる）		

6-2-1-2 中心図書館（教育委員会事務局中央図書館）

区	圏域		
	I	II	III
北区		豊栄図書館	
江南区		亀田図書館	
秋葉区		新津図書館	
南区		白根図書館	
西区		坂井輪図書館	
西蒲区		西川図書館	

6-2-1-3 地区図書館（教育委員会事務局中央図書館）

区	圏域		
	I	II	III
北区			松浜図書館
東区			山の下図書館、石山図書館
中央区			生涯学習センター図書館、舟江図書館、鳥屋野図書館
南区			月潟図書館
西区			黒埼図書館、内野図書館
西蒲区			岩室図書館、巻図書館、潟東図書館

6-2-2 地区図書室

6-2-2-1 地区図書室（教育委員会事務局中央図書館）

区	圏域		
	I	II	III
北区			濁川地区図書室
東区			シルバーピア石山地区図書室、東区プラザ図書室
中央区			関屋地区図書室
江南区			大江山地区図書室、曾野木地区図書室、両川地区図書室、横越地区図書室
秋葉区			荻川地区図書室、金津地区図書室、小須戸地区図書室
南区			味方地区図書室
西区			青山地区図書室、西内野地区図書室、小針地区図書室、黒埼北部地区図書室
西蒲区			中之口地区図書室

6-2-2-2 アルザにいがた情報図書室（市民生活部男女共同参画課）

区	圏域		
	I	II	III
中央区	アルザにいがた情報図書室		

6-3 図書館における小分類ごとの再編方針

6-3-1 図書館

6-3-1-1 中央図書館

(1) 現状と課題

- ・全市立図書館・図書室の統括と、全市の情報拠点として資料を収集・保存し、それを活用した多様なサービス方針を策定する中核的な機能を担っています。
- ・「新潟市教育振興基本計画～にいがた学びのコンパス～」に基づき、こどもの読書活動推進やデジタル化による新しいサービスなど、社会状況の変化に応じて推進していく必要があります。

(2) 施設の今後のあり方（再編の方向性）

ア. Re：活用（質）の視点

- ・施設の魅力向上やサービス向上による活用促進のため、他施設や機関との親施設としての複合化の可能性を検討します。

イ. Re：デザイン（量）の視点

- ・関係課の企画展示によるエントランスの利用状況などを踏まえながら、スペースの民間への貸出等、更なる利活用の可能性を検討します。

ウ. Re：セット（コスト）の視点

- ・現状の窓口業務委託の効率化を検討します。
- ・利用状況を踏まえながら、開館時間や休館日の変更の可能性について検討します。

(3) 再編を検討するきっかけ

- ・長寿命化工事を検討する築 40 年を目途に「全施設共通の方針」のとおり制度所管課を中心に図書館のあり方について検討を進めます。

(4) その他留意事項など

- ・該当なし

6-3-1-2 中心図書館

(1) 現状と課題

- ・区内の図書館・図書室の総括と、「新潟市教育振興基本計画～にいがた学びのコンパス～」に基づき区の情報拠点として区内の地域資料を収集・保存し、地域との協働を推進して地域課題の解決を支援します。
- ・区によって、図書館単独施設である場合と、公民館等との複合施設である場合があります。また、利用状況にばらつきがあります。

(2) 施設の今後のあり方（再編の方向性）

ア. Re：活用（質）の視点

- ・施設の魅力向上やサービス向上による活用促進のため、また施設老朽化対策や地域格差是正のための手法として、他施設との複合化の可能性などについて検討します。

イ. Re：デザイン（量）の視点

- ・図書館単独施設で、ホールや研修室を併設している図書館については、更新時にその部分を近隣の施設に集約するなど総量削減の可能性を検討します。

ウ. Re：セット（コスト）の視点

- ・現状の窓口業務委託の効率化を検討します。
- ・利用状況を踏まえながら、開館時間や休館日の変更の可能性について検討します。

(3) 再編を検討するきっかけ

- ・図書館単独の建物については、長寿命化工事を検討する築 40 年を目途に「全施設共通の方針」のとおり制度所管課を中心に図書館のあり方について検討を進めます。公民館等との複合施設である図書館については、併設の施設と調整を図りながら、今後の方向性について集約化や再編等を検討します。なお、圏域内での施設の再編が進む場合は、それに合わせて複合化を検討します。

(4) その他留意事項など

- ・該当なし

6-3-1-3 地区図書館

(1) 現状と課題

- ・地域住民を対象とし、図書の貸出を中心としたサービスを行います。
- ・地域や施設の状態によって利用にばらつきがあります。

(2) 施設の今後のあり方（再編の方向性）

ア. Re：活用（質）の視点

- ・親和性の高い生涯学習施設や地域の拠点施設等への多機能化・複合化を検討します。

イ. Re：デザイン（量）の視点

- ・親和性の高い生涯学習施設や地域の拠点施設等への集約化や、多機能化・複合化を検討します。

ウ. Re：セット（コスト）の視点

- ・利用状況を踏まえながら、運営方法の見直しや開館時間や休館日の変更の可能性について検討します。

(3) 再編を検討するきっかけ

- ・図書館単独の建物については、長寿命化工事を検討する築 40 年を目途に「全施設共通の方針」のとおり制度所管課を中心に図書館のあり方について検討を進めます。公民館等との複合施設である図書館については、併設の施設と調整を図りながら、今後の方向性について集約化や再編等を検討します。なお、圏域内での施設の再編が進む場合は、それに合わせて多機能化や複合化を検討します。

(4) その他留意事項など

- ・該当なし

6-3-2 地区図書室

6-3-2-1 地区図書室

(1) 現状と課題

- ・近隣に図書館未設置の地域住民への図書貸出を行います。
- ・東区プラザ図書室及び秋葉区内の地区図書室を除き、図書館職員は常駐しておらず、窓口対応は公民館職員やシルバー人材センター等が行っています。
- ・利用の少ない図書室は運営方法や代替サービスによる機能補完、または廃止について検討する必要があります。

(2) 施設の今後のあり方（再編の方向性）

ア. Re：活用（質）の視点

- ・利用状況や運営上の課題を関係者間で共有し、地域の理解を得ながら、廃止や地域移管など具体的な対応策について検討を進めます。

イ. Re：デザイン（量）の視点

- ・利用状況や運営上の課題を関係者間で共有し、地域の理解を得ながら、廃止や地域移管など具体的な対応策について検討を進めます。

ウ. Re：セット（コスト）の視点

- ・利用状況や運営上の課題を関係者間で共有し、地域の理解を得ながら、廃止や地域移管など具体的な対応策について検討を進めます。

(3) 再編を検討するきっかけ

- ・利用の少ない地区図書室は複合元の施設や地域の理解を得ながら、適切な運営方法や地域移管等を検討します。さらに圏域内での施設の再編の進捗に合わせて、関係課と情報共有しながら廃止や地域移管を検討します。

(4) その他留意事項など

- ・該当なし

6-3-2-2 アルザにいがた情報図書室

(1) 現状と課題

- ・男女共同参画の推進に取り組む拠点施設である男女共同参画推進センターの機能の一つとして位置付けられており、男女共同参画に関する情報や図書等を専門的に収集・整理し、提供しています。今後さらに男女共同参画を推進していくためには、アルザにいがた情報図書室が持つ機能をより多くの方に利用していただけるよう取り組んでいく必要があります。

(2) 施設の今後のあり方（再編の方向性）

ア. Re：活用（質）の視点

- ・保有する図書や資料が効果的に活用されるよう、他の図書館との連携を図っていきます。

イ. Re：デザイン（量）の視点

- ・他の図書館・室で扱いのない図書・資料が、より効果的・効率的に利用されることで男女共同参画の推進につながるよう、適切な蔵書場所について検討していきます。

ウ. Re：セット（コスト）の視点

- ・利用状況を踏まえながら、適切な開室時間や開室日について検討します。

(3) 再編を検討するきっかけ

- ・新潟市男女共同参画推進条例により、男女共同参画推進センターは男女共同参画の推進に関する施策を実施し、市民、事業者、及び市民団体による取組を支援するための拠点施設として定められており、情報図書室はその機能の一つとして位置付けられています。男女共同参画推進センターが設置されている万代市民会館及び併設の施設と調整を図りながら、制度所管課を中心に今後の方向性について検討します。

(4) その他留意事項など

- ・該当なし

7 スポーツ施設

7-1 スポーツ施設における中分類ごとのあり方（文化スポーツ部スポーツ振興課）

- 圏域Ⅰ施設は、全市共通の方針に反しない限り、適切に維持します。
- 圏域Ⅱ施設は、類似用途の施設が区内・隣接区に複数存在し、かつ、低利用・老朽化などの課題がある場合は、近隣施設の集約を基本とし、適切な配置バランスを検討します。
- 圏域Ⅲ施設は地域での利用状況や施設の役割を考慮し、地域別実行計画の策定において施設のあり方を検討します。
- 検討にあたっては、スポーツ施設以外にも体育館や庭球場、野球場などを持つ施設があるため、それぞれの地域別実行計画において、施設本来の整備目的やあり方を整理し、スポーツ施設とのすり合わせを行います。

	継続	多機能化・複合化	集約化
圏域Ⅰ	◎	○	○
圏域Ⅱ	○	○	◎
圏域Ⅲ	○	◎	◎

【凡例】◎：優先検討 ○：検討 -：考慮しない

<スポーツ施設における圏域の考え方>

圏域Ⅰ	<ul style="list-style-type: none"> ・各種スポーツ協会や団体等の公認を得ている施設 ・国際規格である等、全県的にみて高い機能を有する施設
圏域Ⅱ	<ul style="list-style-type: none"> ・1～3区で利用が想定される施設 ※圏域Ⅰ、Ⅲ施設の定義に該当しない施設
圏域Ⅲ	<ul style="list-style-type: none"> ・利用主体が地域住民である施設

- (1) 継続
 - ・コスト見直しなどによる収支改善
- (2) 多機能化・複合化
 - ・他施設の設置方針を踏まえ可能性を検討
- (3) 集約化
 - ・スポーツ施設種類ごとに集約化

7-2 スポーツ施設の小分類

スポーツ施設は「財産白書」による分類ではなく、スポーツ施設種別ごとにバランスを検討するものとします。

具体的には下記 10 種類に分類し、種類ごとに検討します。

なお、スポーツ種別ごとの検討としているため、「財産白書」掲載外の施設も一部、本指針の対象施設としています。

＜スポーツ施設における施設分類＞

スポーツ施設種別	スポーツ施設種別の定義
グラウンド 【多目的運動広場】	土地面積が 992 m ² 以上で、必要に応じて各種スポーツが行えるもの
グラウンド 【野球・ソフトボール場】	固定したバックネットを有し、主として野球・ソフトボール専用のもの
グラウンド 【ゲートボール場】	自治体等がゲートボール場として指定しているもの
グラウンド 【球技場】	サッカー、ラグビー、ハンドボール、ホッケー、その他これに類する球技専用のもの
体育館 【スケート場含む】	体育館…競技用床面積 132 m ² 以上の建物で、必要に応じて各種スポーツが行えるもの スケート場（屋内）…滑走面積が 300 m ² 以上のもの
武道場	主として柔道・剣道に使用されるもの
プール	水面積 150 m ² 以上のもの
競技場	主として、陸上競技を行うために作られた施設で、1 周 200m 以上のトラックを有するもの（トラック内にサッカー、ラグビー等を行う施設がある場合でも競技場として取り扱う）
トレーニング場	屋内、屋外にあって、ウェイトトレーニングやサーキットトレーニング等のための設備を有し、主にトレーニングに使用されるもの
庭球場	既定のコートを有し、主にテニスに使用されるもの

7-2-1 グラウンド【多目的運動広場】（文化スポーツ部スポーツ振興課）

区	圏域		
	I	II	III
北区		阿賀野川公園、阿賀野川ふれあい公園、 豊栄南運動公園	南浜運動広場
東区		阿賀野川河川公園	
江南区		亀田総合体育館	亀田運動広場（亀田少年 野球場・ふれあいドーム）
秋葉区		新津金屋運動広場、 阿賀野川水辺プラザ公園、 新津東部運動広場、雁巻緑地公園	市之瀬運動広場
南区		白根総合公園	
西区		西総合スポーツセンター、 みどりと森の運動公園	
西蒲区		スポーツパーク西川、城山運動公園	

灰色ハイライトの施設：財産白書対象外施設

7-2-2 グラウンド【野球・ソフトボール場】（文化スポーツ部スポーツ振興課）

区	圏域		
	I	II	III
北区		豊栄木崎野球場、阿賀野川公園、 阿賀野川ふれあい公園、濁川運動広場、 豊栄南運動公園	
東区		阿賀野川河川公園、津島屋公園、 中地区運動広場	
中央区		西海岸公園、鳥屋野運動公園	山二ツ運動広場
江南区		かわね公園	亀田運動広場（亀田少年 野球場・ふれあいドーム）
秋葉区		新津金屋運動広場、新津東部運動広場、 小須戸運動広場	
南区		味方野球場、月潟野球場、白根野球場	
西区		みどりと森の運動公園、黒埼地区野球場	
西蒲区		岩室野球場、西川野球場、中之口野球場、 城山運動公園	わなみ運動広場、 漆山グラウンド

灰色ハイライトの施設：財産白書対象外施設

7-2-3 グラウンド【ゲートボール場】（文化スポーツ部スポーツ振興課）

区	圏域		
	I	II	III
北区		阿賀野川公園、阿賀野川ふれあい公園、 豊栄南運動公園	
東区		中地区運動広場	
中央区			山二ツ運動広場
秋葉区		小須戸運動広場	新津七日町運動広場
南区			味方ゲートボール場、 月潟ゲートボール場
西区		西総合スポーツセンター、 山田高架下ゲートボール場	
西蒲区		スポーツパーク西川	

灰色ハイライトの施設：財産白書対象外施設

7-2-4 グラウンド【球技場】（文化スポーツ部スポーツ振興課）

区	圏域		
	I	II	III
北区		太夫浜運動公園	
中央区		鳥屋野運動公園	
秋葉区		雁巻緑地公園	
西区		みどりと森の運動公園	
西蒲区		潟東サルビアサッカー場	

灰色ハイライトの施設：財産白書対象外施設

7-2-5 体育館【スケート場合む】（文化スポーツ部スポーツ振興課）

区	圏域		
	I	II	III
北区		豊栄総合体育館、 北地区スポーツセンター	
東区		東総合スポーツセンター	
中央区	新潟市アイスアリーナ	新潟市体育館、鳥屋野総合体育館	
江南区		横越総合体育館、亀田総合体育館	横越体育センター
秋葉区		秋葉区総合体育館、新津地域学園、 新津B&G海洋センター	小須戸体育館
南区		白根カルチャーセンター、味方体育館	
西区		西総合スポーツセンター、 黒埼地区総合体育館	
西蒲区		西川総合体育館、岩室体育館、 中之口体育館	西川体育センター、 巻体育館、 漆山体育館

7-2-6 武道場（文化スポーツ部スポーツ振興課）

区	圏域		
	I	II	III
北区			豊栄武道館
中央区		鳥屋野総合体育館	
江南区		横越総合体育館、亀田総合体育館	
秋葉区		新津地域学園、新津武道館	小須戸武道館
南区		白根カルチャーセンター、味方体育館	
西区		西総合スポーツセンター、 黒埼地区総合体育館	
西蒲区		中之口体育館	

7-2-7 プール（文化スポーツ部スポーツ振興課）

区	圏域		
	I	II	III
北区		遊水館	
東区		下山スポーツセンター	
中央区	西海岸公園	鳥屋野総合体育館	
江南区		亀田総合体育館	
秋葉区		新津B & G海洋センター	
南区		白根総合公園、味方B & G海洋センタープール	
西区		西総合スポーツセンター	
西蒲区		中之口B & G海洋センター	

7-2-8 競技場（文化スポーツ部スポーツ振興課）

区	圏域		
	I	II	III
中央区	新潟市陸上競技場		

7-2-9 トレーニング場（文化スポーツ部スポーツ振興課）

区	圏域		
	I	II	III
北区		豊栄総合体育館、北地区スポーツセンター	
東区		東総合スポーツセンター、下山スポーツセンター	
中央区		新潟市陸上競技場、鳥屋野総合体育館	
江南区		横越総合体育館、亀田総合体育館	
秋葉区		秋葉区総合体育館、新津B & G海洋センター	
南区		白根カルチャーセンター	
西区		西総合スポーツセンター、黒埼地区総合体育館	
西蒲区		西川総合体育館、中之口体育館	

7-2-10 庭球場（文化スポーツ部スポーツ振興課）

区	圏域		
	I	II	III
北区		濁川運動広場、豊栄総合体育館、 阿賀野川ふれあい公園	
東区	新潟市 庭球場	阿賀野川河川公園、 中地区運動広場	
江南区		亀田総合体育館	
秋葉区		新津地域学園、小須戸運動広場	新津七日町運動広場、 新津東部運動広場、 新津東町庭球場
南区		白根総合公園	味方テニスコート、 月潟テニス場
西区		西総合スポーツセンター、 善久河川敷公園、 寺地河川敷公園、流通公園	
西蒲区		スポーツパーク西川、 中之口テニスコート、 城山運動公園	岩室緑地広場テニスコート

灰色ハイライトの施設：財産白書対象外施設

7-3 スポーツ施設における小分類ごとの再編方針

(1) 全体の現状と課題

- ・昭和 39 年の新潟国体を契機に整備された体育施設を中心に施設の老朽化が進んでおり、今後の維持・更新が課題です。
- ・合併地域には旧市町村でそれぞれ整備してきた施設が多く、本市の人口一人あたりのスポーツ施設数は政令指定都市最多となっており、全体的な維持管理経費を抑制していくことが課題です。

7-3-1 グラウンド【多目的運動広場】

(1) 現状と課題

- ・屋外施設が中心であり、一部、屋内施設の設置もあります。
- ・大会開催で利用される大規模な施設もあり、設置年数が比較的浅い施設が多いです。

(2) 施設の今後のあり方（再編の方向性）

ア. Re：活用（質）の視点

- ・求められるスポーツ施設の量や質が変化する中で、利用者の利便性やサービスの質の向上、学校体育施設との相互利用などを検討します。

イ. Re：デザイン（量）の視点

- ・今後の施設配置や整備のあり方については、人口、利用状況、利用者ニーズ及び施設の老朽度などを考慮し、十分な質のサービスを維持しながら、類似機能を持った施設の集約化などによるスポーツ施設の総量削減について検討します。

ウ. Re：セット（コスト）の視点

- ・収支状況に課題のある施設については、コストの見直しなどの収支改善を図ります。

(3) 再編を検討するきっかけ

- ・施設の老朽化をはじめ、利用率が低い場合や維持管理コストが高い場合には、「全施設共通の方針」とおり、同地域内に立地する施設との集約化などを視野に施設所管課を中心に制度所管課も関わりながら検討を進めます。

(4) その他留意事項など

- ・該当なし

7-3-2 グラウンド【野球・ソフトボール場】

(1) 現状と課題

- ・施設の規模により、硬式野球での利用の可否、大会開催可否などが異なります。
- ・市民1人あたりの保有面積が政令市最大です。
- ・老朽化が進んでいる施設が多いです。

(2) 施設の今後のあり方（再編の方向性）

ア. Re：活用（質）の視点

- ・求められるスポーツ施設の量や質が変化する中で、利用者の利便性やサービスの質の向上、学校体育施設との相互利用などを検討します。

イ. Re：デザイン（量）の視点

- ・今後の施設配置や整備のあり方については、人口、利用状況、利用者ニーズ及び施設の老朽度などを考慮し、十分な質のサービスを維持しながら、類似機能を持った施設の集約化などによるスポーツ施設の総量削減について検討します。

ウ. Re：セット（コスト）の視点

- ・収支状況に課題のある施設については、コストの見直しなどの収支改善を図ります。

(3) 再編を検討するきっかけ

- ・施設の老朽化をはじめ、利用率が低い場合や維持管理コストが高い場合には、「全施設共通の方針」のとおり、同地域内に立地する施設との集約化などを視野に施設所管課を中心に制度所管課も関わりながら検討を進めます。

(4) その他留意事項など

- ・該当なし

7-3-3 グラウンド【ゲートボール場】

(1) 現状と課題

- ・全体的に利用率は低く、利用者数も少ない傾向です。
- ・単独の施設のほか、総合体育館などの複合施設もあります。
- ・屋内施設、屋外施設ともにあり、設置年数が比較的浅い施設が多いです。

(2) 施設の今後のあり方（再編の方向性）

ア. Re：活用（質）の視点

- ・求められるスポーツ施設の量や質が変化する中で、利用者の利便性やサービスの質の向上などを検討します。

イ. Re：デザイン（量）の視点

- ・今後の施設配置や整備のあり方については、人口、利用状況、利用者ニーズ及び施設の老朽度などを考慮し、十分な質のサービスを維持しながら、類似機能を持った施設の集約化などによるスポーツ施設の総量削減について検討します。

ウ. Re：セット（コスト）の視点

- ・かかるコストを精査し、コストの見直しなどの収支改善を図ります。

(3) 再編を検討するきっかけ

- ・施設の老朽化をはじめ、利用率が低い場合や維持管理コストが高い場合には、「全施設共通の方針」のとおり、同地域内に立地する施設との集約化などを視野に施設所管課を中心に制度所管課も関わりながら検討を進めます。

(4) その他留意事項など

- ・該当なし

7-3-4 グラウンド【球技場】

(1) 現状と課題

- ・大会開催から練習まで、幅広い利用があります。
- ・屋外施設のみで、どの施設も比較的設置年数は浅いです。

(2) 施設の今後のあり方（再編の方向性）

ア. Re：活用（質）の視点

- ・求められるスポーツ施設の量や質が変化する中で、利用者の利便性やサービスの質の向上、学校体育施設との相互利用などを検討します。

イ. Re：デザイン（量）の視点

- ・今後の施設配置や整備のあり方については、人口、利用状況、利用者ニーズ及び施設の老朽度などを考慮し、十分な質のサービスを維持しながら、類似機能を持った施設の集約化などによるスポーツ施設の総量削減について検討します。

ウ. Re：セット（コスト）の視点

- ・収支状況に課題のある施設については、コストの見直しなどの収支改善を図ります。

(3) 再編を検討するきっかけ

- ・施設の老朽化をはじめ、利用率が低い場合や維持管理コストが高い場合には「全施設共通の方針」のとおり、同地域内に立地する施設との集約化などを視野に施設所管課を中心に制度所管課も関わりながら検討を進めます。

(4) その他留意事項など

- ・該当なし

7-3-5 体育館【スケート場含む】

(1) 現状と課題

- ・市民1人あたりの保有面積が政令市最大です。
- ・施設の規模により大規模大会から個人利用まで幅広く利用されています。
- ・比較的設置年数の浅い施設もあれば、老朽化が進んでいる施設もあります。
- ・会議室など諸室が充実している施設では、会議だけではなくダンス練習やヨガなどでも利用されています。
- ・新潟市アイスアリーナは市内唯一の施設であるため、継続し存続させていきます。

(2) 施設の今後のあり方（再編の方向性）

ア. Re：活用（質）の視点

- ・求められるスポーツ施設の量や質が変化する中で、利用者の利便性やサービスの質の向上、学校体育施設との相互利用などを検討します。

イ. Re：デザイン（量）の視点

- ・今後の施設配置や整備のあり方については、人口、利用状況、利用者ニーズ及び施設の老朽度などを考慮し、十分な質のサービスを維持しながら、類似機能を持った施設の集約化などによるスポーツ施設の総量削減について検討します。

ウ. Re：セット（コスト）の視点

- ・収支状況に課題のある施設については、コストの見直しなどの収支改善を図ります。

(3) 再編を検討するきっかけ

- ・施設の老朽化をはじめ、利用率が低い場合や維持管理コストが高い場合には、「全施設共通の方針」のとおり、同地域内に立地する施設との集約化などを視野に施設所管課を中心に制度所管課も関わりながら検討を進めます。

(4) その他留意事項など

- ・該当なし

7-3-6 武道場

(1) 現状と課題

- ・柔道、剣道、空手など複数の種目で利用される施設もあれば、弓道場、相撲場など、特定の種目専用の施設もあります。
- ・大規模大会が開催できる施設もあり、屋内施設のみです。
- ・武道場単独の施設のほか、複合施設もあります。

(2) 施設の今後のあり方（再編の方向性）

ア. Re：活用（質）の視点

- ・求められるスポーツ施設の量や質が変化する中で、利用者の利便性やサービスの質の向上、学校体育施設との相互利用などを検討します。

イ. Re：デザイン（量）の視点

- ・今後の施設配置や整備のあり方については、人口、利用状況、利用者ニーズ及び施設の老朽度などを考慮し、十分な質のサービスを維持しながら、類似機能を持った施設の集約化などによるスポーツ施設の総量削減について検討します。

ウ. Re：セット（コスト）の視点

- ・収支状況に課題のある施設については、コストの見直しなどの収支改善を図ります。

(3) 再編を検討するきっかけ

- ・施設の老朽化をはじめ、利用率が低い場合や維持管理コストが高い場合には、「全施設共通の方針」のとおり、同地域内に立地する施設との集約化などを視野に施設所管課を中心に制度所管課も関わりながら検討を進めます。

(4) その他留意事項など

- ・該当なし

7-3-7 プール

(1) 現状と課題

- ・日本水泳協会公認のプールが1施設あり、大規模大会の開催や練習まで幅広く利用され、学校の授業で利用されるプールもあります。
- ・プール単独の施設のほか、複合施設もあります。
- ・設置年数が比較的浅い施設もあれば、老朽化が進んでいる施設もあります。
- ・B&G財団により設置された施設では、老朽化の進行により廃止を検討する場合は、B&G財団に協議する必要があります。

(2) 施設の今後のあり方（再編の方向性）

ア. Re：活用（質）の視点

- ・求められるスポーツ施設の量や質が変化する中で、利用者の利便性やサービスの質の向上、学校体育施設との相互利用などを検討します。

イ. Re：デザイン（量）の視点

- ・今後の施設配置や整備のあり方については、人口、利用状況、利用者ニーズ及び施設の老朽度などを考慮し、十分な質のサービスを維持しながら、類似機能を持った施設の集約化などによるスポーツ施設の総量削減について検討します。

ウ. Re：セット（コスト）の視点

- ・収支状況に課題のある施設については、コストの見直しなどの収支改善を図ります。

(3) 再編を検討するきっかけ

- ・施設の老朽化をはじめ、利用率が低い場合や維持管理コストが高い場合には、「全施設共通の方針」のとおり、同地域内に立地する施設との集約化などを視野に施設所管課を中心に制度所管課も関わりながら検討を進めます。

(4) その他留意事項など

- ・該当なし

7-3-8 競技場

(1) 現状と課題

- ・日本陸上競技連盟公認の陸上競技場ですが、老朽化が進んでいます。
- ・新潟シティマラソンをはじめとした市の大規模イベント、陸上大会の開催、学校部活動での練習など、幅広い利用があります。

(2) 施設の今後のあり方（再編の方向性）

ア. Re：活用（質）の視点

- ・求められるスポーツ施設の量や質が変化する中で、利用者の利便性やサービスの質の向上、学校体育施設との相互利用などを検討します。

イ. Re：デザイン（量）の視点

- ・新潟市陸上競技場は市内唯一の施設であるため、継続し存続させていきます。

ウ. Re：セット（コスト）の視点

- ・コストの見直しなどの収支改善を図ります。

(3) 再編を検討するきっかけ

- ・施設の老朽化や利用率が低い場合に「全施設共通の方針」のとおり施設所管課が検討を進めます。

(4) その他留意事項など

- ・該当なし

7-3-9 トレーニング場

(1) 現状と課題

- ・総合体育館など複合施設の一部の施設として設置されています。
- ・設置年数が比較的浅い施設が多いですが、トレーニング機器の老朽化が課題となる施設もあります。
- ・民間施設（ジムなど）の設置状況を踏まえ、あり方を検討する必要があります。

(2) 施設の今後のあり方（再編の方向性）

ア. Re：活用（質）の視点

- ・求められるスポーツ施設の量や質が変化する中で、利用者の利便性やサービスの質の向上などを検討します。

イ. Re：デザイン（量）の視点

- ・今後の施設配置や整備のあり方については、人口、利用状況、利用者ニーズ及び施設の老朽度などを考慮し、十分な質のサービスを維持しながら、類似機能を持った施設の集約化などによるスポーツ施設の総量削減について検討します。

ウ. Re：セット（コスト）の視点

- ・収支状況に課題のある施設については、コストの見直しなどの収支改善を図ります。

(3) 再編を検討するきっかけ

- ・施設の老朽化をはじめ、利用率が低い場合や維持管理コストが高い場合には、「全施設共通の方針」のとおり、同地域内に立地する施設との集約化などを視野に施設所管課を中心に制度所管課も関わりながら検討を進めます。

(4) その他留意事項など

- ・該当なし

7-3-10 庭球場

(1) 現状と課題

- ・大規模大会の開催から練習まで幅広く利用されていますが、利用率が低く、利用者数も少ない施設もあります。
- ・体育館など屋内施設でもテニスの利用がされています。
- ・庭球場単体の施設のほか、他の施設と併設された庭球場もあります。

(2) 施設の今後のあり方（再編の方向性）

ア. Re：活用（質）の視点

- ・求められるスポーツ施設の量や質が変化する中で、利用者の利便性やサービスの質の向上などを検討します。

イ. Re：デザイン（量）の視点

- ・今後の施設配置や整備のあり方については、人口、利用状況、利用者ニーズ及び施設の老朽度などを考慮し、十分な質のサービスを維持しながら、類似機能を持った施設の集約化などによるスポーツ施設の総量削減について検討します。

ウ. Re：セット（コスト）の視点

- ・収支状況に課題のある施設については、コストの見直しなどの収支改善を図ります。

(3) 再編を検討するきっかけ

- ・施設の老朽化をはじめ、利用率が低い場合や維持管理コストが高い場合には、「全施設共通の方針」のとおり、同地域内に立地する施設との集約化などを視野に施設所管課を中心に制度所管課も関わりながら検討を進めます。

(4) その他留意事項など

- ・該当なし

8 ひまわりクラブ

8-1 ひまわりクラブにおける中分類ごとのあり方（こども未来部こども政策課）

- ひまわりクラブの整備については、小学校内の教室等の活用を基本とし、状況に応じてその他の施設も活用しながら、関係部署と連携して課題の解消に努めます。
なお、整備の優先順位は「①校舎内教室、②学校敷地内、③既存公共施設、④公共用地での整備、⑤民間施設」とします。
- 公有財産の一部を無償で使用し運営している民設の放課後児童クラブのあり方を検討し、施設使用料の有償化を検討します。なお、ひまわりクラブの代替機能を担っている民設クラブについては、当該使用料の負担のあり方も併せて検討します。

	継続	多機能化・複合化	集約化
圏域Ⅰ	該当なし	該当なし	該当なし
圏域Ⅱ	該当なし	該当なし	該当なし
圏域Ⅲ	-	○	○

【凡例】◎：優先検討 ○：検討 -：考慮しない

(1) 継続

- ・ 該当なし

(2) 多機能化・複合化

- ・ 小学校の教室等での整備を優先して整備

(3) 集約化

- ・ 学校再編に合わせて、再編地域の各放課後児童クラブ（公設・民設）を統合される小学校に集約化を検討

8-2 ひまわりクラブの小分類

8-2-1 ひまわりクラブ（こども未来部こども政策課）

区	圏域		
	I	II	III
北区			<p>毎年度発行する「財産白書」を参照。 ※全て圏域Ⅲであるが、該当施設数が多数であること、毎年増減が発生することから、本指針には具体的な施設名称は記載しません。</p>
東区			
中央区			
江南区			
秋葉区			
南区			
西区			
西蒲区			

8-3 ひまわりクラブにおける小分類ごとの再編方針

8-3-1 ひまわりクラブ

(1) 現状と課題

- ・放課後児童クラブを利用する児童は年々増え続けており、ひまわりクラブの施設整備を進めるとともに、民設クラブの運営助成を行い、待機児童を出さないよう受入れ体制を整えてきました。
- ・今後も利用する児童の増加に対応するとともに、学校活動終了後に児童が安全にひまわりクラブ（公設の放課後児童クラブ）を利用できるよう、学校の教室等を基本とした受入環境を整備します。
- ・なお、学校施設が放課後児童クラブの用途となっていないため、教室等を専用に活用する場合は、建築基準等各種法令に適合するよう必要な施設を整備しなければなりません。

(2) 施設の今後のあり方（再編の方向性）

ア. Re：活用（質）の視点

- ・小学校内の教室等の活用を基本とし、状況に応じてその他の施設も活用しながら、ひまわりクラブの整備を行い、関係部署と連携して課題の解消に努めます。
- ・ひまわりクラブで使用しない時間帯については、多用途・多目的に利活用するなど施設の有効活用を検討します。

イ. Re：デザイン（量）の視点

- ・遊び及び生活の場としての機能、並びに静養するための機能を備えた区画面積を児童一人あたり概ね1.65㎡以上を確保し、将来の利用需要を考慮した上で、適当な規模で整備します。

ウ. Re：セット（コスト）の視点

- ・公共施設を無償で使用している民設の放課後児童クラブについては、公設化への移行または施設使用料の有償化を検討します。なお、有償化の検討にあたっては、ひまわりクラブの代替機能を担っている施設については、当該使用料の負担のあり方も併せて検討します。

(3) 再編を検討するきっかけ

- ・小学校の大規模改修や統廃合等のタイミングに合わせて、教室等への移設など統合する小学校への集約化を検討します。

(4) その他留意事項など

- ・該当なし

9①子育て支援施設【児童館等】

9①-1 子育て支援施設【児童館等】における中分類ごとのあり方（こども未来部 こども政策課）

- 児童館等は効率的な運営を図りながら、人口動態、地域特性、社会情勢及び利用者数等を踏まえ適正なサービスを提供します。
- 単独設置の児童館は建物の建替えは行わず、原則、多機能化、複合化、集約化により、学校や地域の既存市有施設に児童館機能を移設します。
- 児童館の新設は原則行わないが、地域バランスを考慮し、秋葉区内に地域の既存市有施設を活用して、児童館を整備します。
- 圏域Ⅱの児童館は、将来的に出張児童館事業を展開します。

	継続	多機能化・複合化	集約化
圏域Ⅰ	◎	-	-
圏域Ⅱ	○	◎※こども創作活動館は継続	-
圏域Ⅲ	○	◎	◎

【凡例】 ◎：優先検討 ○：検討 -：考慮しない

(1) 継続

ア. こども創造センター、こども創作活動館

- ・継続

イ. 圏域Ⅱの児童館

- ・効率的な運営を図りながら、人口動態、地域特性、社会情勢及び利用者数等を踏まえ適正なサービスを提供するため、現存施設の利用可能な範囲で継続
- ・現存施設は、保全計画による躯体部位の保全工事（外壁、屋根）及び長寿命化を図るための大規模改修は行わない
- ※所管課による応急的な修繕を行う場合も同様
- ※施設状況等により空調・電気設備工事等は実施
- ・秋葉区内に地域の既存市有施設を活用し児童館に必要となる居室や設備を整備。
なお、秋葉区の児童館整備後は、その他児童館と同様に管理
- ・将来的に出張児童館事業を展開できる児童館等を各区に一つ設置

ウ. 圏域Ⅲの児童館

- ・圏域Ⅱの児童館と同様

(2) 多機能化・複合化

ア. こども創造センター、こども創作活動館

- ・考慮しない

イ. 圏域Ⅱの児童館

- ・現存施設が利用不能となった場合、建替えによる継続はせず、原則、学校または地域の既存市有施設へ多機能化・複合化
- ・多機能化・複合化に係る施設整備費は必要最小限

ウ. 圏域Ⅲの施設

- ・現存施設が利用不能となった場合、建替えによる継続はせず、利用状況に応じて、原則、学校または地域の既存市有施設へ多機能化・複合化
- ・多機能化・複合化に係る施設整備費は必要最小限

(3) 集約化

ア. こども創造センター、こども創作活動館

- ・考慮しない

イ. 圏域Ⅱの児童館

- ・考慮しない

ウ. 圏域Ⅲの児童館

- ・現存施設が利用不能となった場合、建替えによる継続はせず、利用状況に応じて圏域Ⅱの児童館に集約化
- ※利用者の固定化や利用が少ない状況が見られる場合、圏域Ⅱの児童館と集約化
- ・集約化にあたり施設整備は実施しない

9①-2 子育て支援施設【児童館等】の小分類

9①-2-1 児童館等（こども未来部こども政策課）

区	圏域		
	I	II	III
北区		豊栄児童センター	三ツ森児童館、 早通児童センター
東区		こども創作活動館※	
中央区	こども創造 センター※	新潟市児童センター	
江南区		亀田東児童館	
秋葉区		既存公共施設内に設置計 画	
南区		白根児童センター	白根南児童館、白根北児童館、 味方児童館
西区		坂井輪児童館	
西蒲区		岩室地域児童館	

※児童館に類似する施設

9①-3 子育て支援施設【児童館等】における小分類ごとの再編方針

9①-3-1 児童館等

(1) 現状と課題

- ・冬季間にこどもが活動できる施設を要望する声が本市に寄せられています。児童館は天候に左右されず利用できる施設の一つです。
- ・国の指針では、児童館は中・高校生世代の居場所でもあり、発災直後は地域のこどもの一時的な安全確保の場となることが求められています。
- ・なお、児童館は子育て支援センターとしての役割も果たしており、各児童館においても、引き続き、子育て情報の提供、育児相談等の育児支援にかかる取り組みも充実していく必要があります。
- ・児童館等が複数ある区がある一方、秋葉区は児童館や児童館に類する施設がなく、施設配置のバランスに課題があります。
- ・こども創造センターは体験型施設であるため、短い期間での施設本体及び設備の修繕が必要となります。

(2) 施設の今後のあり方（再編の方向性）

ア. Re：活用（質）の視点

- ・圏域Ⅱの児童館は、「こどもの居場所」を確保するため、現存施設の利用可能な範囲で維持補修しながら、児童館等で使用しない時間帯については、下記ウの視点を踏まえ、多用途・多目的に利活用するなど施設の有効活用を検討します。
- ・現存施設が維持修繕不能となる場合に備え、原則、施設の建替えはせず、将来的には原則、学校または地域の既存市有施設へ多機能化・複合化します。
- ・圏域Ⅲの施設は原則、前項目の圏域Ⅱの児童館と同様としますが、利用状況に応じて、圏域Ⅱの児童館への集約化も検討します。
- ・秋葉区内に児童館及び児童館に類する施設がないので、地域の既存市有施設を活用して圏域Ⅱの児童館を1館新設します。

イ. Re：デザイン（量）の視点

- ・効率的な運営を図りながら、人口動態、地域特性、社会情勢及び利用者数等を踏まえ適正なサービスを提供します。
- ・圏域Ⅱの児童館は将来的に出張児童館事業を展開します。
- ・圏域Ⅲの児童館は利用状況に応じて、圏域Ⅱの児童館への集約化を検討します。

ウ. Re：セット（コスト）の視点

- ・圏域Ⅱ及びⅢの児童館については、現存施設は保全計画における躯体部位の保

全工事（外壁、屋根）及び長寿命化を図るための大規模改修は行わないこととします。

※施設所管課による応急的な修繕を行う場合も同様とします。

※施設状況等により空調・電気設備工事等は実施します。

- ・施設を利用しない者との公平性の観点から、現在、無料となっている使用料については、将来的には少子化対策・子育て支援等の各種施策との調和を図りながら、受益者負担のあり方を検討します。

(3) 再編を検討するきっかけ

- ・圏域Ⅱの児童館は施設の老朽化に合わせて制度所管課及び所管課が中心となり、多機能化・複合化を検討します。
- ・圏域Ⅲの児童館は、施設の老朽化の他、利用者数、学校または地域の既存市有施設等の再編のタイミングに合わせて、多機能化・複合化、集約化を検討します。

(4) その他留意事項など

- ・児童館等は、合併建設計画により設置した経緯や地域での配置状況が異なるため、複合化、多機能化等を検討する場合は、地域のご意見をお聞きしながら進めるものとします。

9②子育て支援施設【子育て支援センター等】

9②-1 子育て支援施設【子育て支援センター等】における中分類ごとのあり方 (こども未来部幼保支援課)

- 子育て支援センター等は、利用状況や設置に至った経緯、地域ニーズ等を考慮しながら施設数の見直しを行い、市立保育園の適正配置の取組等と併せて、多機能化・複合化を中心に検討します。

	継続	多機能化・複合化	集約化
圏域Ⅰ	該当なし	該当なし	該当なし
圏域Ⅱ	○	○	-
圏域Ⅲ	○	○	○

【凡例】◎：優先検討 ○：検討 -：考慮しない

(1) 継続

- ・利用者層の変化に伴うサービスの見直し
- ・民間活用の検討

(2) 多機能化・複合化

- ・市立保育園の適正配置の取組等と併せた多機能化・複合化の検討
- ・地域内施設の多機能化・複合化の検討

(3) 集約化

- ・地域内施設の集約化の検討

9②-2 子育て支援施設【子育て支援センター等】の小分類

9②-2-1 子育て支援センター等（こども未来部幼保支援課）

区	圏域		
	I	II	III
北区			早通南保育園子育て支援センター、 木崎子育て支援センター
東区		寺山公園子育て交流施設（てらやまい～てらす）※	わいわい広場※
中央区			八千代子育て支援センターちゅうりっぷ、 鳥屋野子育て支援センター、 子育て応援ひろば※
江南区			横越子育て支援センターいちごっこ広場、 亀田子育て支援センターかめっこ広場
秋葉区		子育て支援センター（新津育ちの森）※	矢代田保育園子育て支援センター
南区			子育て支援センター白根つくし園
西区			黒崎子育て支援センター
西蒲区			岩室子育て支援センターぼかぼかコアラ、 中之口子育て支援センター、 世代交流館どんぐりの舎

※子育て支援センターに類似する施設

9②-3 子育て支援施設【子育て支援センター】における小分類ごとの再編方針

9②-3-1 子育て支援センター等

(1) 現状と課題

- ・0～2歳児の幼児教育・保育施設への入園が年々増加していることもあり、利用者数の減少や利用児童の低年齢化（0～1歳児）が進んでいます。
- ・一方で、少子化や核家族化の進行など、子育て世帯を取り巻く環境が変化する中、子育て中の親の孤立化や不安感の増大などが懸念されており、親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場の確保が必要となっています。
- ・児童館や児童センターにおいても、乳幼児の親子の交流や子育てに関する相談事業を実施しています。

(2) 施設の今後のあり方（再編の方向性）

ア. Re：活用（質）の視点

- ・保育園内の設置や保育園と同一敷地内の設置が多いことから、市立保育園の適正配置の取組と併せて、多機能化・複合化を検討します。
- ・保育園内の設置等でない施設は、既に多機能化・複合化が進められており、引き続き、施設の状況に応じて検討します。

イ. Re：デザイン（量）の視点

- ・利用状況等を考慮しながら、民間施設を含めた施設数の見直しを行います。
- ・施設の中には、発達支援（療育）など、付加的な役割を担っているセンターもあるため、見直しの際には、この役割を担う引継ぎ先等についても併せて検討する必要があります。

ウ. Re：セット（コスト）の視点

- ・民間活用等も含め検討を行います。

(3) 再編を検討するきっかけ

- ・市立保育園の適正配置の取組等と併せて、制度所管課を中心に検討します。

(4) その他留意事項など

- ・施設により、設置に至った経緯などが異なることから、地域の実情に合わせた検討が必要です。

10 高齢者福祉施設

10-1 高齢者福祉施設における中分類ごとのあり方（福祉部高齢者支援課・南区健康福祉課・西蒲区健康福祉課）

- 老人憩の家は、新たな整備を行わず、施設・設備の補修等は必要最小限とします。また、入浴設備の更新はせず、老朽化が著しい施設や利用者数が少ない施設は廃止を検討し、将来的には地域のコミュニティ系施設や子育て支援施設等へ機能移転を進めます。コミュニティ系施設の中に、もっぱら高齢者を対象とした入浴設備・休憩所を持つ施設があります。当該施設における入浴設備部分も本規定の対象とします。
- 老人福祉センターは、人口規模やサービス圏域の面積、施設の利用状況を考慮しつつ、地域と合意形成を図りながら地域のコミュニティ系施設や子育て支援施設等との多機能化・複合化を検討します。
- その他高齢者福祉施設は、設置背景や地域の実情が大きく異なることから、一様にあり方や基準を定めるのではなく、それぞれの施設に応じたあり方を地域別実行計画の策定を通して検討します。

	継続	多機能化・複合化	集約化
圏域Ⅰ	該当なし	該当なし	該当なし
圏域Ⅱ	該当なし	該当なし	該当なし
圏域Ⅲ	○ ※老人憩の家は -	◎	-

【凡例】◎：優先検討 ○：検討 -：考慮しない

(1) 継続

- ・多世代交流の場としての活用方法を検討

(2) 多機能化・複合化

- ・老人憩の家は、多世代交流可能なコミュニティ系施設や子育て支援施設等に機能移転
- ・老人福祉センターは、地域のコミュニティ系施設や子育て支援施設等と多機能化・複合化

(3) 集約化

- ・該当なし

10-2 高齢者福祉施設の小分類

10-2-1 老人憩の家（福祉部高齢者支援課）

区	圏域		
	I	II	III
北区			老人憩の家阿賀浜荘、老人憩の家しあわせ荘、 老人憩の家新崎荘
東区			老人憩の家大山台荘、老人憩の家岡山荘、老人憩の家松崎荘、 老人憩の家大形荘、老人憩の家じゅんさい池
中央区			老人憩の家沼垂荘、老人憩の家なぎさ荘、老人憩の家ひばり荘、 老人憩の家米山荘、老人憩の家鳥屋野荘、老人憩の家山潟荘
江南区			老人憩の家大江山荘、老人憩の家大淵荘、老人憩の家曾野木荘、 老人憩の家両川荘
西区			老人憩の家西川荘、老人憩の家五十嵐中島荘、 老人憩の家新川荘、老人憩の家槇尾荘、老人憩の家神明荘、 老人憩の家明和荘、老人憩の家小針荘、老人憩の家寺尾荘、 老人憩の家やなぎ荘、老人憩の家成巻荘
西蒲区			老人憩の家かすが荘

10-2-2 老人福祉センター（福祉部高齢者支援課）

区	圏域		
	I	II	III
北区			豊栄さわやか老人福祉センター
江南区			老人福祉センター横雲荘、老人福祉センター福寿荘
秋葉区			小須戸老人福祉センター
南区			老人福祉センター白寿荘、 老人福祉センターいこいの家楽友荘、 老人福祉センターいこいの家月寿荘
西区			老人福祉センター黒埼荘
西蒲区			いこいの家西川荘、中之口老人福祉センター、 老人福祉センターいこいの家蛭雪荘、 老人福祉センターいこいの家得雲荘

10-2-3 その他高齢者福祉施設

10-2-3-1 高齢者能力活用センター（南区健康福祉課）

区	圏域		
	I	II	III
南区			白根高齢者能力活用センター

10-2-3-2 高齢者生きがいルーム中之口等（西蒲区健康福祉課）

区	圏域		
	I	II	III
西蒲区			高齢者生きがいルーム中之口、高齢者生きがいルーム楽焼

10-3 高齢者福祉施設における小分類ごとの再編方針

10-3-1 老人憩の家

(1) 現状と課題

- ・高齢者人口が年々増加する一方で、利用者数は平成8年をピークに減少が続き、現在もなお減少傾向です。また、利用者が固定化される傾向にあります。
- ・入浴利用料の徴収に伴い、多世代交流事業など指定管理者による様々な自主事業を実施してきましたが、利用者数などの改善には至っておらず、地域の高齢者全体の「憩いの場」、「娯楽の場」、「健康づくりの場」といった役割・機能を十分に果たしているとはいえません。
- ・施設の維持管理では、老朽化により修繕費など多くの維持管理経費が発生しています。既に半数以上の老人憩の家が築後30年以上経過していることから、今後も老朽化が進みさらに修繕費が増えることが予想されます。

(2) 施設の今後のあり方（再編の方向性）

ア. Re：活用（質）の視点

- ・平成18年度の「新潟市老人憩の家運営事業検討委員会」でまとめられた提言に基づき、多世代交流の場としての活用など現施設の有効活用を図りながら引き続き運営を行います。
- ・現在の利用者の精神的・身体的健康への寄与しており、早急な縮小や廃止は困難ですが、今後の施設・設備の補修等は必要最小限とし、入浴設備は更新せず、老朽化が著しい施設や利用者数が少ない施設は、廃止を検討します。
- ・公共施設の再編を進める中で、コミュニティ系施設や子育て支援施設等への機能移転を進め、拠点施設に老人憩の家の入浴以外の機能が移転した段階で、当該地域に設置されている老人憩の家は役割を終えて廃止します。

イ. Re：デザイン（量）の視点

- ・老人憩の家は、新たな整備を行わず、施設・設備の補修等は必要最小限とします。また、入浴設備の更新はせず、老朽化が著しい施設や利用者数が少ない施設は廃止を検討し、将来的には地域のコミュニティ系施設や子育て支援施設等へ機能移転を進めます。

ウ. Re：セット（コスト）の視点

- ・入浴施設があるため管理運営費に占める光熱水費の割合が高く、ガス料金等の高騰の影響が大きい施設であることから、コスト削減と安定した運営のため、現在施設ごとに異なる入浴施設の利用時間について、利用の少ない曜日・時間帯は入浴施設のみ休業する等の対応を検討します。

(3) 再編を検討するきっかけ

- ・老朽化が著しい施設や利用者数が少ない施設は廃止を検討します。
- ・地域別実行計画の策定により地域との合意形成を図りながら、コミュニティ系施設や子育て支援施設等への機能移転を進め、機能が移転した段階で、当該地域に設置されている老人憩の家は役割を終えて廃止します。

(4) その他留意事項など

- ・該当なし

10-3-2 老人福祉センター

(1) 現状と課題

- ・入浴施設と広間の利用のほか、生きがい推進事業などのソフト事業の展開や貸館機能を持っていますが、全体として利用者数は減少傾向にあります。
- ・地域包括ケアシステムにおける介護予防や生活支援提供の場といった高齢者への福祉サービスの提供を行いつつ、地域の茶の間のような多世代・地域交流の場などとしての活用方法の検討も必要です。
- ・施設の維持管理の面では、老朽化により修繕費など多くの維持管理経費が発生しています。今後も老朽化が進みさらに修繕費が増えることが予想されます。

(2) 施設の今後のあり方（再編の方向性）

ア. Re：活用（質）の視点

- ・高齢社会において、高齢者が住み慣れた地域で生き生きと暮らすために高齢者福祉がますます重要となってくることや、地域住民がともに支えあう多世代型の拠点が求められていることを踏まえ、人口規模やサービス圏域の面積、施設の利用状況を考慮しつつ、地域社会をしっかりと支える拠点の確保へ向け、地域住民と合意形成を図りながら、地域のコミュニティ系施設や子育て支援施設等との多機能化・複合化の検討を行います。

イ. Re：デザイン（量）の視点

- ・地域のコミュニティ系施設や子育て支援施設等との多機能化・複合化を図ることで、総量の削減を図ります。

ウ. Re：セット（コスト）の視点

- ・入浴施設があるため管理運営費に占める光熱水費の割合が高く、ガス料金等の高騰の影響が大きい施設であることから、コスト削減と安定した運営のため、現在施設ごとに異なる入浴施設の利用曜日・利用時間について、利用の少ない曜日・時間帯は入浴施設のみ休業する等の対応を検討します。

(3) 再編を検討するきっかけ

- ・地域別実行計画の策定により地域との合意形成を図りながら、地域の実情に合わせて、地域のコミュニティ系施設や子育て支援施設等との多機能化・複合化の検討を行います。

(4) その他留意事項など

- ・該当なし

10-3-3 その他高齢者福祉施設

10-3-3-1 高齢者能力活用センター

(1) 現状と課題

- ・旧野沢邸の所有者から土地の寄贈を受け、旧白根市が国庫補助「介護予防拠点整備事業」を建設費用の財源として活用し、平成13年に介護予防事業の拠点と併せて地域コミュニティの推進のための幅広い活用を図る目的で建設した施設です。
- ・令和6年度の利用状況については、1日当たり1.3人で、近年は近隣自治会や特定の団体の利用にとどまっています。
- ・世代を問わず誰もが利用できる施設ですが、「高齢者能力活用センター」という名称により、高齢者に限定した施設と捉えられ、市民への周知が広がらず、利用の低迷に拍車をかけたものと思われます。
- ・当該施設は築24年目ですが建物の状態も良く、大規模な修繕は当面必要ありません。
- ・当該施設は、「白根庭園」や国登録有形文化財である「白根配水塔」に隣接しており、施設のあり方について寄贈者家族や地域住民、利用団体の意向を慎重に確認する必要があります。

(2) 施設の今後のあり方（再編の方向性）

ア. Re：活用（質）の視点

- ・高齢者の健康増進や介護予防の活動のほか、茶道や合唱などの趣味的活動の場としての利用や自治会の集会場として利用されています。また、近隣にはない水屋も備えた本格的な茶室が整備されており、「白根庭園」や「白根配水塔」に隣接していることから、文化資源との一体的な活用も考えられます。
- ・単なるコミュニティ施設、高齢者福祉施設ではなく文化施設としての側面もあるため、寄贈者家族や地域住民、利用団体の意向も踏まえ、近隣自治会等への貸付や廃止、または文化施設への転換など視野を広げた活用方法も含めて慎重に検討します。

イ. Re：デザイン（量）の視点

- ・寄贈者家族や地域住民、利用団体の意向も踏まえ、近隣自治会等への貸付や廃止、または文化施設への転換など視野を広げた活用方法も含めて慎重に検討します。

ウ. Re：セット（コスト）の視点

- ・施設の方向性が決まるまでは、施設の補修は必要最低限度とします。

- (3) 再編を検討するきっかけ
 - ・地域別実行計画の策定時に検討します。

- (4) その他留意事項など
 - ・該当なし

10-3-3-2 高齢者生きがいルーム中之口等

(1) 現状と課題

- ・利用者はほぼ固定化・減少傾向にあり、施設や設備の老朽化が進んでいます。
- ・市町村合併時から引き継いだ施設で、巻地区と中之口地区の2カ所にあります。
- ・両施設とも陶芸窯が設置され、基本的に利用の形態として陶芸を楽しむことに限定されている状況です。
- ・常駐する職員はなく、無料施設として運営しています。
- ・施設の老朽化により修繕費の増加が懸念され、また、陶芸窯も耐用年数を経過していることから使用不能となることが予想されます。

(2) 施設の今後のあり方（再編の方向性）

ア. Re：活用（質）の視点

- ・現在の利用状況を踏まえ、今後の施設・設備の修繕等は必要最小限とし、陶芸窯は更新しないこととします。
- ・公共施設の再編を進める中で、陶芸窯の特殊性はあるものの、当該施設の設置目的である健康及び生きがいの増進等を供与できる場合は他施設で担えることから廃止の方向で検討します。

イ. Re：デザイン（量）の視点

- ・現在の利用状況を踏まえ、陶芸窯が使用不能となった時点で施設利用の継続を検討します。陶芸以外での利用が見込まれない場合はその時点で廃止します。

ウ. Re：セット（コスト）の視点

- ・現在の利用状況を踏まえ、今後の施設・設備の修繕等は必要最小限とします。

(3) 再編を検討するきっかけ

- ・以下のア・イのいずれかの状況となった時点で、地域との合意形成を図りながら、地域の実情に合わせた再編を進めます。
- ア. 地域別実行計画の策定を進める中で、陶芸窯の特殊性はあるものの、当該施設の設置目的である健康及び生きがいの増進等を供与できる場合は他施設で担えることから生きがいルームは役割を終え廃止します。
- イ. 陶芸窯が使用不能となった時点で陶芸以外での施設利用の有無を検討。陶芸以外での利用が見込まれない場合はその時点で生きがいルームを廃止。

(4) その他留意事項など

- ・該当なし

11①保健福祉施設【保健福祉センター等】

11①-1 保健福祉施設【保健福祉センター等】における中分類ごとのあり方（保健衛生部保健衛生総務課）

- 保健福祉センターや健康センターは、将来的に健診を行う施設（診療所登録した施設）を各区1か所に集約していきます。なお、中央区、西区については、区の人口規模と施設の関連から、健診を1か所に集約することが非常に困難であるため複数施設とします。（健康相談や集団がん検診などはコミュニティ系施設などを活用して実施）
- 老朽化の進んだ施設や利用率の低い施設については集約化し廃止します。また、代替機能を果たせるコミュニティ系施設等への多機能化・複合化も検討します。
- 今後の集約化に伴い、保健福祉センター及び健康センターの業務を整理し、名称の統一化を検討します。
- 健康・福祉分野以外の貸室未実施の施設については実施を検討し、あわせて、コミュニティ系施設との兼ね合いを視野に入れながら施設の利用料の設定を検討します。

	継続	多機能化・複合化	集約化
圏域Ⅰ	該当なし	該当なし	該当なし
圏域Ⅱ	○	◎	○
圏域Ⅲ	○	○	◎

【凡例】◎：優先検討 ○：検討 -：考慮しない

(1) 継続

- ・貸室で料金を徴取していない施設は、貸室の方法や利用料の設定を検討

(2) 多機能化・複合化

- ・圏域Ⅱ施設は、施設の老朽化や利用状況を踏まえ、機能代替を果たせるコミュニティ系施設等への多機能化・複合化を検討

(3) 集約化

- ・同一区内に複数ある圏域Ⅱ施設は、老朽化や利用状況を踏まえ集約化を検討
- ・圏域Ⅲ施設は、同一区内の圏域Ⅱ施設へ集約し廃止

11①-2 保健福祉施設【保健福祉センター等】の小分類

11①-2-1 保健福祉センター、健康センター（保健衛生部保健衛生総務課）

区	圏域		
	I	II	III
北区		豊栄健康センター	北地域保健福祉センター
東区		木戸健康センター	石山地域保健福祉センター
中央区		南地域保健福祉センター、 東地域保健福祉センター	中央健康センター
江南区		亀田健康センター	横越健康センター
秋葉区		新津健康センター	
南区		白根健康福祉センター	味方健康センター、 月潟健康センター
西区		西地域保健福祉センター、 黒埼地域保健福祉センター、 坂井輪健康センター	黒埼健康センター
西蒲区		巻地域保健福祉センター	西川健康センター、 岩室健康センター

11①-3 保健福祉施設【保健福祉センター等】における小分類ごとの再編方針

11①-3-1 保健福祉センター、健康センター

(1) 現状と課題

- ・保健福祉センターや健康センターについては、主に健診の対応や相談・支援であり、地域における保健と福祉の拠点となっています。
- ・老朽化や施設移転等の機会を捉え、廃止、集約を進め、令和2年時点で22施設（政令市で2番目に多い）でしたが、現在20施設となっています。
- ・健診業務（乳幼児健診）は、医師による診療が行われるため、診療所登録がされている施設でなければ実施できません。これまで、全ての施設で診療所登録を行い健診業務を行ってきましたが、人口減少に伴い各施設の利用者が減少しているため、各区において業務の集約化と施設廃止を進めるとともに、健診を行わない施設は、診療所登録を廃止しています。
- ・施設再編にあたり、健診や健康相談をはじめとした保健事業等の住民サービスが低下しないよう、各区の実情に配慮しながら、施設の多機能化・複合化を含めた廃止や集約化を検討していく必要があります。
- ・一部の健康センターにおいては、条例で保健・福祉分野の利用に限らず、有料で部屋の貸し出しを行うことができると定められています。それ以外の施設については、他の有料貸館との兼ね合いを視野に入れながら、施設が利用されていない時間帯の他目的利用なども含め、貸し出しのあり方について検討を進める必要があります。

(2) 施設の今後のあり方（再編の方向性）

ア. Re：活用（質）の視点

- ・保健・福祉分野以外の貸室未実施の施設については、コミュニティ系施設などの類似貸館施設との兼ね合いを視野に入れながら、貸室の実施を検討し、あわせて、利用者負担の原則に基づき利用料の設定も検討します。
- ・施設を集約し面積の削減につなげるとともに、健康相談や集団がん検診などはコミュニティ系施設などを活用して実施することで質の向上につなげます。

イ. Re：デザイン（量）の視点

- ・健診業務は区単位で行っていることから、健診を行う施設（診療所登録した施設）は、将来的に各区1か所に集約していきます。なお、中央区、西区については、区の人口規模と施設のキャパシティ（特に駐車場）の関連から、健診を1か所に集約することが非常に困難であるため複数施設とします。集約化した施設は、診療所登録された区の代表施設として継続を検討し、老朽化が進んだ場合は、代替機能を果たせるコミュニティ系施設等への多機能化・複合化を検

討します。

- ・健診業務を行っていない施設は、廃止を検討します。
- ・圏域Ⅲ施設は、同一区内の圏域Ⅱ施設へ集約し廃止します。
- ・保健福祉センターの職員（保健師等）は、保健福祉サービス申請や相談等の窓口業務が多い一部の施設を除き、業務の連携と効率化を図るため、区役所健康福祉課に集約する方向で検討を進めます。職員を集約化した施設は、各区の状況を踏まえ廃止を含めた見直しを検討します。
- ・検討に当たっては、人口規模や圏域面積、施設利用状況やバリアフリー状況などに配慮しつつ、地域別実行計画の策定により地域との合意形成を図りながら、地域の実情に合わせた再編を進めます。

ウ. Re：セット（コスト）の視点

- ・健康・福祉分野以外の貸室未実施の施設については実施を検討し、あわせて、コミュニティ系施設との兼ね合いを視野に入れながら施設の利用料の設定を検討します。

(3) 再編を検討するきっかけ

- ・老朽化や利用状況に合わせて、制度所管課及び施設所管課が中心となり多機能化・複合化などを検討します。

(4) その他留意事項など

- ・黒埼地域保健福祉センターは、事務室と相談窓口のみです。
- ・保健福祉センターや地域健康センターは、市民の保健・福祉活動のために無料で利用できます。一方、新津健康センター、白根健康福祉センター、黒埼健康センターは、条例で保健・福祉分野の利用に限らず、有料で貸し出しを行うことができると定められています。施設の更新や複合化などの際、これらの機能も併せて検討する必要があります。

11②保健福祉施設【社会福祉施設等】

11②-1 保健福祉施設【社会福祉施設等】における中分類ごとのあり方（福祉部福祉総務課・障がい福祉課）

- 社会福祉施設の貸館機能を持つ施設については、類似の貸館機能を持つコミュニティ系施設への多機能化・複合化を検討します。また、コミュニティ系施設との兼ね合いを視野に入れながら施設の利用料の設定を検討します。
- 障がい福祉施設は、設置意義や利用対象者がそれぞれ異なることから、一様にあり方や基準を定めるのではなく、それぞれの施設に応じたあり方を検討します。

	継続	多機能化・複合化	集約化
圏域Ⅰ	○	○	-
圏域Ⅱ	○	○	-
圏域Ⅲ	○	◎	-

【凡例】◎：優先検討 ○：検討 -：考慮しない

(1) 継続

- ・貸室や利用料の設定について検討

(2) 多機能化・複合化

- ・老朽化等施設の機能代替を果たせるコミュニティ系施設等への多機能化・複合化

(3) 集約化

- ・該当なし

11②-2 保健福祉施設【社会福祉施設等】の小分類

11②-2-1 社会福祉施設等（福祉部総務課）

区	圏域		
	I	II	III
中央区	新潟市総合福祉会館		
江南区		江南区福祉センター	
西蒲区			西川社会福祉センター、 巻ふれあい福祉センター

11②-2-2 障がい福祉施設

11②-2-2-1 明生園（福祉部障がい福祉課）

区	圏域		
	I	II	III
中央区	明生園		

11②-2-2-2 デイサービスセンター（福祉部障がい福祉課）

区	圏域		
	I	II	III
中央区	デイサービスセンター		

11②-2-2-3 発達障がい支援センター（福祉部障がい福祉課）

区	圏域		
	I	II	III
中央区	発達障がい支援センター		

11②-2-2-4 児童発達支援センター（こども未来部こども家庭課）

区	圏域		
	I	II	III
中央区	児童発達支援センター		

11②-3 保健福祉施設【社会福祉施設等】における小分類ごとの再編方針

11②-3-1 社会福祉施設等

(1) 現状と課題

- ・各施設は、利用の圏域の位置づけ、施設の規模や利用状況がそれぞれ異なるものの、「市民の福祉活動の場を提供」する施設として共通の設置目的を有するものです。
- ・一方、利用圏域の視点によっては、貸館機能を有する地域の施設としての性格もあることから、老朽化の進んだ施設や利用率の低い施設については、機能代替えを果たせるコミュニティ系施設への多機能化・複合化も視野に入れた再編の検討が必要です。
- ・駐車場不足など各施設個々の課題や近隣施設の状況も踏まえながら、必要に応じ各施設のあり方についても検討していく必要があります。

(2) 施設の今後のあり方（再編の方向性）

ア. Re：活用（質）の視点

- ・「圏域Ⅲ」として整理する施設（西川社会福祉センター、巻ふれあい福祉センター）について、コミュニティ系施設への多機能化・複合化を検討します。なお、西川社会福祉センターは、隣接する施設（西川健康センター）が廃止される見込みであることから、2施設を一体的に検討していきます。また、巻ふれあい福祉センターは、隣接する巻地域保健福祉センターが将来的にコミュニティ系施設への多機能化・複合化について検討される見込みであることから、一体的に検討を行っていきます。

イ. Re：デザイン（量）の視点

- ・「圏域Ⅲ」の施設について、隣接する施設と一体的にコミュニティ系施設への多機能化・複合化を図ることで、総量の削減を図ります。
- ・「圏域Ⅰ」「圏域Ⅱ」の施設（総合福祉会館、江南区福祉センター）については、各施設の使用実態（貸室の利用状況、各種団体への財産貸付等状況など）に加え、周辺の施設の状況等を注視していきます。

ウ. Re：セット（コスト）の視点

- ・「圏域Ⅲ」の施設については、コミュニティ系施設への多機能化・複合化を図る中で、貸室機能を有する地域の施設として利用料設定の検討をしていきます。

(3) 再編を検討するきっかけ

- ・地域別実行計画の策定により地域との合意形成を図りながら、地域の実情に合

わせた再編を進めます。

- ・また長寿命化を検討する築 40 年を目途に「全施設共通の方針」のとおり制度所管課を中心に検討を進めます。

(4) その他留意事項など

- ・該当なし

11②-3-2 障がい福祉施設

11②-3-2-1 明生園

(1) 現状と課題

- ・障害者総合支援法に基づき生活介護サービスを提供する定員 70 名の障がい者通所施設です。園舎の最も古い部分は築 40 年超となっており、利用者への支援の充実を図るため、老朽化した設備の修繕や建物の保全工事が必要です。また、災害時における福祉避難所に位置付けられています。

(2) 施設の今後のあり方（再編の方向性）

ア. Re：活用（質）の視点

- ・日中は障がい特性のある利用者への支援に活用されているほか、災害時における福祉避難所にも位置付けられていることから、利用者等の安全確保や適切な支援を行うための施設環境が必要であり、多機能化・複合化にはなじまないため、引き続き適切に維持管理を行っていきます。

イ. Re：デザイン（量）の視点

- ・利用者へ障がいの特性に応じた適切な支援を行うために、施設利用の方法を工夫していますが、利用者の安全確保のためにも現在の施設規模が適性規模であるため、引き続き適切に維持管理を行っていきます。

ウ. Re：セット（コスト）の視点

- ・施設の老朽化により、今後、施設設備の修繕や保全工事が必要となりますが、これらの修繕等に合わせて省エネ化を推進し、コストの縮減を図ります。
- ・施設運営として、民営化や指定管理の導入については、利用者や関係者からは市直営ならではの安心感や、最後のセーフティネットという期待が大きく必要性も認識されていることから、民間活力の導入については慎重に考えていく必要があります。

(3) 再編を検討するきっかけ

- ・施設の現状と役割を考慮し、利用者への適切な支援を行っていくことが最優先課題であり、現時点において再編時期を見通すことは難しいため、利用状況と施設の老朽化の状況を把握しながら、引き続き再編するきっかけを検討していきます。

(4) その他留意事項など

- ・該当なし

11②-3-2-2 デイサービスセンター

(1) 現状と課題

- ・障害者総合支援法に基づき、「めいせいデイサポートセンター」の名称で地域活動支援センターⅡ型として、地域において雇用・就労が困難な在宅の障がい者等に対しサービスを提供し、地域生活を支援しています。明生園の建物の階下に位置し、内部で行き来できるようになっています。園舎は築30年に迫り、施設や設備の老朽化が課題となっています。

(2) 施設の今後のあり方（再編の方向性）

ア. Re：活用（質）の視点

- ・障がい特性のある利用者への支援にあたり、利用者等の安全確保や適切な支援を行うための施設環境が必要であり、多機能化・複合化にはなじまないため、引き続き適切に維持管理を行っていきます。

イ. Re：デザイン（量）の視点

- ・利用者へ障がいの特性に応じた適切な支援を行うために、施設利用の方法を工夫していますが、利用者の安全確保のためにも現在の施設規模が適性規模であるため、引き続き適切に維持管理を行っていきます。

ウ. Re：セット（コスト）の視点

- ・施設の老朽化により、今後、施設設備の修繕や保全工事が必要となりますが、これらの修繕等に合わせて省エネ化を推進し、コストの縮減を図ります。
- ・施設運営として、民営化や指定管理の導入については、利用者らや関係者からは市直営ならではの安心感や、最後のセーフティネットという期待が大きく必要性も認識されていることから、民間活力の導入については慎重に考えていく必要があります。

(3) 再編を検討するきっかけ

- ・施設の現状と役割を考慮し、利用者への適切な支援を行っていくことが最優先課題であり、現時点において再編時期を見通すことは難しいため、利用状況と施設の老朽化の状況を把握しながら、引き続き再編するきっかけを検討していきます。

(4) その他留意事項など

- ・該当なし

11②-3-2-3 発達障がい支援センター

(1) 現状と課題

- ・指定都市では法律上必置となっている相談等機関で、「新潟市発達障がい支援センターJOIN」として発達障がい者支援センター業務を専門職を有する社会福祉法人に業務委託する形で実施しています。近隣にある県の関連施設と連携しながら、発達障害のある方などの相談支援を行っています。築40年を超え内装・外装の老朽化が課題となっています。

(2) 施設の今後のあり方（再編の方向性）

ア. Re：活用（質）の視点

- ・障がい特性のある利用者への支援にあたり、利用者等の安全確保や適切な支援を行うための施設環境が必要であり、多機能化・複合化にはなじまないため、引き続き適切に維持管理を行っていきます。

イ. Re：デザイン（量）の視点

- ・(1)で記載のとおり、県の関連施設と至近の市有施設であるため、連携して業務を行えているメリットは大きいですが、一方で、センターで日常的に行っている相談支援で利用する部屋は限られており、施設全体としてはそれほど利用されていないことから、センターの業務スペースを他の施設に集約化することは可能です。集約化にあたっては、県施設との連携の方向性のほか、センターの機能として配慮が必要な相談利用者が全市から訪れることを念頭に検討していく必要があります。

ウ. Re：セット（コスト）の視点

- ・施設の老朽化により、今後、施設設備の修繕や保全工事が必要となりますが、修繕等に合わせて省エネ化を推進し、コストの削減を図ります。
- ・センターの運営について、専門職を有する社会福祉法人に業務委託しており、経営改善上の合理化は図られています。

(3) 再編を検討するきっかけ

- ・施設の老朽化により施設自体の利用ができなくなる前に集約化など移転先を検討していく必要があります。

(4) その他留意事項など

- ・該当なし

11②-3-2-4 児童発達支援センター

(1) 現状と課題

- ・児童福祉法に基づく児童発達支援センター。地域の障がい児支援の中核的役割を担う機関として、児童発達支援、保育所等訪問支援及び障害児相談支援の福祉サービス提供と合わせ、発達に心配のあるこどもやその家族、関係者等に対し、相談や助言、必要な支援を行う。施設は旧ひしのみ園として利用していた通所棟と平成 27 年に増築した相談棟があり、特に築 40 年を超えた通所棟は、内装・外装の老朽化が課題となっています。

(2) 施設の今後のあり方（再編の方向性）

ア. Re：活用（質）の視点

- ・障がい特性のある利用者への支援にあたり、利用者等の安全確保や適切な支援を行うための施設環境が必要であり、多機能化・複合化にはなじまないため、引き続き適切に維持管理を行っていきます。

イ. Re：デザイン（量）の視点

- ・長期間に渡って障がい特性のある利用者の支援を行っていることや、施設全体を余裕なく使用していることから、集約化や縮減は困難であるため、引き続き適切に維持管理を行っていきます。

ウ. Re：セット（コスト）の視点

- ・施設運営として、民営化や指定管理の導入については、利用者らや関係者からは市直営ならではの安心感や、最後のセーフティネットという期待が大きく必要性も認識されていることから、民間活力の導入については慎重に考えていく必要があります。

(3) 再編を検討するきっかけ

- ・施設の老朽化等による大規模改修を行う際に「全市共通の方針」のとおり、施設所管課を中心に検討を進め、同地域内に立地する福祉施設などに複合化することを検討します。

(4) その他留意事項など

- ・該当なし

12 幼稚園

12-1 幼稚園における中分類ごとのあり方（教育委員会事務局教育総務課）

- 保護者ニーズに応じた幼児教育の環境整備による今後の園児数の推移を踏まえ、近接する市立幼稚園を集約するなど、市立幼稚園のあり方を検討します。

	継続	多機能化・複合化	集約化
圏域Ⅰ	該当なし	該当なし	該当なし
圏域Ⅱ	該当なし	該当なし	該当なし
圏域Ⅲ	○	-	◎

【凡例】 ◎：優先検討 ○：検討 -：考慮しない

(1) 継続

- ・センター的役割※を担う幼稚園としての機能を高め、本市の幼児教育・保育の質の向上に向けた取組を推進

(2) 多機能化・複合化

- ・該当なし

(3) 集約化

- ・満3歳児入園の開始や預かり保育制度の導入など、保護者ニーズに応じた幼児教育の環境整備による今後の園児数の推移を踏まえ、近接する市立幼稚園を集約するなど、市立幼稚園のあり方を検討

※センター的役割

文部科学省の示す幼稚園教育要領に基づいた確かな教育を実践し、人材育成のための研修機会の提供、他の幼児教育・保育施設への助言・情報提供などを行い、本市幼児教育の水準向上に資すること

12-2 幼稚園の小分類

12-2-1 幼稚園（教育委員会事務局教育総務課）

区	圏域		
	I	II	III
中央区			沼垂幼稚園
秋葉区			新津第一幼稚園、新津第三幼稚園、結幼稚園
西区			西幼稚園

12-3 幼稚園における小分類ごとの再編方針

12-3-1 幼稚園

(1) 現状と課題

- ・令和5年度までに10園あった市立幼稚園を5園に再編し、各園が幼児教育・保育の質の向上のため、センター的役割を担う幼稚園としての機能を高め、本市が目指す幼児教育の先進的な実践や普及に努める等の取組を推進しています。
- ・質の高い幼児教育を維持・発展していくためには、一定の園児数を確保していく必要があります。
- ・令和5年度以降、満3歳児入園の開始や預かり保育制度の導入など、保護者ニーズに応じた幼児教育の環境整備に取り組み、近年の在籍園児数の減少率は下がっています。

(2) 施設の今後のあり方（再編の方向性）

ア. Re：活用（質）の視点

- ・市立幼稚園は、家庭・地域社会と協力しながら他の幼児教育・保育施設と連携を図り、本市の幼児教育のさらなる向上に向けた取組を推進していく必要があることから、関係者間で情報共有や意見交換を行う場の提供や地域におけるネットワーク構築、市立保育園と連携した研修の企画・開催などを通して、地域の幼児教育・保育の質の向上を図ります。

イ. Re：デザイン（量）の視点

- ・幼児教育の環境整備を行ってもなお、一定の園児数の確保が難しい園については、再編を検討します。

ウ. Re：セット（コスト）の視点

- ・本市の幼児教育・保育の質の向上に向けたセンター的役割を推進しながらも、保護者ニーズや在籍園児数の状況を鑑み、また、市立幼稚園の配置バランスも考えながら、再編のあり方について検討します。

(3) 再編を検討するきっかけ

- ・満3歳児入園や預かり保育制度の導入など、保護者ニーズに応じた教育環境の整備による今後の園児数の推移を踏まえ、近接する市立幼稚園を集約するなど、市立幼稚園のあり方を検討します。

(4) その他留意事項など

- ・該当なし

13 保育園

13-1 保育園における中分類ごとのあり方（こども未来部幼保運営課・幼保支援課）

- 保育サービスの充実（環境改善、柔軟なサービス）のため、民営化（民間施設誘致、近隣施設への誘導等）を進めます。
- 保育の質確保・向上に向けた支援機能を有する市立の連携拠点園（従前の「基幹保育園」）のほか、民間での運営が難しい地域での受け入れを行うセーフティネットの役割の園など、市立による運営の必要性が高い施設は市立での統合または建て替え等を検討します。
- 利用児童数が定員を大きく下回り、将来の保育ニーズも少ない施設は、原則統廃合を進めます。

	継続	多機能化・複合化	集約化
圏域Ⅰ	該当なし	該当なし	該当なし
圏域Ⅱ	該当なし	該当なし	該当なし
圏域Ⅲ	○	○	◎

【凡例】◎：優先検討 ○：検討 -：考慮しない

(1) 継続

- ・最大限の民間活用
- ・拡充が必要な保育サービスの実施
- ・保育士の労働環境の適正化

(2) 多機能化・複合化

- ・地域の実情に合わせて検討

(3) 集約化

- ・市立保育園配置計画（第1次：平成30年10月策定、第2次：令和5年3月策定）に基づき、概ね2037年頃までに、第1次計画策定時の市立施設数（87園）の半数程度を目標に集約

13-2 保育園の小分類

13-2-1 保育園（こども未来部幼保運営課）

区	圏域		
	I	II	III
北区			<p>毎年度発行する「財産白書」を参照。 ※全て圏域Ⅲであるが、該当施設数が多数であることから、本指針には具体の施設名称は記載しません。</p>
東区			
中央区			
江南区			
秋葉区			
南区			
西区			
西蒲区			

13-3 保育園における小分類ごとの再編方針

13-3-1 保育園

(1) 現状と課題

ア. 量の確保について

- ・共働き世帯の増加などに伴い保育ニーズが高まっており、特に低年齢児の需要が増加している一方、定員割れの保育園が存在します。また、将来人口の減少による必要量の見極めが必要となっています。

イ. 質の確保について

- ・施設の老朽化や狭隘化の進行、保育士の確保が課題となっています。

ウ. 多様なサービスの提供について

- ・障がい児の受入増加への対応や、医療的ケアが必要な児童に対する看護師の確保などが課題となっています。

エ. 保育財源について

- ・施設整備や運営に係る経費については以下の表のとおりとなっており、市立か私立かで国等の負担に違いがあります。

財源	市立				私立				
	公費負担 [※]			保護者	公費負担			事業者	保護者
	市	国	県		市	国	県		
運営費 (人件費含)	○	○	—	○ 保育料	○ 1/4	○ 1/2	○ 1/4	○	○ 保育料
施設整備費	○	○	—	—	○ 1/4	○ 1/2	—	○ 1/4	—

※市立保育園の運営費については、標準的な地方負担分が地方交付税の基準財政需要額に算定されています。また、施設整備費は事業費の2分の1が一般財源化にかかる地方債の対象とされ、その元利償還金が地方交付税措置されています。

(2) 施設の今後のあり方（再編の方向性）

ア. Re：活用（質）の視点

- ・市立園の民営化や統廃合を進める中で、連携拠点園[※]等を中心に関係者間で情報共有や意見交換を行う場の提供や地域におけるネットワーク構築、研修の企画・開催、指導保育士による域内施設の巡回・支援など、地域の保育の質を向上させます。

※連携拠点園とは、保育の質の確保・向上に向けた支援機能を置く市立園を「連携拠点園」として設定し、域内施設の支援役を担う専門人材の配置等を進めて

います。現在は市内8園を連携拠点園に指定していますが、今後の状況を踏まえて園数や対象園等の見直しも検討していきます。(従前の基幹保育園に該当)

イ. Re: デザイン (量) の視点

- ・今後の保育需要が見込まれない地域の施設や、継続的に一定の保育ニーズが見込まれるものの、民間での代替が困難な施設では統廃合等を検討します。

ウ. Re: セット (コスト) の視点

- ・今後も保育需要が見込まれる地域では老朽化した市立保育園を民営化し、保育サービスの提供に民間の力を最大限活用します。

(3) 再編を検討するきっかけ

- ・各施設の具体的な対応時期については、施設の老朽化状況や児童数の推移、近隣施設での受け入れの可能性などを踏まえて、こども未来部幼保運営課を中心に区健康福祉課と連携しながら、順次検討します。
- ・特に、既に耐用年数を超過している施設等は「早期に対応が必要な施設」として、閉園等の対応を優先的に進めます。

(4) その他留意事項など

- ・保育園は「市立保育園配置計画」に基づき、再編を進めます。

14 学校教育施設

14-1 学校教育施設における中分類ごとのあり方（教育委員会事務局教育総務課）

- 小中学校については、「新潟市立小中学校の適正配置基本方針」に基づき、小規模校は統合または存続するのかを、大規模校は分離新設や通学区域の変更、増築などを、地域の実情に応じて協議を行い、地域の合意のもとに適正配置の取組を進めます。
- 中等教育学校・高等学校については、各校のスクール・ミッションなどを基に、各校の特色を活かしながら運営するという本市の方針のもと現施設の利活用を進めます。
- 特別支援学校については、全市的にこどもの数が減少傾向にある中で、在籍児童生徒は微増傾向にあり、また、現在、在籍している児童生徒や今後在籍予定のこどもの居住地は市内広域にわたっており、今後もニーズは高い状況が見込まれることから、教育活動に支障のない範囲において、現状の施設の利活用を検討します。
- ひまわりクラブや児童館等における学校教育施設の利活用については、学校教育施設における教育活動と適切な調整を行いながら、各制度所管課と検討します。
- 全小中学校にエレベーターの設置を計画的に行うことで学校教育施設のバリアフリー化を図り、障がいの有無にかかわらず全ての児童生徒がともに学べる環境を整備します。
- 学校廃止となる場合、学校適正配置の取組とは別に、その後の利活用方法について、区役所等と連携しながら並行して検討を進めます。

	継続	多機能化・複合化	集約化
圏域Ⅰ	○	○	○
圏域Ⅱ	該当なし	該当なし	該当なし
圏域Ⅲ	○	○ -	○

【凡例】◎：優先検討 ○：検討 -：考慮しない

(1) 継続

- ・未利用時間帯の施設有効活用

(2) 多機能化・複合化

- ・児童生徒の教育・福祉環境や地域活動に資する利用についての多機能化

(3) 集約化

- ・小規模の小中学校については、適正規模を目指し、地域の合意のもとに集約化
※大規模の小中学校、中等教育学校・高等学校、特別支援学校は別途検討

14-2 学校教育施設の小分類

14-2-1 小学校（教育委員会事務局教育総務課）

区	圏域		
	I	II	III
北区			<p>毎年度発行する「財産白書」を参照。 ※全て圏域Ⅲであるが、該当施設数が多数であることから、本指針には具体的な施設名称は記載しません。</p>
東区			
中央区			
江南区			
秋葉区			
南区			
西区			
西蒲区			

14-2-2 中学校（教育委員会事務局教育総務課）

区	圏域		
	I	II	III
北区			<p>毎年度発行する「財産白書」を参照。 ※全て圏域Ⅲであるが、該当施設数が多数であることから、本指針には具体的な施設名称は記載しません。</p>
東区			
中央区			
江南区			
秋葉区			
南区			
西区			
西蒲区			

14-2-3 中等教育学校・高等学校（教育委員会事務局教育総務課・学校支援課）

区	圏域		
	I	II	III
中央区	高志中等教育学校、万代高等学校、明鏡高等学校		

14-2-4 特別支援学校（教育委員会事務局教育総務課・特別支援教育課）

区	圏域		
	I	II	III
東区	東特別支援学校		
西蒲区	西特別支援学校		

14-3 学校教育施設における小分類ごとの再編方針

14-3-1 小学校

(1) 現状と課題

- ・こどもたちのより良い教育環境のため、少子化の進展により児童数が減少し、適正規模の学級数となっていない学校については適正配置の検討が必要です。
- ・学校教育施設は地域コミュニティの重要な拠点であることから、地域の実情に応じて、地域の合意のもとに検討を進めていく必要があります。
- ・また、学校教育施設における教育活動と適切な調整を行いながら、児童の教育・福祉環境や地域活動に資する利活用のあり方を検討します。
- ・一方で、不登校児童の増加による SSR (スペシャルサポートルーム) の増設や、特別な支援が必要な児童の増加による特別支援学級や通級指導教室の増設など、様々なニーズに対応した教室数確保のほか、コミュニティスクールや地域と学校パートナーシップ事業に関連する学校と地域の活動場所の確保、部活動の地域展開による体育館やグラウンドなどの利活用についても検討が必要です。

(2) 施設の今後のあり方（再編の方向性）

ア. Re：活用（質）の視点

- ・学校教育施設における教育活動と適切な調整を行いながら、施設の有効活用について検討します。

イ. Re：デザイン（量）の視点

- ・該当なし

ウ. Re：セット（コスト）の視点

- ・著しく小規模な状況が継続する学校や、小規模化が急速に進む学校について、地域の実情に応じた協議を行い、地域の合意のもとに適正配置の取組を進めます。

(3) 再編を検討するきっかけ

- ・以下の緊急性が高い学校から、地域や保護者に情報提供を行い、地域の実情に応じた協議を行い、地域の合意のもとに適正配置の取組を進めます。
小規模校：「児童生徒数・学級数推計」において、複式学級など著しく小規模な状況が継続する学校や、小規模化が急速に進む学校
大規模校：住宅用地の開発等に伴う児童数増加により教室が不足する学校

(4) その他留意事項など

- ・学校教育施設の再編は、こどもの教育環境を最優先に検討を行うため、施設の多機能化や廃止後の施設の利活用とは、検討の視点やスケジュールが異なります。

14-3-2 中学校

(1) 現状と課題

- ・こどもたちのより良い教育環境のため、少子化の進展により生徒数が減少し、適正規模の学級数となっていない学校については適正配置の検討が必要です。
- ・学校教育施設は地域コミュニティの重要な拠点であることから、地域の実情に応じて、地域の合意のもとに検討を進めていく必要があります。
- ・また、学校教育施設における教育活動と適切な調整を行いながら、生徒の教育・福祉環境や地域活動に資する利活用のあり方を検討します。
- ・一方で、不登校生徒の増加による SSR（スペシャルサポートルーム）の増設や、特別な支援が必要な生徒の増加による特別支援学級や通級指導教室の増設など、様々なニーズに対応した教室数確保のほか、コミュニティスクールや地域と学校パートナーシップ事業に関連する学校と地域の活動場所の確保、部活動の地域展開による体育館やグラウンドなどの利活用についても検討が必要です。

(2) 施設の今後のあり方（再編の方向性）

ア. Re：活用（質）の視点

- ・学校教育施設における教育活動と適切な調整を行いながら、施設の有効活用について検討します。

イ. Re：デザイン（量）の視点

- ・該当なし

ウ. Re：セット（コスト）の視点

- ・著しく小規模な状況が継続する学校や、小規模化が急速に進む学校について、地域の実情に応じた協議を行い、地域の合意のもとに適正配置の取組を進めます。

(3) 再編を検討するきっかけ

- ・以下の緊急性が高い学校から、地域や保護者に情報提供を行い、地域の実情に応じた協議を行い、地域の合意のもとに適正配置の取組を進めます。
小規模校：「児童生徒数・学級数推計」において、複式学級など著しく小規模な状況が継続する学校や、小規模化が急速に進む学校
大規模校：住宅用地の開発等に伴う生徒数増加により教室が不足する学校

(4) その他留意事項など

- ・学校教育施設の再編は、こどもの教育環境を最優先に検討を行うため、施設の多機能化や廃止後の施設の利活用とは、検討の視点やスケジュールが異なります。

14-3-3 中等教育学校・高等学校

(1) 現状と課題

- ・中高一貫した教育や多様なニーズに応じた教育など、各校の特色を活かした教育活動を推進しており、入学倍率や定員に対する充足率からも、十分なニーズがある状況です。

(2) 施設の今後のあり方（再編の方向性）

ア. Re：活用（質）の視点

- ・学校教育施設における教育活動と適切な調整を行いながら、施設の有効活用について検討します。

イ. Re：デザイン（量）の視点

- ・入学倍率や充足率の低下など、ニーズの減少傾向が表れた場合には、募集定員の削減や学校のあり方について検討します。

ウ. Re：セット（コスト）の視点

- ・本市の中等教育学校・高等学校運営方針を推進しながらも、ニーズや在籍生徒数の状況を踏まえ、学校のあり方について検討します。

(3) 再編を検討するきっかけ

- ・本市の中等教育学校・高等学校運営方針の変更や、入学倍率や充足率の低下など、ニーズの減少傾向が表れた場合には、募集定員の削減や学校のあり方について検討します。

(4) その他留意事項など

- ・学校教育施設の再編は、生徒の教育環境を最優先に検討を行うため、施設の多機能化や廃止後の施設の利活用とは、検討の視点やスケジュールが異なります。

14-3-4 特別支援学校

(1) 現状と課題

- ・こどもの出生数が低下している中、合理的配慮が必要な児童生徒は増加傾向にあり、特別支援教育に対する重要性は高まっています。
- ・既存の特別支援学校はいずれも充足率は高く、今以上の受け入れが難しい状況となっています。

(2) 施設の今後のあり方（再編の方向性）

ア. Re：活用（質）の視点

- ・多様なこどもに対応した特別な教育活動を行うための物品等を配置していることから、未利用時間帯の施設の有効活用は難しい状況ですが、利活用の可能性について検討を行います。

イ. Re：デザイン（量）の視点

- ・合理的配慮が必要な児童生徒は増加傾向にあり、特別支援教育に対する重要性が高まっていることから、そのニーズを踏まえ、学校のあり方について検討します。

ウ. Re：セット（コスト）の視点

- ・本市の特別支援教育に関する方針を推進しながらも、ニーズや在籍児童生徒数の状況を踏まえ、学校のあり方について検討します。

(3) 再編を検討するきっかけ

- ・本市の特別支援教育に関する方針の変更や、特別な支援を要する児童生徒の増加または減少が見られた場合は、学校のあり方について検討します。

(4) その他留意事項など

- ・学校教育施設の再編は、児童生徒の教育環境を最優先に検討を行うため、施設の多機能化や廃止後の施設の利活用とは、検討の視点やスケジュールが異なります。

16 公営住宅

16-1 公営住宅における中分類ごとのあり方（建築部住環境政策課）

- 推計した将来ストック量を踏まえ団地別・住宅棟別の事業手法を選定し、継続管理と判定された団地については長寿命化することで需要に応じていきます。

	継続	多機能化・複合化	集約化
圏域Ⅰ	-	-	○
圏域Ⅱ	圏域指定なし		
圏域Ⅲ			

【凡例】◎：優先検討 ○：検討 -：考慮しない

(1) 継続

- ・該当なし

(2) 多機能化・複合化

- ・該当なし

(3) 集約化

- ・ストック量を踏まえ、状況に応じて集約化

16-2 公営住宅の小分類

16-2-1 公営住宅（建築部住環境政策課）

区	圏域			
	I	II	III	
北区				
東区	<p>毎年度発行する「財産白書」を参照。 ※該当施設数が多数であることから、本指針には具 体の施設名称は記載しません。</p>			
中央区				
江南区				
秋葉区				
南区				
西区				
西蒲区				

16-3 公営住宅における小分類ごとの再編方針

16-3-1 公営住宅

(1) 現状と課題

- ・令和6年度末の時点で建築後40年以上超過した建築物が約6割を占め、老朽化した住宅の維持修繕・更新費用のさらなる増加が見込まれるため、これまで以上の効率的な施設管理が課題となっています。

(2) 施設の今後のあり方（再編の方向性）

ア. Re：活用（質）の視点

- ・空き住戸の有効活用を図るため、本来の入居対象者の入居を阻害せず、適正かつ合理的な管理に支障のない範囲で目的外の用途に使用することを検討します。

イ. Re：デザイン（量）の視点

- ・市営住宅既存ストック量削減に向けた最適化の手法の検討をするとともに耐用年数超過、耐震性に乏しい市営住宅を用途廃止します。

ウ. Re：セット（コスト）の視点

- ・定期点検や日常点検等の適切な実施により市営住宅の状況を確認し、部位や設備ごとに周期を定めることで将来的に必要な費用・経費を把握して効率的な計画修繕を実施していきます。

(3) 再編を検討するきっかけ

- ・新潟市営住宅長寿命化計画を改定し、市営住宅のストックの適切なマネジメントを行います。

(4) その他留意事項など

- ・該当なし

17 斎場

17-1 斎場における中分類ごとのあり方（保健衛生部保健衛生総務課（整備）、保健所環境衛生課（管理運営））

- 火葬需要のピークまでは現体制を維持し、ピーク後は効率的な施設運営に向けて集約化を検討。

	継続	多機能化・複合化	集約化
圏域Ⅰ	該当なし	該当なし	該当なし
圏域Ⅱ	○	-	○
圏域Ⅲ	該当なし	該当なし	該当なし

【凡例】◎：優先検討 ○：検討 -：考慮しない

(1) 継続

- ・需要ピーク時（令和22年ころ）まで現体制維持
- ・使用料設定の検討

(2) 多機能化・複合化

- ・該当なし

(3) 集約化

- ・ピーク時以降集約化

17-2 斎場の小分類

17-2-1 斎場（保健衛生部保健衛生総務課、保健所環境衛生課）

区	圏域		
	I	II	III
江南区		亀田斎場	
秋葉区		新津斎場	
南区		白根斎場	
西区		青山斎場	
西蒲区		巻斎場	

17-3 斎場における小分類ごとの再編方針

17-3-1 斎場

(1) 現状と課題

- ・市内居住者の火葬については、青山斎場をはじめとする市内 5 施設及び阿賀野市の阿賀北葬斎場（新潟市と阿賀野市の共同運営）の 6 か所で火葬業務を行っていますが、急速な高齢化の進展により死亡者数の増加が予測されています。本市の死亡者数推計は、令和 22 年ころにピークを迎え、令和 4 年に比べて 1.41 倍の見込みです。
- ・施設的には、平成 25 年建築の阿賀北葬斎場及び令和 9 年に供用開始する予定の巻斎場を除き、その他の斎場の火葬炉や設備は経年劣化や損傷が進んでいます。現在の火葬能力を維持するため、状況に応じた火葬炉の更新や設備改修が必要な状況です。

(2) 施設の今後のあり方（再編の方向性）

ア. Re：活用（質）の視点

- ・斎場の運営形態は直営と指定管理の施設があり、利用者への対応（予約体制や儀式対応等）に差異がみられることから、一定水準のサービスを確保する必要があります。今後は、予約システムの導入をはじめ、施設全体の DX 化を検討するとともに、社会情勢の変化にも的確に対応していきます。
- ・青山斎場の式場については、利用状況を踏まえ、火葬中の待合室等への活用を検討します。

イ. Re：デザイン（量）の視点

- ・死亡者数の見込み等の推計を十分に注視し、現在想定される火葬ピーク（令和 22 年ころ）後においては、全市的な視点から、施設の統廃合を含めた火葬炉数の減少や広域連携などによる集約化を検討します。
- ・また、ピーク後を見据えた効率的な斎場運営に向けた検討も進めます。

ウ. Re：セット（コスト）の視点

- ・効率的な施設運営を行いつつ、現在無料となっている市内居住者の火葬にかかる使用料について、今後の社会情勢や他市町村の状況を踏まえ、引き続き設定を検討します。

(3) 再編を検討するきっかけ

- ・火葬需要のピーク（令和 22 年ころ）後を見据え、効率的な施設運営を行うとともに、火葬需要や施設・設備の状況を踏まえながら、施設の統廃合や広域連

携などを検討し、施設の集約化を進めます。

(4) その他留意事項など

- ・現在新潟市民の火葬にかかる使用料は無料となっておりますが、阿賀野市の阿賀北葬斎場は有料のため、新潟市民の火葬を行う場合、旧豊栄市居住者の方は15,000円（12歳未満12,000円）、旧豊栄市以外の新潟市居住者の方は30,000円（12歳未満24,000円）の使用料を、市が負担しています。

（阿賀北葬斎場使用料補給金 R4～R6 平均 13,384千円）

18 レクリエーション施設

18-1 レクリエーション施設における中分類ごとのあり方

固有の役割を持つ特性があることから、中分類ごとの検討はしません。

	継続	多機能化・複合化	集約化
圏域Ⅰ			
圏域Ⅱ	中分類検討なし		
圏域Ⅲ			

【凡例】◎：優先検討 ○：検討 -：考慮しない

(1) 継続

・検討なし

(2) 多機能化・複合化

・検討なし

(3) 集約化

・検討なし

18-2 レクリエーション施設の小分類

18-2-1 観光施設

18-2-1-1 水の公園福島潟（北区産業振興課）

区	圏域		
	I	II	III
北区	水の公園福島潟（ビュー福島潟、潟来亭、菱風荘 等）		

18-2-1-2 水族館（文化スポーツ部文化政策課）

区	圏域		
	I	II	III
中央区	水族館		

18-2-1-3 食と花の交流センター等（農林水産部食と花の推進課）

区	圏域		
	I	II	III
中央区	食と花の交流センター、新潟市食育・花育センター		
南区	アグリパーク		

18-2-1-4 天寿園（中央区建設課）

区	圏域		
	I	II	III
中央区		天寿園	

18-2-1-5 動物ふれあいセンター（保健衛生部保健所環境衛生課）

区	圏域		
	I	II	III
中央区	動物ふれあいセンター		

18-2-1-6 石油の里古代館等（秋葉区産業振興課）

区	圏域		
	I	II	III
秋葉区		石油の里古代館、里山ビジターセンター、 花とみどりのシンボルゾーン	

18-2-1-7 岩室観光施設いわむろや等（西蒲区産業観光課）

区	圏域		
	I	II	III
西蒲区	岩室観光施設いわむろや、じょんのび館		

18-2-2 海辺の森キャンプ場（北区産業振興課）

区	圏域		
	I	II	III
北区	海辺の森キャンプ場等		

18-3 レクリエーション施設における小分類ごとの再編方針

18-3-1 観光施設

18-3-1-1 水の公園福島潟

(1) 現状と課題

- ・水の駅「ビュー福島潟」は平成9年にオープンし、北区のシンボルである福島潟の情報発信施設として、「潟来亭」は福島潟の象徴的な古民家風休憩施設として、「菱風荘」は自然を満喫できる宿泊施設として内外に広く発信しています。これらの施設は、新潟市都市公園条例により、指定管理者による管理が行われています。
- ・本体施設及び公園内の設備等の老朽化が進み、多くの箇所で補修、修繕が必要です。
- ・「ラムサール条約湿地都市」として認証された本市の誇る「福島潟」の貴重な自然を末永く守り継承していくため、中・長期的な方向性を定める必要があります。
- ・福島潟の自然、文化を守り育て、多くの方が潟の魅力を堪能できるよう快適な施設の維持管理に努め、施設を最適化し、観光施設及び環境教育の充実を図る必要があります。

(2) 施設の今後のあり方（再編の方向性）

ア. Re：活用（質）の視点

- ・福島潟の中・長期的な方向性に基づくリニューアル化などを行い、施設の効率的な管理・運営を図ります。
- ・北区郷土博物館は更新時期（令和22年頃）に併せ、ビュー福島潟エリアへ機能移転し、複合化を図ります。

イ. Re：デザイン（量）の視点

- ・市内に同種・同類の施設が他にないことから、現在の規模を維持します。

ウ. Re：セット（コスト）の視点

- ・レクリエーション施設という施設種類を鑑み、指定管理者の創意工夫による柔軟な施設運営が実現できるよう利用料金制の導入について検討します。

(3) 再編を検討するきっかけ

- ・福島潟の中・長期的な方向性についての検討及び策定する計画に基づき、施設所管課が主体となり再編を進めます。
- ・福島潟の将来像についての検討は、指定管理者、地元関係団体、県、学識経験

者などを構成員として令和8年度から行う予定です。

- ・北区郷土博物館は、現状施設の更新を迎える令和22年頃、ビュー福島潟エリアへ機能移転し、複合化を図ります。

(4) その他留意事項など

- ・雁晴れ舎（国指定福島潟鳥獣保護区管理棟）は国（環境省）が所管しています。

18-3-1-2 水族館

(1) 現状と課題

- ・水族館は水生生物の知識を広め、親しみを深めることにより市民の教養と健全な余暇の活用に資することを目的とした社会教育施設であり、また年間 55 万人以上が利用する集客力のある施設で新潟市の交流人口の拡大に寄与しています。市民以外にも、県内外から利用者が訪れており、県内の有料の文化・観光施設の中では、群を抜いた利用者数となっています。
- ・一方で、平成 2 年の開館から 35 年が経過し、平成 25 年の大規模改修時には展示設備を中心とした改修であったため、開館以来、未改修の躯体や設備を中心に老朽化が顕著となっており、施設の今後のあり方について検討する必要があります。

(2) 施設の今後のあり方（再編の方向性）

ア. Re：活用（質）の視点

- ・水生生物を収集・飼育・展示・調査研究を行い、集客力も非常に高い施設であることから、今後も存続させていきます。
- ・水族館特有の立地条件（海沿い）に見合った他の施設（公園等）との複合化も検討していきます。

イ. Re：デザイン（量）の視点

- ・常時約 600 種 2 万点の水生生物を飼育・展示しており、年間 55 万人以上が訪れる施設であることから、引き続き観光客を獲得できる施設の規模を維持していきます。

ウ. Re：セット（コスト）の視点

- ・水族館は生物の生命を維持する施設の特異性から、光熱水費など大きなコストが発生している施設ではありますが、運営の工夫により、可能な限りのコストの削減に取り組んでいきます。
- ・また、支出に見合った収入となるように、開館時間の延長や魅力ある展示など、入館者数の増加につながる取組を行っていきます。

(3) 再編を検討するきっかけ

- ・施設の老朽化が顕著になっていることから、施設を存続させるための方針を今後検討し、その際に複合化についても併せて検討していきます。

(4) その他留意事項など

- ・施設の存続にあたっては、移転建替、現在地での建替、老朽化した部分の修繕のみとするかを今後検討していく必要があります。

18-3-1-3 食と花の交流センター等

(1) 現状と課題

- ・食と花の交流センターは、「いくとぴあ食花」の構成施設の1つであり、本市が誇る食と花の魅力を市内外に発信し、多くの人にその魅力に触れる機会を提供する施設で、直売所・レストラン・展示館・見本園等からなります。
- ・食育・花育センターも「いくとぴあ食花」の構成施設の1つであり、市民の健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育むことを目的に、食と花を一体的に学ぶことができる場を提供することにより食育・花育を推進する施設です。特徴的なアトリウムを始め、調理実習室や講座室、体験コーナーや展示コーナー、園芸相談窓口等を有しています。
- ・アグリパークは、市民が地域の農業に対する理解を深め郷土愛を育むことや、農業の振興に資することを目的に運営する農業体験施設です。本市独自の農業体験学習プログラム「アグリ・スタディ・プログラム」の推進拠点に位置付けられています。農業体験棟や体験畜舎を始め、宿泊コテージや直売所、レストラン等の建物を有し、また、市内の生産者等に対する食品の加工等に関する技術的支援を行う食品加工支援センターも設置し、農業者等の6次産業化の支援も行っています。
- ・各施設とも本市の誇る食と花、農業を支える基幹施設であり、単なるレクリエーション施設に留まらず、様々な世代への教育的視点も兼ね備えた唯一無二の施設です。各施設とも開設から10年以上が経過し設備の老朽化が進んでおり、施設と設備の計画的な修繕・更新を実施し、施設機能を維持していくことが必要です。

(2) 施設の今後のあり方（再編の方向性）

ア. Re：活用（質）の視点

- ・各施設ともに明確な設置目的のもと運営されている、本市の食や花、農業を象徴する唯一無二の施設のため、引き続き適切に維持管理を行っていきます。
- ・食と花の交流センター及び食育・花育センターについては、同じくいくとぴあ食花の構成施設であることも創造センター、動物ふれあいセンターと連携し、複合施設である強みを活かしながら、引き続き施設の有効利用を図ります。

イ. Re：デザイン（量）の視点

- ・現状、各施設とも一定の来場者数を確保できていますが、引き続き利用者ニーズの把握に努めるとともに、施設の利用率にも注視していきます。

ウ. Re : セット (コスト) の視点

- ・施設利用の実態に合わせた休館日の設定等により、ランニングコストの低減を意識した施設運営を行っています。引き続き、効率的な運営に向けた方策の検討を行います。

(3) 再編を検討するきっかけ

- ・将来的に見込まれる人口減少や児童数の減少、農業従事者の減少により、施設利用者数の減少が見込まれますが、観光客の誘客という視点も持ちながら状況に合わせた施設利用策を講じていくとともに、施設の老朽化等により大規模改修が必要になった場合等には、その時点の社会情勢やニーズを踏まえた複合化や規模縮減等を検討します。

(4) その他留意事項など

- ・インバウンドを含めた観光誘客という視点を持ちながら、各施設の特徴を生かしたイベント等を開催し、PR を強化することで施設の利用需要喚起に繋げていきます。

18-3-1-4 天寿園

(1) 現状と課題

- ・天寿園は、中国庭園と日本庭園からなる入園無料の観光庭園です。また、園内には有料の貸館施設である大広間・茶室・ホールを有しています。
- ・貸館施設は、主に指定管理者の自主事業が行われており、利用者数は堅調に伸びているものの利用率は低調です。
- ・建設から 35 年以上が経過し、園内の本体施設及び設備等の老朽化が進んでいることから、修繕にかかる費用の増大が大きな課題となっています。

(2) 施設の今後のあり方（再編の方向性）

ア. Re：活用（質）の視点

- ・中国庭園と日本庭園が共存し文化的要素を兼ね備えている観光庭園を維持する視点、ならびに貸館施設を経営改善する視点で、適切に維持していきます。

イ. Re：デザイン（量）の視点

- ・庭園は、市内で他に類を見ないことから現在の規模を適切に維持していきます。
- ・貸館施設は、施設ごとに周辺のコミュニティ施設等との集約化を検討します。

ウ. Re：セット（コスト）の視点

- ・庭園は現在の規模を維持することを基本としますが、多くの個所で補修や修繕が必要です。来園者の目的や傾向を把握し、庭園の魅力要素を高めるために真に必要な規模や機能を見定め、計画的な施設修繕に努めます。
- ・貸館施設は、利用率のデータを曜日別ならびに時間区分別に分析し、利用者ニーズの確保を前提としつつ適切な開館日時を検討し、コストの改善を進めます。

(3) 再編を検討するきっかけ

- ・令和 7 年度から、施設所管課が主体となり指定管理者との対話により、今後の施設のあり方検討を進めています。

(4) その他留意事項など

- ・該当なし

18-3-1-5 動物ふれあいセンター

(1) 現状と課題

- ・動物ふれあいセンターは「いくとぴあ食花」の構成施設の1つであり、人と動物が共に暮らす心豊かな社会の実現に寄与するための施設です。動物飼育舎のほか、アルパカ広場等を有し、施設内には保健所の分室であり、狂犬病予防法第21条で規定された新潟市動物愛護センターが置かれています。
- ・令和6年度の実績では入館者数35万人超、犬猫の年間譲渡率95.5%と堅調な実績で推移しています。
- ・開設から10年以上が経過し設備の老朽化が進んでいます。さらに、一部木造建築であるとともに終日稼働する施設でもあるため、今後、施設と設備にかかる修繕費用が増大することが見込まれます。

(2) 施設の今後のあり方（再編の方向性）

ア. Re：活用（質）の視点

- ・動物ふれあいセンターは、「いくとぴあ食花」の構成施設として食と花の交流センター、食育・花育センター、こども創造センターと一体的に整備されています。今後も、管理運営面における各施設との連携体制を継続し、施設一体となった効果的な事業運営に取り組みます。

イ. Re：デザイン（量）の視点

- ・動物ふれあいセンターは他に類似施設がないため、今後も継続して運営していきます。

ウ. Re：セット（コスト）の視点

- ・大規模改修時には、軟弱地盤上に設置されていること及び木造建築物であることを考慮し、効率的かつ効果的な改修が必要です。そのための財源確保については、様々な方法を検討します。

(3) 再編を検討するきっかけ

- ・隣接している3施設や「いくとぴあ食花」全体のコンセプトのあり方について変更がある場合など、または民間を含め近隣に類似施設が開設された場合には再編を検討します。

(4) その他留意事項など

- ・該当なし

18-3-1-6 石油の里古代館等

(1) 現状と課題

- ・石油の里古代館・里山ビジターセンターは、築 35 年経過しており、経年劣化が著しく維持管理コストが高額になっています。
- ・花とみどりのシンボルゾーンは、築 33 年経過しており、経年劣化が著しく維持管理コストが高額になっています。

(2) 施設の今後のあり方（再編の方向性）

ア. Re：活用（質）の視点

- ・石油の里古代館・里山ビジターセンターは、里山の振興や観光宣伝、情報発信の拠点施設であるため、施設の役割を踏まえ、今後の方向性を検討します。
- ・花とみどりのシンボルゾーンは、花木等の生産振興を図り、併せて本市産業経済の活性化と観光資源の開発を推進する施設であるため、施設の役割を踏まえ、今後の方向性を検討します。

イ. Re：デザイン（量）の視点

- ・石油の里古代館・里山ビジターセンターは、将来的に見込まれる人口の減少を踏まえ、施設の未利用スペース等の有効活用を検討します。
- ・花とみどりのシンボルゾーンは、将来的に見込まれる人口の減少を踏まえ、施設の未利用スペース等の有効活用を検討します。

ウ. Re：セット（コスト）の視点

- ・石油の里古代館・里山ビジターセンターは、利用者の少ない 12 月～2 月の開館時間を短縮するなど、コストの削減を検討します。
- ・花とみどりのシンボルゾーンは、利用状況に応じた施設の集約化等により維持管理費の削減を図っていきます。

(3) 再編を検討するきっかけ

- ・石油の里古代館・里山ビジターセンターは、老朽化施設を踏まえ利用者及び地域住民等と今後の方向性を検討します。
- ・花とみどりのシンボルゾーンは、老朽化の状況や利用実態に合わせ、利用者及び地域住民等と今後の方向性を検討します。

(4) その他留意事項など

- ・該当なし

18-3-1-7 岩室観光施設いわむろや等

(1) 現状と課題

- ・岩室観光施設いわむろや（以下、いわむろや）及びじよんのび館は、両施設ともに指定管理者制度のもと民間事業者の運営ノウハウが活かされ、利用者数も増加し観光施設として一定の成果を得ています。
- ・いわむろやは、岩室を中心とした西蒲区全体のアンテナショップとしての役割を強化し、地域に愛される観光施設を目指す必要があります。貸館運営については施設の特性上、地域文化の伝承に係る事業への貸し出しが多く、結果として全額減免され、使用料収入が大幅に増える現状にありません。特に、収容人数 10 名程度の会議室も貸し出していますが、周辺立地の一般的な利用ニーズに対して規模が小さいため需要がほとんどありません。また、指定管理者による物販等の自主事業ですべての経費を賄うことはできず、市の指定管理料に頼る部分が大きいと、自走することは難しい現状です。
- ・じよんのび館は、竣工から 30 年超となっており、施設の老朽化が進んでいることから、これに伴う修繕費など維持管理費の増加が大きな課題となっています。

(2) 施設の今後のあり方（再編の方向性）

ア. Re：活用（質）の視点

- ・いわむろやの物販については、地元農家の朝採り野菜や果物、郷土のお菓子（西蒲区の品物を一堂に集めて販売）など地域特性を活かした販路を持ち、施設自体の魅力向上につながる運営を目指していきます。物販は、指定管理者の自主事業の範疇ながら、指定管理者の再選定期間に適切な条件設定を行うことで間接的に施設の魅力向上に向けた取り組みを促していきます。

イ. Re：デザイン（量）の視点

- ・いわむろやは、指定管理者の再選定期間を目安に、会議室について、近隣エリアの公共的施設等の会議室を代替施設とし集約できるか検討していきます。

ウ. Re：セット（コスト）の視点

- ・いわむろやは、物販や食堂の利用状況を把握し、利用者のニーズに応じた開館時間の検討を行います。また、指定管理者の再選定期間を目安に、適切な開館時間を設定していきます。
- ・じよんのび館は、老朽化による修繕等のコストの増加や、民間による類似施設が近隣に複数設置されていることを鑑み、地域住民等の意向を確認しながら説明会等で幅広く意見を把握した上で、行政財産としての運用継続や民間への貸

付、売却などを含めて今後のあり方を検討していきます。

(3) 再編を検討するきっかけ

- ・いわむろやは近隣に類似施設がなく、岩室を中心とした西蒲区全体のアンテナショップとしての役割など地域性、独自性が強いため、安定した運営が必要な施設であり、行政財産としての運営を継続することが最善と判断します。
- ・じょんのび館は、次期指定管理者の指定管理期間中（令和8年4月1日から令和13年3月31日まで）を目安に、今後の運用の方向性を検討していきます。

(4) その他留意事項など

- ・該当なし

18-3-2 海辺の森キャンプ場

(1) 現状と課題

- ・海辺の森キャンプ場は、保安林の樹林環境と日本海の高浜環境の活用を図ることにより、市民に憩いの場を提供し、健康の増進と福祉の向上に資するために平成10年に設置した「海辺の森」内の施設です。
- ・新潟市海辺の森条例により、指定管理者による管理が行われています。管理棟や展望塔等の施設・設備等の老朽化が進み、施設の更新や修繕が必要になっています。
- ・市民の憩いの場となっている海辺の森の自然環境を将来に残していくこと、魅力ある自然環境を活用すること、特徴を生かした観光振興を図ることが必要です。

(2) 施設の今後のあり方（再編の方向性）

ア. Re：活用（質）の視点

- ・海辺の森内のスペースを有効活用し、新たな機能を追加するなど使い勝手の良い施設にします。

イ. Re：デザイン（量）の視点

- ・海辺の森キャンプ場は、市内に機能重複施設・民間の同等施設がなく、全市対象施設のため継続します。
- ・利用状況に合った最適なキャンプサイトを整備します。

ウ. Re：セット（コスト）の視点

- ・指定管理制度及び利用料金制のメリットを活かし、時代の変化に合った施設運営を進めます。

(3) 再編を検討するきっかけ

- ・海辺の森キャンプ場は、平成10年の設置以降、施設の老朽化対策が必要なため、令和6年度から施設所管課を中心に「海辺の森リニューアル事業」を進めています。

(4) その他留意事項など

- ・当該地は保安林に指定されています。

19 保養施設

19-1 保養施設における中分類ごとのあり方

固有の役割を持つ特性があることから、中分類ごとの検討はしません。

	継続	多機能化・複合化	集約化
圏域Ⅰ	中分類検討なし		
圏域Ⅱ			
圏域Ⅲ			

【凡例】◎：優先検討 ○：検討 -：考慮しない

(1) 継続

・検討なし

(2) 多機能化・複合化

・検討なし

(3) 集約化

・検討なし

19-2 保養施設の小分類

19-2-1 保養施設

19-2-1-1 小須戸温泉センター（秋葉区産業振興課）

区	圏域		
	I	II	III
秋葉区			小須戸温泉健康センター

19-2-1-2 ふれあい健康センター（環境部循環社会推進課）

区	圏域		
	I	II	III
西区		ふれあい健康センター（アクアパークにいがた）	

19-2-1-3 岩室健康増進センター（西蒲区産業観光課）

区	圏域		
	I	II	III
西蒲区		岩室健康増進センター	

19-3 保養施設における小分類ごとの再編方針

19-3-1 保養施設

19-3-1-1 小須戸温泉健康センター

(1) 現状と課題

- ・ 築 30 年経過しており、ボイラー、給水、配管設備の経年劣化が著しく維持管理コストが高額になっています。

(2) 施設の今後のあり方（再編の方向性）

ア. Re：活用（質）の視点

- ・ 市民の健康増進、心身の保養及び憩いの場としたコミュニティ施設であり、かつ観光交流施設の役割を踏まえ、たうえで今後の方向性を検討します。

イ. Re：デザイン（量）の視点

- ・ 将来的に見込まれる人口の減少を踏まえ、施設の未利用スペースの有効活用及びサービスの向上等を検討します。

ウ. Re：セット（コスト）の視点

- ・ 利用者の少ない平日の昼間の営業時間を短縮するなど、コスト削減を検討します。

(3) 再編を検討するきっかけ

- ・ 老朽化した施設の状況を踏まえ、利用者及び地域住民等と今後の方向性を検討します。

(4) その他留意事項など

- ・ 該当なし

19-3-1-2 ふれあい健康センター

(1) 現状と課題

- ・本施設は新田清掃センター（ごみ焼却施設）でごみを焼却する際の余熱を利用した、プールや浴場を擁する施設であり、指定管理者制度による管理運営を行っています。市民の健康増進や多世代にわたる憩いの場として、多くの利用者が訪れています。
- ・その一方で、本施設は平成12年から供用が開始され、令和6年に大規模な保全工事を行ったものの、機械設備などの老朽化や今後の新田清掃センターの建て替えをするうえでの施設の継続性は課題であると考えます。

(2) 施設の今後のあり方（再編の方向性）

ア. Re：活用（質）の視点

- ・本施設はごみ焼却の熱を施設全体に活用し「サーマルリサイクル※」として啓発も担う施設であるため、他の同系統施設との複合化については、設置目的や制度の違い、施設規模等の整理をしたうえで、検討します。

※ごみを焼却する際に発生する熱エネルギーを回収し、電気や蒸気などに再利用すること。

イ. Re：デザイン（量）の視点

- ・指定管理者の自主事業でレストランや健康教室のためのスタジオも併設している施設であり、利用人数は令和元年度に過去最高の26万8千人に達しました。その後、令和2年度から4年度まで新型コロナウイルスの影響もあり利用者は減少していましたが、令和5年度には約24万人の方にご利用いただき、回復傾向にあります。そのため、総量の削減については、他のプール施設や入浴施設の状況を鑑みて、協議をしていきます。

ウ. Re：セット（コスト）の視点

- ・令和5年度に本施設は収支改善のため、利用料金の上限を変更する条例改正を行っています。また、コスト削減における、営業時間の短縮については、こどもからお年寄りまで利用する施設であり、日中仕事をしている方にも幅広く利用いただきたいため、夜間営業はある程度、必要と捉えてますが、社会情勢や施設利用状況などを引き続き注視したうえで、検討します。

(3) 再編を検討するきっかけ

- ・本施設の隣にある「新田清掃センター（ごみ焼却施設）」の更新や今後の老朽化の状況を逐次確認しながら検討していきます。

(4) その他留意事項など

- ・本施設は余熱利用施設であることから、施設再編にあたっては、熱供給元であるごみ焼却施設の更新との調整が必要です。

19-3-1-3 岩室健康増進センター

(1) 現状と課題

- ・岩室健康増進センターは、浴場と休憩棟からなる温浴施設であり、指定管理者制度による管理運営を行っています。施設が建つ土地は、民間からの借地となっています。
- ・竣工から 30 年超となっており、施設の老朽化が進んでいることから、これに伴う修繕費など維持管理費の増加が大きな課題となっています。
- ・令和 7 年 4 月の料金改定も影響し、利用者は減少傾向にあり、休憩棟の利用率も低い状況が常態化している一方で、日常的に施設を利用する地域住民も多くいます。

(2) 施設の今後のあり方（再編の方向性）

ア. Re：活用（質）の視点

- ・該当なし

イ. Re：デザイン（量）の視点

- ・該当なし

ウ. Re：セット（コスト）の視点

- ・利用者数の減少傾向から、老朽化による修繕等のコストに見合う利用を見込めないことや、機能代替を果たせる他施設が民間施設含め近隣に複数設置されていることを鑑み、地権者や区内の地域コミュニティ協議会を通じて地域住民の意向を確認し、行政財産としての運用継続や施設の廃止、売却などを含めて今後のあり方を慎重に検討していきます。

(3) 再編を検討するきっかけ

- ・現在の指定管理者の指定管理期間中（令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで）を目安に、今後の運用の方向性を検討していきます。

(4) その他留意事項など

- ・施設が建つ土地は、民間からの借地となっており、令和 29 年 3 月 31 日まで土地賃貸借契約を結んでいます。施設の廃止や売却などの対応を行う場合、契約期間中の契約解除の手続きや、土地の返還に伴う原状回復作業などが必要です。

21 その他公共用施設

21-1 その他公共用施設における中分類ごとのあり方

固有の役割を持つ特性があることから、中分類ごとの検討はしません。

	継続	多機能化・複合化	集約化
圏域Ⅰ	中分類検討なし		
圏域Ⅱ			
圏域Ⅲ			

【凡例】◎：優先検討 ○：検討 -：考慮しない

(1) 継続

・検討なし

(2) 多機能化・複合化

・検討なし

(3) 集約化

・検討なし

21-2 その他公共用施設の小分類

21-2-1 その他公共用施設

21-2-1-1 新潟市産業振興センター（経済部商業振興課）

区	圏域		
	I	II	III
中央区	新潟市産業振興センター		

21-2-1-2 国際友好会館（観光・国際交流部国際課）

区	圏域		
	I	II	III
中央区	国際友好会館		

21-2-1-3 新潟市芸術創造村・国際青少年センター等（教育委員会事務局中央公民館）

区	圏域		
	I	II	III
中央区	新潟市芸術創造村・国際青少年センター		
西蒲区	入徳館野外研修場		

21-2-1-4 万代島多目的広場（都市政策部港湾空港課）

区	圏域		
	I	II	III
中央区	万代島多目的広場		

21-2-1-5 新津地区グリーンセンター（秋葉区産業振興課）

区	圏域		
	I	II	III
秋葉区			新津地区グリーンセンター

21-3 その他公共用施設における小分類ごとの再編方針

21-3-1 その他公共用施設

21-3-1-1 新潟市産業振興センター

(1) 現状と課題

- ・展示ホールの稼働率は50%前後ですが、そのうち、土日祝日の稼働率は75.9%、平日の稼働率は44.9%となっており、休日に来場者が見込まれる大規模イベントとしての利用ニーズが高い施設です。
- ・コロナ禍を経て催事の形式や規模に変化がみられ、イベント時の利用区画や来場者数はコロナ禍前と比べて減少していますが、近年の減価償却費を除く施設の単年度収支はおおむね均衡しています。
- ・令和元年から令和2年にかけて、施設の長寿命化に向けた大規模改修工事を実施しており、暫くは大規模な修繕費用は発生しない見込みです。

(2) 施設の今後のあり方（再編の方向性）

ア. Re：活用（質）の視点

- ・展示ホールを中心とした大規模イベントだけではなく、小会議室、中会議室を活用した研修会やクラブ活動などの小規模利用も促進します。

イ. Re：デザイン（量）の視点

- ・更新時には利用率の低い部屋の区割りの再編を検討します。

ウ. Re：セット（コスト）の視点

- ・利用の少ない曜日や時間帯を分析し、空調、照明の稼働や開館時間等の見直しを検討します。

(3) 再編を検討するきっかけ

- ・次の長寿命化工事を検討する際に、周辺の催事施設の稼働状況や利用率を踏まえ、再編の可能性についても検討します。

(4) その他留意事項など

- ・該当なし

21-3-1-2 国際友好会館

(1) 現状と課題

- ・現在の新潟国際友好会館は、生涯学習センターとの複合施設です。国際交流・協力に関わる活動や会議ができる講座室のほか、国際交流・協力団体のミーティング、作業場などの活動拠点として共同で利用できる国際交流・協力団体共同利用室や、外国人の様々な悩み、心配事に関する相談を受ける相談室を備えています。交流ホールと調理実習室は、生涯学習センターと共有しています。

(2) 施設の今後のあり方（再編の方向性）

ア. Re：活用（質）の視点

- ・国際交流及び国際協力、多文化共生の拠点となる施設は、市内においては本施設のみであるため、引き続き適切に維持管理を行っていきます。

イ. Re：デザイン（量）の視点

- ・今後の外国人増加に伴い、相談等の増加が見込まれるため、本施設は継続する方向で検討します。

ウ. Re：セット（コスト）の視点

- ・新潟国際友好会館は、平成 17 年 5 月に複合施設となっており、コスト面では既に集約済みです。

(3) 再編を検討するきっかけ

- ・新潟国際友好会館は、平成 17 年 5 月に複合施設となっています。今後、中央公民館・生涯学習センターの状況に併せて検討します。

(4) その他留意事項など

- ・該当なし

21-3-1-3 新潟市芸術創造村・国際交流センター等

(1) 現状と課題

〈新潟市芸術創造村・国際青少年センター〉

- ・本施設は、「文化芸術活動支援」「青少年体験活動支援」「国際交流活動支援」の機能を併せ持つ複合施設としてその特性を十分に生かし、年々利用者数は増加傾向にあります。
- ・本施設の運営は、開設当初より指定管理者制度を採用しており、施設管理のほか、事業企画等も指定管理者が行っています。
- ・旧二葉中学校を改修し、平成 30 年より本施設として供用開始し 7 年目となりますが、体育館棟など旧建物については老朽化が進んでおり、屋根工事、雨漏り等の修繕を行うなど、今後も修繕にかかる費用は増えることが見込まれます。

〈入徳館野外研修場〉

- ・青少年に野外活動及び集団生活の場を提供し、心身の健全な育成を図るために設置された青少年施設です。
- ・現在築 45 年で施設は老朽化しており、年々利用者数は減少傾向にあります。
- ・老朽化は、建物の本体だけではなく、樹木や屋外の水道管にも及んでおり、今後修繕に係る費用が増えることが見込まれます。
- ・敷地内に歴史的価値のある民地があるため、十分に地域と連携しながら、今後の方向性について検討する必要があります。

(2) 施設の今後のあり方（再編の方向性）

ア. Re：活用（質）の視点

- ・利用者や市民との合意を図りながら、今後の方向性について新潟市芸術創造村・国際青少年センター、入徳館野外研修場と合せて検討します。

イ. Re：デザイン（量）の視点

〈新潟市芸術創造村・国際青少年センター〉

- ・利用率の低い部屋については、学習スペースやこどもの居場所としての利用など、市民のニーズに合わせ、利用用途を検討していきます。

〈入徳館野外研修場〉

- ・利用状況を調査し、利用者の安全についても配慮しながら、利用に支障のない部分の修繕は行わないなど維持管理費の縮減に取り組みます。

ウ. Re：セット（コスト）の視点

- ・時間帯別や曜日別の利用状況を調査し、閉館日の増加、開館時間の短縮について検討します。

(3) 再編を検討するきっかけ

- ・施設の再編については、老朽化の状況や利用の実態を把握するとともに、市内の同一機能の施設との機能・役割分担を考慮しながら、市として再編の考え方を整理します。

(4) その他留意事項など

〈入徳館野外研修場〉

- ・敷地内に歴史的価値のある民地があるため、十分に地域と連携しながら、今後の方向性について検討する必要があります。

21-3-1-4 万代島多目的広場

(1) 現状と課題

- ・万代島多目的広場は、旧水揚場跡地（旧水産物荷捌施設）をリニューアル改修し、万代島地区において港の日常風景のなかで市民や来訪者が集い、憩うことができる屋内外の広場を有する施設として、平成 30 年にオープンしました。
- ・土地所有者が新潟県であり、港湾施設使用料（用地など）を毎年支払っています。
- ・多目的な利用ができる貸館施設として、利用料金制の指定管理により運営管理しています。
- ・施設は通常一般開放されており、屋根付きの公園として利用されているほか、指定管理者による自主事業（イベント）やイベント事業者によるイベント（専用利用）により、幅広い客層に利用され、利用者数も年々増加し、好評を得ています。
- ・土日を中心に開催されるイベントの年間施設利用率は約 25%となっています。
- ・屋内広場の建物は平成 29 年度に改修して耐震性を有していますが、躯体は建築当初から 50 年以上が経過しています。

(2) 施設の今後のあり方（再編の方向性）

ア. Re：活用（質）の視点

- ・日常的には一般の方が利用できる屋根付きの広場として、また、イベント時には自由度が高く様々なイベントに対応できる施設として価値があるため、今後も需要に応じ、広く活用を進めていきます。
- ・港の賑わい創出に向けた交流拠点として、万代島地区の周辺施設と連携を深めます。
- ・屋内と屋外の広場を一体的に活用できるオープンなスペースであるため、災害時における拠点施設としての活用も想定されています。（新潟市地域防災計画では物資集配施設として位置付けられています。）

イ. Re：デザイン（量）の視点

- ・新潟駅から比較的近い都心に位置し、周辺住民だけでなく、来街者も利用できる貴重な交流拠点であることから、今後も更なる効率化を図りながら、施設運営を行います。

ウ. Re：セット（コスト）の視点

- ・オープン当初から施設の専用利用が定着してきたことで、料金収入も安定してきています。今後も需要に応じた活用を進め、適切な収入を得られるよう努め

ます。

(3) 再編を検討するきっかけ

- ・新潟市公共建築物保全計画の改修周期に合わせて、施設所管課を中心に検討します。

(4) その他留意事項など

- ・土地が県有地です。

21-3-1-5 新津グリーンセンター

(1) 現状と課題

- ・ 築 41 年経過しており、経年劣化が著しく維持管理コストが高額になっています。
- ・ また、当初の設置目的である農業関連の利用が減少し、地域の団体やサークルの活動の場となってきたことから、同一地域内に複数所在しているコミュニティ系施設等との整理を進める必要があります。

(2) 施設の今後のあり方（再編の方向性）

ア. Re：活用（質）の視点

- ・ 地域農業者のコミュニケーション活動、ボランティア活動等の市民活動の拠点施設であるため、施設の役割を踏まえ、今後の方向性を検討します。

イ. Re：デザイン（量）の視点

- ・ 将来的に見込まれる人口の減少を踏まえ、施設の未利用スペース等の有効活用を検討します。

ウ. Re：セット（コスト）の視点

- ・ 利用状況に応じた施設の集約化等により維持管理費の削減を図っていきます。

(3) 再編を検討するきっかけ

- ・ 再編の検討に当たっては、施設の老朽化の状況や利用実態に合わせ、人口規模や圏域面積、施設利用状況など地域の実情に配慮しつつ、地域別実行計画の策定を通して利用者及び地域住民等との合意を図りながら整理を進めます。

(4) その他留意事項など

- ・ 該当なし

22①教育系施設【教育センター】

22①-1 教育系施設【教育センター】における中分類ごとのあり方

固有の役割を持つ特性があることから、中分類ごとの検討はしません。

	継続	多機能化・複合化	集約化
圏域Ⅰ	中分類検討なし		
圏域Ⅱ			
圏域Ⅲ			

【凡例】◎：優先検討 ○：検討 -：考慮しない

(1) 継続

- ・検討なし

(2) 多機能化・複合化

- ・検討なし

(3) 集約化

- ・検討なし

22①-2 教育系施設【教育センター】の小分類

22①-2-1 教育相談センター・教育相談室（教育委員会事務局学校支援課）

区	圏域		
	I	II	III
北区		北区教育相談室	
中央区	教育相談センター		
江南区		江南区教育相談室	
秋葉区		秋葉区教育相談室	
南区		南区教育相談室	
西蒲区		西蒲区教育相談室	

22①-2-2 総合教育センター（教育委員会事務局総合教育センター）

区	圏域		
	I	II	III
西蒲区	総合教育センター		

22①-3 教育系施設【教育センター】における小分類ごとの再編方針

22①-3-1 教育相談センター・教育相談室

(1) 現状と課題

- ・教育相談センター・各区教育相談室は、不登校、いじめ、集団に入れない等の教育・養育に関する相談に対応しており、中でも全国的にも年々増え続けている不登校に関する相談が相談内容全体の9割以上を占めています。
- ・配置については、相談者が利用しやすい環境（自宅からの距離、交通の利便性）を第一に考慮する必要があります。教育相談センターは、主に中央区・東区・西区を担当し、その他は各区に相談室を設置しています。
- ・機能面では、教育相談センターは、教育相談を受ける個室が十分に完備されており、教職員や関係機関職員、センター・各教育相談室職員等の研修を開催する研修室も十分に備えていますが、施設設備の老朽化や敷地内樹木等の維持管理が課題となっています。
- ・北区と江南区の各教育相談室は、独立棟であるため施設維持費が発生することが課題となっています。
- ・秋葉区教育相談室は、新津図書館内に併設されており利用しやすい施設になっています。その一方、図書館の閉館日における施設管理について課題があります。
- ・南区と西蒲区の各教育相談室は、それぞれ出張所内に併設されており、施設面は整っています。しかし、市街地に位置していないことから、児童生徒が通いにくい立地となっています。

(2) 施設の今後のあり方（再編の方向性）

ア. Re：活用（質）の視点

- ・教育相談センターは、特別な教育的支援を必要とする児童及び生徒の相談に加え、指導などを担う特別支援教育サポートセンターの機能も有しており、様々な相談等に十分活用しています。また、夜間「学習・進路相談室」も設けられており、児童及び生徒の教育相談に関する拠点施設として、現在の状態を維持していきます。

イ. Re：デザイン（量）の視点

- ・施設規模の縮減等については、移転による利用数の推移を見極めながら、検討する必要があります。

ウ. Re：セット（コスト）の視点

- ・独立棟である北区と江南区の教育相談室は、利用者数が多いこと、保護者の送

迎や交通の利便性、教育環境（調理室、運動スペース、畑など）から維持する方向で考えています。

(3) 再編を検討するきっかけ

- ・施設の老朽化と利用者数の推移を見極めながら検討します。

(4) その他留意事項など

- ・相談者が利用しやすい環境（自宅からの距離、交通の利便性）であることを第一に考慮して配置等を検討する必要があります。

22①-3-2 総合教育センター

(1) 現状と課題

- ・市民に信頼される教職員の育成を目指した新潟市唯一の教職員対象研修施設として、学校現場のニーズに合致した研修及び教職員のキャリアステージや教育課題に応じた研修を実施しています。
- ・教職員の大量退職時代に伴う新規採用教職員の増大により、初任者研修を含め若手教職員研修への対応及び使用研修室の増大が課題となっています。

(2) 施設の今後のあり方（再編の方向性）

ア. Re：活用（質）の視点

- ・市唯一の教職員対象研修施設として、現在の使われ方を適切に維持していきます。

イ. Re：デザイン（量）の視点

- ・市唯一の教職員対象研修施設として、現在の使われ方を適切に維持していきます。

ウ. Re：セット（コスト）の視点

- ・市唯一の教職員対象研修施設として、現在の使われ方を適切に維持していきます。

(3) 再編を検討するきっかけ

- ・施設の老朽化と、研修機材や会場設備等の研修環境の充実度を見極めながら検討します。

(4) その他留意事項など

- ・勤務校からの交通の利便性または十分な駐車台数を確保しつつ、受講者に対し質の高い研修を提供するため、研修機材や会場設備等が整った研修環境であることを第一に考慮して、配置等を検討する必要があります。

22②教育系施設【給食センター】

22②-1 教育系施設【給食センター】における中分類ごとのあり方（教育委員会事務局保健給食課）

- 各施設の提供可能食数や、稼働率（実際の提供食数／提供可能食数）、老朽化、立地、各校への配送体制等の状況、及び地域における将来的な児童生徒数の予測、学校統廃合の進捗等を考慮しながら継続・集約化を検討します。
- 各施設の提供可能食数は、施設内の調理設備等にも影響されることを踏まえ検討します。
- 稼働率低下と老朽化対策（工事）の必要性が、同時に生じている施設については、当該施設の具体的状況や再編後の提供体制等を踏まえ集約化を優先的に検討します。

	継続	多機能化・複合化	集約化
圏域Ⅰ	該当なし	該当なし	該当なし
圏域Ⅱ	該当なし	該当なし	該当なし
圏域Ⅲ	○	-	○

【凡例】◎：優先検討 ○：検討 -：考慮しない

(1) 継続

- ・施設の具体的状況や再編後の提供体制等を踏まえ検討

(2) 多機能化・複合化

- ・該当なし

(3) 集約化

- ・施設の具体的状況や再編後の提供体制等を踏まえ検討（圏域内集約化）

22②-2 教育系施設【給食センター】における小分類

22②-2-1 給食センター（教育委員会事務局保健給食課）

区	圏域		
	I	II	III
北区			葛塚学校給食センター、光晴学校給食センター
江南区			亀田学校給食センター
秋葉区			新津西部学校給食センター、新津東部学校給食センター、 小須戸学校給食センター
南区			白根学校給食センター、月潟学校給食センター
西区			黒埼学校給食センター
西蒲区			西川学校給食センター、潟東学校給食センター、 中之口学校給食センター、巻学校給食センター

22②-3 教育系施設【給食センター】における小分類ごとの再編方針

22②-3-1 給食センター

(1) 現状と課題

- ・少子化の進行を背景とした児童生徒・クラス数の減少傾向に伴い、学校給食センターの稼働率（＝実際の提供食数/提供可能食数）も低下傾向にあります。
- ・建設から40年以上経過する学校給食センターがあり、施設の改修・建替え・廃止等を検討する必要があります。
- ・各施設で調理可能な最大食数は、施設内に備え付けてある調理設備等の状況にも影響されますが、調理設備の老朽化が進行している施設も少なくありません。

(2) 施設の今後のあり方（再編の方向性）

ア. Re：活用（質）の視点

- ・該当なし

イ. Re：デザイン（量）の視点

- ・地域における将来的な児童生徒数の予測、学校統廃合の進捗等を考慮しながら、圏域内での集約化を検討します。

ウ. Re：セット（コスト）の視点

- ・該当なし

(3) 再編を検討するきっかけ

- ・建設から40年以上経過する学校給食センターがあることから、施設の改修・建替え・廃止等の検討を進めるとともに、各施設の提供可能食数や、稼働率、老朽化、立地、各校への配送体制等の状況、及び地域における将来的な児童生徒数の予測、学校統廃合の進捗等を考慮しながら、圏域内での集約化を検討します。

(4) その他留意事項など

- ・学校給食では食中毒防止のため、調理から2時間以内に喫食することとされている（文科省 学校給食衛生管理基準）ため、施設再編にあたっては受配校への配送距離・体制を考慮する必要があります。

23 庁舎系施設

23-1 庁舎系施設における中分類ごとのあり方（総務部総務課）

【圏域Ⅰ（本庁舎）・Ⅱ（区役所）・Ⅲ（出張所・連絡所）共通】

- 既存の行政庁舎については施設や設備等を適切に維持管理しながら有効活用していくことを基本とします。
- 既存の庁舎内に余剰スペースが生じた場合には、必要に応じて他庁舎からの諸室（執務室、書庫など）等の移転や民間事業者等への貸付などを含め、多機能化、複合化を検討します。
- 老朽化等に伴い、新たな庁舎を整備する際には、職員数や来庁者数等から適正規模の庁舎とします。また、今後の人口減少や、行政のデジタル化・オンライン化を長期的な視点で捉えた庁舎整備を原則とし、多機能化や複合化についても積極的に検討します。また、行政庁舎としての機能の充実を図る一方で、長期にわたる維持管理費も考慮した庁舎整備案を策定します。

【圏域Ⅲ（出張所・連絡所）】

- 出張所・連絡所のあり方については、地域住民の人口動態や利用率の見込み、利便性などを踏まえ、必要に応じて関係部署が連携して検討します。

	継続	多機能化・複合化	集約化
圏域Ⅰ（本庁舎）	○	○	-
圏域Ⅱ（区役所）	○	○	-
圏域Ⅲ（出張所・連絡所）	○	○	○

【凡例】◎：優先検討 ○：検討 -：考慮しない

(1) 継続

- ・圏域Ⅰ（本庁舎）・圏域Ⅱ（区役所）・圏域Ⅲ（出張所・連絡所）は継続

(2) 多機能化・複合化

- ・圏域Ⅰ（本庁舎）・圏域Ⅱ（区役所）・圏域Ⅲ（出張所・連絡所）の庁舎内に余剰スペースがある場合は必要に応じて他施設との多機能化・複合化を検討
- ・新庁舎整備の際は積極的に多機能化・複合化を検討

(3) 集約化

- ・圏域Ⅲ（出張所・連絡所）においては、必要に応じて関係部署が連携して検討

23-2 庁舎系施設の小分類

23-2-1 本庁舎（総務部総務課）

区	圏域		
	I	II	III
中央区	本庁舎（本館）、ふるまち庁舎、上大川前庁舎、明石庁舎		

23-2-2 区役所（総務部総務課）

区	圏域		
	I	II	III
北区		北区役所	
東区		東区役所	
中央区		中央区役所	
江南区		江南区役所	
秋葉区		秋葉区役所	
南区		南区役所	
西区		西区役所	
西蒲区		西蒲区役所	

23-2-3 出張所（総務部総務課）

区	圏域		
	I	II	III
北区			北出張所
東区			石山出張所
中央区			南出張所、東出張所
江南区			横越出張所
秋葉区			小須戸出張所
南区			味方出張所、月潟出張所
西区			西出張所、黒埼出張所
西蒲区			岩室出張所、西川出張所、潟東出張所、中之口出張所

23-2-4 連絡所（総務部総務課）

区	圏域		
	I	II	III
北区			南浜連絡所、濁川連絡所、早通連絡所
東区			大形連絡所
中央区			入舟連絡所
江南区			大江山連絡所、曾野木連絡所、両川連絡所
西区			赤塚連絡所、中野小屋連絡所

23-3 庁舎系施設における小分類ごとの再編方針

23-3-1 本庁舎

(1) 現状と課題

ア. 現状 ※令和6年度施設カルテより

- ・本館 築年数/36年 職員数/766人 職員1人当たり面積/ 30.8 m²
- ・上大川前庁舎 築年数/46年 職員数/ 34人 職員1人当たり面積/ 45.2 m²
- ・明石庁舎 築年数/43年 職員数/ 6人 職員1人当たり面積/352.2 m²
- ・ふるまち庁舎 築年数/ 6年 職員数/848人 職員1人当たり面積/ 13.0 m²

イ. 課題

- ・ふるまち庁舎を除く3つの庁舎は、施設の老朽化が進んでおり、今後、空調設備や外壁など大規模な改修、補修が必要です。

(2) 施設の今後のあり方（再編の方向性）

ア. Re：活用（質）の視点

- ・既存施設に余剰スペースが生じた場合は、多機能化・複合化等を図ります。
- ・新庁舎の整備にあたっては、多機能化・複合化等を検討することを原則とします。

イ. Re：デザイン（量）の視点

- ・業務量、職員数、来庁者数などから各庁舎の適正規模について随時検討し、必要に応じて統廃合等を進めます。
- ・新庁舎の整備にあたっては、来庁者や職員数などに見合う庁舎を検討します。

ウ. Re：セット（コスト）の視点

- ・既存施設は、適切な温度管理、照明のLED化、不要箇所の消灯などランニングコストの削減に努めるとともに、予防保全の観点で計画的な修繕やメンテナンスを行い、経費節減を図ります。
- ・新庁舎を整備する際は、整備コストの削減に努めるとともに、維持管理における環境負荷の低減及びランニングコストの縮減についても十分検討します。

(3) 再編を検討するきっかけ

- ・本館は建物の耐用年数（65年）を迎える2054年（令和36年）頃までには新庁舎建設を検討します。なお、新庁舎の建替え時期については、新潟市公共建築物長寿命化指針に基づき、本館の目標使用年数を80年としていることから、このことも踏まえた検討が必要です。

- ・今後、本館、ふるまち庁舎に所属する部署において新たな執務室スペースの確保が必要となる場合には、余剰スペースのある他の庁舎、もしくはその他民間オフィスの活用を検討します。

(4) その他留意事項など

<上大川前庁舎>

- ・開公ビルの区分所有 市 31%
- ・庁舎部分は1、2階。3階～8階は開発公社の分譲マンション
- ・区分所有者 36世帯

<明石庁舎>

- ・庁舎部分は明石住宅ビルの1～3階
- ・4階～10階は明石住宅

<ふるまち庁舎>

- ・古町ルフルの区分所有 市 46%
- ・庁舎部分は3～6階
- ・ふるまち庁舎については、西堀地下駐車場が一時利用休止となったため、来庁者には古町・本町提携駐車場を利用いただいています。今後の駐車場のあり方については検討が必要です。

23-3-2 区役所

(1) 現状と課題

ア. 現状 ※令和 6 年施設カルテより

- ・北区役所 築年数/ 3 年 職員数/171 人 職員 1 人当たり面積/ 21.9 m²
- ・東区役所 築年数/30 年 職員数/206 人 職員 1 人当たり面積/134.4 m²
- ・中央区役所 築年数/ 7 年 職員数/332 人 職員 1 人当たり面積/ 22 m²
- ・江南区役所 築年数/33 年 職員数/229 人 職員 1 人当たり面積/ 29.8 m²
- ・秋葉区役所 築年数/35 年 職員数/216 人 職員 1 人当たり面積/ 52.4 m²
- ・南区役所 築年数/50 年 職員数/148 人 職員 1 人当たり面積/ 41.6 m²
- ・西区役所 築年数/13 年 職員数/298 人 職員 1 人当たり面積/ 17 m²
- ・西蒲区役所 築年数/63 年 職員数/171 人 職員 1 人当たり面積/ 23.5 m²

※中央区役所は区役所移転日からの年数。(建物の築年数は R7 時点で 32 年)

イ. 課題

- ・耐震性が低く老朽化の著しい西蒲区役所は新庁舎整備を進めており、令和 8 年から新庁舎完成予定の令和 11 年頃まで、既存の出張所及び仮設庁舎の計 3 か所に分散し区役所業務を行います。
- ・南区役所は築年数が 50 年を超えており、老朽化が進んでいます。

(2) 施設の今後のあり方（再編の方向性）

ア. Re：活用（質）の視点

- ・既存施設に余剰スペースが生じた場合は、多機能化・複合化等を図ります。
- ・新庁舎の整備にあたっては、多機能化・複合化等を検討することを原則とします。

イ. Re：デザイン（量）の視点

- ・新庁舎の整備にあたっては、来庁者や職員数などに見合う庁舎を検討します。

ウ. Re：セット（コスト）の視点

- ・既存施設は、適切な温度管理、照明の LED 化、不要箇所の消灯などランニングコストの削減に努めるとともに、予防保全の観点で計画的な修繕やメンテナンスを行い、経費節減を図ります。
- ・新庁舎を整備する際は、整備コストの削減に努めるとともに、維持管理における環境負荷の低減及びランニングコストの縮減についても十分検討します。

(3) 再編を検討するきっかけ

- ・既存庁舎に余剰スペースが生じた場合又は老朽化した場合は、再編の検討を進

めます。

(4) その他留意事項など

・該当なし

23-3-3 出張所

(1) 現状と課題

- ・14 施設のうち 8 施設、約 57%が、外壁や配管類、空調設備の改修が必要となる築 40 年を超えています。昭和 50 年代以前に建築された建物が多く、老朽化が進んでおり、多くの施設が本格的な改修時期を迎えています。
- ・石山・東石山地域では、地域の活動拠点となる石山地区センターが大規模な改修の目安となる築 40 年を超えていることや、越後石山駅周辺の整備が予定されていることから、石山・東石山地域実行計画を策定し、石山出張所、石山図書館、石山地区公民館及び石山南まちづくりセンターの貸室、シルバーピア石山地区図書室の機能を移転・集約した新施設を越後石山駅前に設置することとしています。

(2) 施設の今後のあり方（再編の方向性）

ア. Re：活用（質）の視点

- ・既存施設に余剰スペースが生じた場合は、多機能化・複合化等を図ります。
- ・新庁舎の整備にあたっては、多機能化・複合化等を検討することを原則とします。
- ・再編を進める際は、庁舎系施設とコミュニティ系施設の多機能化・複合化も念頭において、地域の核となる施設を目指し関係部署と連携して進めます。

イ. Re：デザイン（量）の視点

- ・既存施設は必要に応じて、そのあり方について関係部署が連携して検討します。
- ・新庁舎の整備にあたっては、来庁者や職員数などに見合う庁舎を検討します。

ウ. Re：セット（コスト）の視点

- ・既存施設は、適切な温度管理、照明の LED 化、不要箇所の消灯などランニングコストの削減に努めるとともに、予防保全の観点で計画的な修繕やメンテナンスを行い、経費節減を図ります。
- ・新庁舎を整備する際は、整備コストの削減に努めるとともに、維持管理における環境負荷の低減及びランニングコストの縮減についても十分検討します。

(3) 再編を検討するきっかけ

以下の状況等を踏まえ、出張所の再編が必要となる場合は、地域別実行計画の策定等を通して再編の検討を進めます。

- ・既存庁舎における余剰スペースが生ずる場合。
- ・施設の老朽化が進行した場合。

- ・デジタル化、オンライン化等の進展により業務量、職員数、来庁者数などに明らかな変化が見られる場合。
- ・地域住民の人口動態や来庁者数、施設利用率に大きな変化が見られる場合。

(4) その他留意事項など

- ・岩室出張所・西川出張所については、西蒲区役所新庁舎整備に伴い、令和8年2月より令和11年頃まで仮庁舎として使用します。

23-3-4 連絡所

(1) 現状と課題

- ・10 施設のうち 7 施設、70%が、外壁や配管類、空調設備の改修が必要となる築 40 年を超えています。昭和 50 年代以前に建築された建物が多く、老朽化が進んでおり、本格的な改修時期を迎えています。

(2) 施設の今後のあり方（再編の方向性）

ア. Re：活用（質）の視点

- ・既存施設に余剰スペースが生じた場合は、多機能化・複合化等を図ります。
- ・新庁舎の整備にあたっては、多機能化・複合化等を検討することを原則とします。
- ・再編を進める際は、庁舎系施設とコミュニティ系施設の多機能化・複合化も念頭において、地域の核となる施設を目指し関係部署と連携して進めます。

イ. Re：デザイン（量）の視点

- ・既存施設は必要に応じて、そのあり方について関係部署が連携して検討します。
- ・新庁舎の整備にあたっては、来庁者や職員数などに見合う庁舎を検討します。

ウ. Re：セット（コスト）の視点

- ・既存施設は、適切な温度管理、照明の LED 化、不要箇所の消灯などランニングコストの削減に努めるとともに、予防保全の観点で計画的な修繕やメンテナンスを行い、経費節減を図ります。
- ・新庁舎を整備する際は、整備コストの削減に努めるとともに、維持管理における環境負荷の低減及びランニングコストの縮減についても十分検討します。

(3) 再編を検討するきっかけ

以下の状況等を踏まえ、連絡所の再編が必要となる場合は、地域別実行計画の策定等を通して再編の検討を進めます。

- ・既存庁舎における余剰スペースが生ずる場合。
- ・施設の老朽化が進行した場合。
- ・デジタル化、オンライン化等の進展により業務量、職員数、来庁者数などに明らかな変化が見られる場合。
- ・地域住民の人口動態や来庁者数、施設利用率に大きな変化が見られる場合。

(4) その他留意事項など

- ・該当なし

24 その他行政系施設

24-1 その他行政系施設における中分類ごとのあり方

固有の役割を持つ特性があることから、中分類ごとの検討はしません。

	継続	多機能化・複合化	集約化
圏域Ⅰ			
圏域Ⅱ	中分類検討なし		
圏域Ⅲ			

【凡例】◎：優先検討 ○：検討 -：考慮しない

(1) 継続

・検討なし

(2) 多機能化・複合化

・検討なし

(3) 集約化

・検討なし

24-2 その他行政系施設の小分類

24-2-1 保健医療施設【新潟市総合保健医療センター】(保健衛生部保健衛生総務課)

区	圏域		
	I	II	III
中央区	新潟市総合保健医療センター（保健衛生部（保健所含む）、新潟市急患診療センター、新潟市口腔保健福祉センター、新潟市急患診療センター感染症検査診療室）		

24-2-2 福祉施設

24-2-2-1 児童相談所（児童相談所家庭支援課）

区	圏域		
	I	II	III
中央区	児童相談所		

24-2-2-2 乳児院はるかぜ（こども未来部こども家庭課）

区	圏域		
	I	II	III
中央区	乳児院はるかぜ		

24-2-3 その他行政系施設

24-2-3-1 新潟市文書館等（文化スポーツ部歴史文化課）

区	圏域		
	I	II	III
北区	新潟市文書館		
西区	文化財センター		

24-2-3-2 食肉衛生検査所（保健衛生部食肉衛生検査所）

区	圏域		
	I	II	III
西区	食肉衛生検査所		

24-2-3-3 清掃事務所（環境部廃棄物対策課）

区	圏域		
	I	II	III
西区			清掃事務所

24-2-3-4 衛生環境研究所（保健衛生部衛生環境研究所）

区	圏域		
	I	II	III
西区	衛生環境研究所		

24-2-4 産業研究施設

24-2-4-1 新潟市バイオリサーチセンター（経済部産業政策・イノベーション推進課）

区	圏域		
	I	II	III
秋葉区	新潟市バイオリサーチセンター		

24-2-4-2 農業活性化研究センター（農林水産部農業活性化研究センター）

区	圏域		
	I	II	III
南区	農業活性化研究センター		

24-3 その他行政系施設における小分類ごとの再編方針

24-3-1 保健医療施設【新潟市総合保健医療センター】

(1) 現状と課題

- ・保健所をはじめとする複数の保健医療施設は、平成 24 年に旧市民病院（昭和 62 年建築）の建物を改装した総合保健医療センター内に設置しました。
- ・同センターは、保健所を含む保健衛生部の各所属のほか、急患診療センター（感染症検査診療室を含む）及び口腔保健福祉センターが外来診療を行うとともに、新潟市医師会、新潟市歯科医師会、新潟市薬剤師会、新潟地域産業保健センター、新潟市食品衛生協会の 5 団体が入所しています。
- ・施設については、空調や衛生設備など老朽化が進んでいる設備はあるものの、施設全体の状態は概ね良好であるため、計画的な修繕により施設維持をしています。

(2) 施設の今後のあり方（再編の方向性）

ア. Re：活用（質）の視点

- ・保健衛生部は、総合保健医療センター内に入所する関連団体とともに、連携して業務を行っています。また、急患診療センター及び口腔保健福祉センターは、それぞれ新潟市医師会、新潟市歯科医師会に、指定管理による業務運営を委託しています。
- ・既に複合化されており、現時点では最適な業務体制と考えますが、今後の社会状況などに合わせて適時体制の見直しをしていきます。

イ. Re：デザイン（量）の視点

- ・総合保健医療センターは、市内唯一の保健医療分野の拠点施設であり、現状が最適と考えますが、今後の社会状況などに合わせて適時体制の見直しをしていきます。

ウ. Re：セット（コスト）の視点

- ・災害時における保健医療分野の中核拠点としての機能も有することから、災害時に適切に対応できるよう施設保全が必要です。計画的に施設・設備の修繕を行い、保健医療施設としての機能を維持します。

(3) 再編を検討するきっかけ

- ・既に複合化された施設であり、築 40 年（令和 9 年度）を目途に施設所管課を中心に検討を進め、原則として現有地での長寿命化を検討します。
- ・ただし、将来的に本市における救急医療全体のあり方の検討によっては、保健

医療施設の移転及び再編を行う可能性があります。

(4) その他留意事項など

- ・該当なし

24-3-2 福祉施設

24-3-2-1 児童相談所

(1) 現状と課題

- ・政令市移行に伴い、新潟県の施設（昭和 43 年建築）を取得し、平成 19 年 4 月に開設しました。以後改修等を行いながら運用しています。近年の虐待通告件数の増大等に伴い、職員の増加が続き事務スペースや市民の相談を受けるスペースなどが手狭になっています。

(2) 施設の今後のあり方（再編の方向性）

ア. Re：活用（質）の視点

- ・育児に関する相談受付、児童虐待への対応など、こどもの福祉を守るための多様な支援を提供する専門性の高い機関であり、相談者等のプライバシーに配慮する必要があること、また施設内に余剰スペースがないことから、現行施設を現状の機能のまま適切に維持していきます。

イ. Re：デザイン（量）の視点

- ・新潟市域を所管する唯一の施設であり、また、職員の事務スペースや市民の相談を受けるスペースなどが手狭になっている状況から、現状の施設規模を維持していきます。

ウ. Re：セット（コスト）の視点

- ・今後の都度の修繕や改修に合わせて省エネ化を推進し、トータルコストの縮減を図ります。

(3) 再編を検討するきっかけ

- ・将来的に施設の老朽化に伴う改築等が必要となった際に、その時点での社会情勢等を踏まえて新たな施設の規模や他の施設との複合化の可否を検討します。

(4) その他留意事項など

- ・該当なし

24-3-2-2 乳児院はるかぜ

(1) 現状と課題

- ・乳児院は市が 1 か所設置しており、市及び県の措置児童を受け入れています。民間の施設はありません。令和 6 年度の入所率は 95% となっています。

(2) 施設の今後のあり方（再編の方向性）

ア. Re：活用（質）の視点

- ・乳児院はるかぜ及び同一圏域内にある児童相談所には余剰スペースがないため、現行施設を現状の機能のまま適切に維持していきます。

イ. Re：デザイン（量）の視点

- ・乳児院はるかぜの入所率は高い状況が続いており、施設内の設備もすべてが稼働していることから適正規模であると考えられるため、現在の施設機能を維持していきます。

ウ. Re：セット（コスト）の視点

- ・今後の修繕や改修に合わせて省エネ化・長寿命化を推進し、トータルコストの縮減を図ります。

(3) 再編を検討するきっかけ

- ・施設の老朽化等により大規模改修を行う際に「全市共通の方針」のとおり施設所管課を中心に検討を進め、同地域内に立地する福祉施設などに複合化することを検討します。

(4) その他留意事項など

- ・乳児院はるかぜは、「市の福祉向上に役立ててほしい」とのご遺志により、市民から寄せられた寄付金（9,200 万円）及び次世代育成支援対策施設整備交付金（国庫補助）、市債を充てて建設されたことから、再編を検討する際は整理が必要です。また、新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第 26 条、第 27 条に規定されている設備の基準を遵守する必要があります。

24-3-3 その他行政系施設

24-3-3-1 新潟市文書館等

(1) 現状と課題

- ・新潟市文書館は令和 4 年度に旧太田小学校校舎を継承し新設された施設です。
- ・文化財センターは平成 23 年 7 月に開館した施設です。
- ・時間経過とともに収蔵品は増加することとなり、収蔵スペースの確保やデジタル化の推進による合理的な収蔵方法を進める必要があります。

(2) 施設の今後のあり方（再編の方向性）

ア. Re：活用（質）の視点

- ・両施設ともに埋蔵物資料や歴史的公文書を保存し、引継ぐ唯一の機関ですので、継続し存続させていきます。

イ. Re：デザイン（量）の視点

- ・該当なし

ウ. Re：セット（コスト）の視点

- ・年々収蔵品が増え続けていることから、収蔵の増大を招かないよう、寄贈時の条件について検討するとともに、収蔵庫・収蔵スペースの集約化、効率化の検討もしていきます。

(3) 再編を検討するきっかけ

- ・文化財や歴史的公文書を世代を超え保管・供覧する役割をもつため、収蔵品や収蔵文書は年々増加していくこととなります。
- ・今後、公共施設の再編により未利用施設が生まれたタイミングで、空き施設の有効利用の使途として、新たな保管場所として再利用するための検討をしていきます。

(4) その他留意事項など

- ・埋蔵文化財については、敷地内に空きスペースがあることから、収蔵品の合理的な保管場所として将来の収蔵品の増加に対しても検討できる余地があります。
- ・デジタルアーカイブ化を推進し、市民が時間や場所を問わず資料にアクセスできる環境の整備を図るとともに、収蔵スペースの削減や資料の劣化防止など管理コストの低減に取り組めます。

24-3-3-2 食肉衛生検査所

(1) 現状と課題

- ・施設の老朽化や経年的な地盤沈下の進行により将来的な修繕費の増加が見込まれるほか、職員の感染予防のために必要なシャワー設備が不足している状況など、今後の維持・更新が課題です。

(2) 施設の今後のあり方（再編の方向性）

ア. Re：活用（質）の視点

- ・家畜防疫の観点及び特有のにおいや音がすることから、不特定多数が利用する施設として活用することは困難であり、専門施設として活用していきます。

イ. Re：デザイン（量）の視点

- ・市内唯一の食肉センターに付随する施設であり、と畜検査を行う上で必要な施設のため、引き続き適切に維持管理を行っていきます。

ウ. Re：セット（コスト）の視点

- ・市民の安全な食生活に不可欠な施設であり、適切に運営する必要があるため、今後も施設保全が必要です。老朽化対策に合わせて省エネ化を推進し、トータルコストの縮減を図ります。

(3) 再編を検討するきっかけ

- ・現在、新潟県食肉センター再編検討委員会により、令和 12 年度を目途に新潟市食肉センターを移転することが検討されているため、当所もそれをふまえて今後のあり方を検討します。

(4) その他留意事項など

- ・該当なし

24-3-3-3 清掃事務所

(1) 現状と課題

- ・平成 25 年度に東西の清掃事務所を統合し、ごみ収集拠点を 1 か所に集約しました。
- ・事務所棟は昭和 41 年築であり老朽化が進んでいます。

(2) 施設の今後のあり方（再編の方向性）

ア. Re：活用（質）の視点

- ・現在の立地は、清掃センター（焼却等処理施設）に近く、廃棄物収集の特性から効率性・合理性が高いところです。事務所・車庫の設置や車両転回スペースの確保、廃棄物処理施設へのアクセスなどを考慮し、現在地での改修・建替えが望ましいですが、他の清掃関連施設との統合の可能性も併せて検討していきます。

イ. Re：デザイン（量）の視点

- ・当該敷地のうち、平成 14 年度に解体した旧し尿処理施設部分は現在使用していないため、地下埋設物の確認をしながら売却等転用を検討していきます。

ウ. Re：セット（コスト）の視点

- ・今後の不測の災害に備え、引き続き市内外での迅速な被災地支援が可能となるよう、必要最低限の直営体制と収集拠点を維持していきます。

(3) 再編を検討するきっかけ

- ・建物の老朽化をきっかけに再編を検討します。

(4) その他留意事項など

- ・令和 6 年能登半島地震では敷地内に一部液状化が発生し、事務所棟の耐震性に懸念があります。

24-3-3-4 衛生環境研究所

(1) 現状と課題

- ・保健衛生や環境分野などの計画に基づいた検査の他に、感染症パンデミックや食中毒、環境汚染等の緊急的な事案に対応しています。
- ・当施設は築 25 年が経過し、電気・空調設備が耐用年数（15 年～25 年）を超えていることから、設備の交換等の対応が必要です。
- ・検査に必要な設備も老朽化しており、安全にかつ正確な検査を行うためには修繕や更新を行っていく必要があります。

(2) 施設の今後のあり方（再編の方向性）

ア. Re：活用（質）の視点

- ・当施設は、様々な試薬や病原体を取り扱っており、安全管理が重要な施設であるため、単独の施設で引き続き適切に維持管理を行っていきます。

イ. Re：デザイン（量）の視点

- ・検査業務を行う市内唯一の施設であるため、引き続き適切に維持管理を行っていきます。

ウ. Re：セット（コスト）の視点

- ・市民の暮らしに直結した緊急事案に迅速に対応するためには、今後も施設設備の維持が必要です。施設の特性上、検査機器や空調設備での電気使用量の削減は困難ですが、太陽光発電の導入や電気・空調設備の更新によるエネルギー効率の向上で、照明や冷暖房のコストの削減を図ることを検討します。

(3) 再編を検討するきっかけ

- ・建物の長寿命化工事は、築 40 年（令和 22 年頃）を目途に検討します。
- ・また、電気設備、空調ボイラー設備が 1 階にあります。立地が西川沿いの海拔 0.4m 地点であるため、今後は浸水対策の必要性も含めて検討します。

(4) その他留意事項など

- ・該当なし

24-3-4 産業研究施設

24-3-4-1 新潟市バイオリサーチセンター

(1) 現状と課題

- ・当施設は、平成 14 年に旧新津市に移転した新潟薬科大学を核に、産・学・官が連携し、バイオテクノロジーを活用した研究開発の推進・発展に寄与することを目的に平成 17 年に設置した「貸し研究施設」です。
- ・研究室は全部で 17 室あり、令和 5 年度より入居率 100%を維持しています。また、施設維持費※は過去 3 年間の平均が約 2,200 千円となっており、財政負担の観点では低いと考えています。なお、施設としては 20 年目を迎え、長寿命化のための GHP 入替工事を実施済みです。

※施設維持費

＝(バイオリサーチセンター関連歳出)－(研究室使用料及び行政財産使用料)

- ・施設運営により得られた成果を随時発信することにより、当施設の PR や市内産業の活性化につなげていきたいところですが、研究成果は製品完成後でなければ公表できないといった制約が課題となっています。

(2) 施設の今後のあり方（再編の方向性）

ア. Re：活用（質）の視点

- ・当施設を利用した事業者の研究成果を可能な範囲で公表するように情報発信体制の充実に努めます。

イ. Re：デザイン（量）の視点

- ・指定管理者と協力し、引き続き高い利用率の維持・継続に努めます。

ウ. Re：セット（コスト）の視点

- ・当施設は現在 LED の入替工事を実施中であり、令和 12 年度までに施設内の全照明の LED 化を目指しています。今後、施設の証明がすべて LED 化されれば、電気代が削減され、施設の維持費縮減が期待できます。

(3) 再編を検討するきっかけ

- ・長期間空室になっている部屋が複数出た場合や施設の大規模改修が必要になった場合に再編を検討します。

(4) その他留意事項など

- ・該当なし

24-3-4-2 農業活性化研究センター

(1) 現状と課題

- ・農業活性化研究センターは、農業振興を図ることを目的とし、農業者が抱えている技術的な課題の解決のために調査研究するとともに、6次産業化や農商工連携を支援する唯一の機関です。
- ・開設後10年が経過し、設備の老朽化や地盤沈下が進んでおり、施設と設備の計画的な修繕・更新を実施し、研究機能の充実を図ることが課題となっています。

(2) 施設の今後のあり方（再編の方向性）

ア. Re：活用（質）の視点

- ・該当なし

イ. Re：デザイン（量）の視点

- ・市内に同種・同類の施設が他にないことから、現在の規模を維持します。研究テーマの増加に伴い、栽培施設を全て稼働している状況ですが、現在の施設を最大限有効活用しながら調査研究を行っていきます。

ウ. Re：セット（コスト）の視点

- ・太陽光発電システム・LED照明器具・雑用水の再利用等、現在の省エネ設備の活用と並行し、施設と設備の定期的な修繕と更新を実施していきます。

(3) 再編を検討するきっかけ

- ・農業者に近い研究機関であることから、農業者及び農業関係者との合意形成を図りながら、地域農業の実情に合わせた検討が必要となります。

(4) その他留意事項など

- ・分析室や試験圃場など、他にない独自の設備と機能を有しており、施設管理上多機能化・複合化にはその機能性に留意する必要があります。
- ・地域農業の活性化のため、農業者の課題解決となる試験研究を実施し、研究成果の産地活用に努めています。